

目 次
第1号（9月9日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	5
出席議員	8
欠席議員	8
事務局職員出席者	8
説明のため出席した者の職氏名	8
開 会	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	11
諸般の報告	11
町長提出第103号議案	13
町長提出第104号議案	14
町長提出第105号議案	14
町長提出第106号議案	14
町長提出第107号議案	14
町長提出第108号議案	14
町長提出第109号議案	14
町長提出第110号議案	14
町長提出第111号議案	14
町長提出第112号議案	15
町長提出第113号議案	15
町長提出第114号議案	15
町長提出第115号議案	15
町長提出第116号議案	15
町長提出第117号議案	15
町長提出第118号議案	15
町長提出第119号議案	15
町長提出第120号議案	15
町長提出第121号議案	15
町長提出第122号議案	15
町長提出第123号議案	15
町長提出第124号議案	15

町長提出第125号議案	28
町長提出第126号議案	28
町長提出第127号議案	29
町長提出第128号議案	29
町長提出第129号議案	29
町長提出第130号議案	29
町長提出第131号議案	29
町長提出第132号議案	39
町長提出第133号議案	39
町長提出第134号議案	39
町長提出第135号議案	39
町長提出第136号議案	39
町長提出第137号議案	39
町長提出第138号議案	39
町長提出第139号議案	39
町長提出第140号議案	39
町長提出第141号議案	55
町長提出第142号議案	55
町長提出報告第5号	62
町長提出報告第6号	63
町長提出報告第7号	66
町長提出報告第8号	68
教育長提出報告第9号	69
散 会	70
署 名	71

第2号（9月10日）

議事日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	73
欠席議員	73
事務局職員出席者	73
説明のため出席した者の職氏名	74
開 議	74
会議録署名議員の指名	74
一般質問	74

11番 岡田 克也君	74
10番 後山 幸次君	91
1番 草田 吉丸君	105
3番 川田 剛君	125
散 会	143
署 名	144

第3号（9月11日）

議事日程	145
本日の会議に付した事件	145
出席議員	145
欠席議員	145
事務局職員出席者	145
説明のため出席した者の職氏名	146
開 議	146
会議録署名議員の指名	146
一般質問	146
9番 寺戸 昌子君	146
2番 米澤 宏文君	166
4番 道信 俊昭君	176
6番 丁 泰仁君	196
散 会	217
署 名	218

第4号（9月12日）

議事日程	219
本日の会議に付した事件	221
出席議員	223
欠席議員	223
事務局職員出席者	223
説明のため出席した者の職氏名	223
開 議	224
会議録署名議員の指名	224
町長提出第103号議案	224
町長提出第104号議案	225
町長提出第105号議案	225

町長提出第106号議案	226
町長提出第107号議案	227
町長提出第108号議案	228
町長提出第109号議案	229
町長提出第110号議案	230
町長提出第111号議案	230
町長提出第112号議案	231
町長提出第113号議案	235
町長提出第114号議案	235
町長提出第115号議案	236
町長提出第116号議案	237
町長提出第117号議案	237
町長提出第118号議案	238
町長提出第119号議案	238
町長提出第120号議案	239
町長提出第121号議案	240
町長提出第122号議案	240
町長提出第123号議案	241
町長提出第124号議案	241
町長提出第125号議案	242
町長提出第126号議案	269
町長提出第127号議案	270
町長提出第128号議案	271
町長提出第129号議案	271
町長提出第130号議案	272
町長提出第131号議案	272
散 会	273
署 名	274

第5号（9月25日）

議事日程	275
本日の会議に付した事件	276
出席議員	277
欠席議員	277
事務局職員出席者	278
説明のため出席した者の職氏名	278

開 議	278
会議録署名議員の指名	280
町長提出第132号議案	280
町長提出第133号議案	280
町長提出第134号議案	280
町長提出第135号議案	280
町長提出第136号議案	280
町長提出第137号議案	280
町長提出第138号議案	280
町長提出第139号議案	280
町長提出第140号議案	280
町長提出第141号議案	280
町長提出第142号議案	280
町長提出第143号議案	294
町長提出第144号議案	300
発委第1号	310
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	311
文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について	315
議員派遣の件	316
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	316
閉 会	317
署 名	318

津和野町告示第64号

令和元年第6回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年8月27日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和元年9月9日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君

岡田 克也君

沖田 守君

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月12日に応招した議員

○9月25日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第6回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

令和元年9月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和元年9月9日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出第103号議案 津和野町過疎地域自立促進計画(平成28年度～令和2年度)の変更について

日程第5 町長提出第104号議案 日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第6 町長提出第105号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第7 町長提出第106号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第8 町長提出第107号議案 津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 日程第 9 町長提出第 108 号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 109 号議案 津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 110 号議案 津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 111 号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 112 号議案 津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 113 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 114 号議案 津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 115 号議案 名賀地域センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 116 号議案 津和野町集会所使用料条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 117 号議案 日原体育館使用料条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 118 号議案 小川体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 119 号議案 津和野運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 120 号議案 津和野テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 121 号議案 須川運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 122 号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 123 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 124 号議案 津和野町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 125 号議案 平成 31 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 27 町長提出第 126 号議案 平成 31 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 町長提出第 127 号議案 平成 31 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 29 町長提出第 128 号議案 平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 30 町長提出第 129 号議案 平成 3 1 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 31 町長提出第 130 号議案 平成 3 1 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 32 町長提出第 131 号議案 平成 3 1 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 33 町長提出第 132 号議案 平成 3 0 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 町長提出第 133 号議案 平成 3 0 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 町長提出第 134 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 町長提出第 135 号議案 平成 3 0 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 町長提出第 136 号議案 平成 3 0 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38 町長提出第 137 号議案 平成 3 0 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39 町長提出第 138 号議案 平成 3 0 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40 町長提出第 139 号議案 平成 3 0 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 41 町長提出第 140 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 42 町長提出第 141 号議案 平成 3 0 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 43 町長提出第 142 号議案 平成 3 0 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 44 町長提出報告第 5 号 平成 3 0 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 45 町長提出報告第 6 号 株式会社津和野開発の経営状況について
- 日程第 46 町長提出報告第 7 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 47 町長提出報告第 8 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について

日程第 48 教育長提出報告第 9 号 平成 3 0 年度教育委員会事業点検評価報告書について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 103 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～令和 2 年度）の変更について
- 日程第 5 町長提出第 104 号議案 日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 6 町長提出第 105 号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 106 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 107 号議案 津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 108 号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 109 号議案 津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 110 号議案 津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 111 号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 112 号議案 津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 113 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 114 号議案 津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 115 号議案 名賀地域センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 116 号議案 津和野町集会所使用料条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 117 号議案 日原体育館使用料条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 118 号議案 小川体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 20 町長提出第 119 号議案 津和野運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 120 号議案 津和野テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 121 号議案 須川運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 122 号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 123 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 124 号議案 津和野町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 125 号議案 平成 31 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 27 町長提出第 126 号議案 平成 31 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 町長提出第 127 号議案 平成 31 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 29 町長提出第 128 号議案 平成 31 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 30 町長提出第 129 号議案 平成 31 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 31 町長提出第 130 号議案 平成 31 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 32 町長提出第 131 号議案 平成 31 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 33 町長提出第 132 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 町長提出第 133 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 町長提出第 134 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 町長提出第 135 号議案 平成 30 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 町長提出第 136 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38 町長提出第 137 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 39 町長提出第 138 号議案 平成 30 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40 町長提出第 139 号議案 平成 30 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 41 町長提出第 140 号議案 平成 30 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 42 町長提出第 141 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 43 町長提出第 142 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 44 町長提出報告第 5 号 平成 30 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 45 町長提出報告第 6 号 株式会社津和野開発の経営状況について
- 日程第 46 町長提出報告第 7 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 47 町長提出報告第 8 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 48 教育長提出報告第 9 号 平成 30 年度教育委員会事業点検評価報告書について

出席議員 (12 名)

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君
教育長 …………… 世良 清美君 総務財政課長 …………… 岩本 要二君

税務住民課長	……………	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	……………				内藤 雅義君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	藤山 宏君
環境生活課長	……………	清水 浩志君	建設課長	……………	益井 仁志君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	会計管理者	……………	青木早知枝君
代表監査委員	……………	水津 正君			

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

本日、令和元年第6回津和野町議会定例会が招集されましたところ、議員各位、執行部おそろいでお出かけをいただきましてまことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思いますが、ここ数年というか、今日の市町村を取り巻く環境というのは大変厳しい状況にある。かように認識をしております。特に人口減少になかなか歯どめがかからない、そういう状況下の中で本町も例外になく津和野地区、日原地区ともに町の中心市街地でもあるそこでさえ人口減少、少子高齢化さまざまな要因が原因として、お店が廃業されたりというような状況下の中で、昔のようになぎわいがなくなってきたと。そこで9月1日には日原地区でああして日原になぎわい創出拠点「かわべ」という施設がオープンいたしました。施設ができて即座にその効果が出るというものではありませんが、特にあの地に町の中心街に住む皆さんが非常に危機感を感じて、そして、たび重なる協議会合を重ねて、そしてその行動を起こされたその結果が、あのになぎわい創出拠点に結びついたのではないかとこのように思っています、そのことについては敬意を表し今後に大いに期待をするところであります。

さっきの日原のになぎわい創出はさることながら、実はこの津和野にも幸いと申しますか、ああして乙女峠の殉教者の列福調査が始まろうとする、こういう状況下でもあり、さらにはあわせて大手企業がホテル進出を計画しているという、このようなこともお聞きをしておるこのさなかであります。したがって、私はここ数年ここ二、三年が我が町の勝負の年ではないかとかようにさえ思うのでありまして、地方創生、特に津和野版の総合戦略、これをなし遂げるにはこの機会を逃してはならないと、このように強く感じておりますので、この9月定例会を初め、執行部、議員ともに十分な論議を重ねて、今定例会でも一般質問でさようなことの質問を投げかける議員もおると思いますが、ぜひとも建設的な意見を出していただき、そして議員各位にも一生懸命に取り組みを町民挙げて取り組むという、この姿勢がなにより大事ではないかということをお願いをしたいと思います。

それでは、本日の出席議員を申し上げます。

ただいまの出席議員数は、全員12名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第6回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、板垣敬司君、6番、丁泰仁君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。それでは、先日議会運営委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を令和元年9月3日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日9月9日から9月25日までの17日間としたいと思います。

初日の9日月曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受け、決算認定については監査委員より監査意見の報告をいただき、監査委員に対する質疑を終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し休会中の審査とします。

その後、町長から報告を受けて、散会をしたいと思います。

10日火曜日、11日水曜日の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は8人の28件であります。

12日木曜日は、決算議案を除く議案の質疑、討論、表決を行い、散会したいと思います。

13日金曜から24日火曜までを休会といたします。休会中に決算審査特別委員会を開催していただきたいと思っております。

25日水曜に本会議を再開し、決算審査特別委員会の報告を受け、質疑、討論、表決を行います。

各委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

令和元年9月9日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月25日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月25日までの17日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

6月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【6月定例会以降】

- | | | |
|----------|----------------------------|----|
| 6月17日（月） | 広報広聴常任委員会 | |
| 19日（水） | 文教民生常任委員会、総務経済常任委員会 | |
| | 津和野高校後援会第1回総会（町民センター） | 議長 |
| 20日（水） | 全員協議会 | |
| 27日（木） | 広報広聴常任委員会 | |
| | 津和野旅館組合通常総会（よしのや） | 議長 |
| 29日（土） | 笹山水源地源祭（笹山） | 議長 |
| 7月 3日（水） | 総務経済常任委員会所管事務調査（町民センター） | |
| 5日（金） | 広報広聴常任委員会 | |
| 8日（月） | 文教民生常任委員会調査視察（星の里） | |
| | 島根県立大学支援協議会監査（事務局） | 議長 |
| 10日（水） | 鹿足郡事務組合議会臨時会（クリーンパルにちはら） | |
| | 鹿足郡不燃物処理組合議会臨時会（吉賀町） | |
| 11日（木） | 広報広聴常任委員会 | |
| 18日（木） | 高齢者福祉大会（町民センター） | 議長 |
| 22日（月） | 総務経済常任委員会所管事務調査（町民センター） | |
| 23日（火） | 益田地区広域市町村圏事務組合議会臨時会（益田市） | |
| | 文教民生常任委員会調査視察（シルバーリーフつわの） | |
| 25日（木） | 鹿足土木協会主要事業要望行動・意見交換会（松江市） | 議長 |
| ～26日（金） | 長 | |
| 27日（土） | 津和野町応援大使発足式（町民センター） | 議長 |
| 8月 6日（火） | 第5回津和野町議会臨時会、全員協議会 | |
| | 文教民生常任委員会調査視察（津和野町社会福祉協議会） | |

- 8日(木) 高知県中土佐町議会視察受入(津和野庁舎) 議長
- 10日(土) 中村県議県議会議長就任祝賀会(町民センター) 議長
- 20日(火) 海外調査出張・現地視察(ドイツ・バチカン市国) 副議長
- ～26日(月)
- 21日(水) 議会広報研修会(松江市) 広報広聴常任委員
- 26日(月) 津和野町農政会議通常総会(なごみの里) 議長
- 27日(火) 各単位老人クラブ代表者会(町民センター) 議長代理
副議長
- 28日(水) 県町村議会議長会第2回臨時総会(松江市) 議長
- ～29日(木) 知事と町村議長との意見交換会(松江市) 議長
- 9月 1日(日) 日原賑わい創出拠点施設グランドオープン記念式典(かわべ) 議長
- 2日(月) 一般質問通告締め切り 正午
- 3日(火) 議会運営委員会
秋の交通安全運動推進会議(町民センター) 議長

【視 察】

8月 8日(木) 高知県中土佐町議会 (8名) 定住促進住宅整備事業
益田地区広域市町村圏事務組合議会、鹿足郡事務組合議会、鹿足郡不燃物処理組合議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと存じます。

日程第4. 議案第103号

- 議長(沖田 守君) 日程第4、議案第103号津和野町過疎地域自立促進計画(平成28年度～令和2年度)の変更についてを議題といたします。
執行部より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長(下森 博之君) 皆さん、おはようございます。本日は9月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。今定例会に提案をいたします案件は計画案件1件、条例案件21件、一般会計を初め各会計補正予算案件7件、決算認定案件11件、報告案件5件の合計45案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。
- 議案第103号でございますが、津和野町過疎地域自立促進計画(平成28年度～令和2年度)の変更について、議会の議決を求めるものでございます。
- 詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。
- 議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第103号について御説明をいたします。

変更内容につきましては、別紙のとおり追加変更するものでございます。

議案書1枚めくっていただきまして、別紙様式2をごらんください。

追加する事業は、区分6、教育の振興、3、事業計画の（1）学校教育関連施設その他を追加するものでございます。

続きまして、別紙様式3をごらんください。

事業の概算事業費でございますが、教育拠点施設整備事業分として日原教育拠点施設、町営英語塾藩校整備のための、もと日原診療所医師住宅回収費用として平成31年度600万円を見込んでいます。

以上でございます。

日程第5. 議案第104号

日程第6. 議案第105号

日程第7. 議案第106号

日程第8. 議案第107号

日程第9. 議案第108号

日程第10. 議案第109号

日程第11. 議案第110号

日程第12. 議案第111号

日程第13. 議案第112号

日程第14. 議案第113号

日程第15. 議案第114号

日程第16. 議案第115号

日程第17. 議案第116号

日程第18. 議案第117号

日程第19. 議案第118号

日程第20. 議案第119号

日程第21. 議案第120号

日程第22. 議案第121号

日程第23. 議案第122号

日程第24. 議案第123号

日程第25. 議案第124号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第104号日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてより日程第25、議案第124号津和野町水道事業

給水条例の一部改正まで以上21案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。執行部より順次提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第104号でございますが、日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

議案第105号でございますが、津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第106号でございますが、津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第107号でございますが、津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第108号でございますが、日原特定公園条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第109号でございますが、津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第110号でございますが、津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第111号でございますが、津和野町消防団員の定員、任免、給与含む等に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第112号でございますが、津和野町立小中学校施設整備の利用に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第113号でございますが、津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第114号でございますが、津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第115号でございますが、名賀地域センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第116号でございますが、津和野町集会所使用料条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第117号でございますが、日原体育館使用料条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第118号でございますが、小川体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第119号でございますが、津和野運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第120号でございますが、津和野テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第121号でございますが、須川運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第122号でございますが、畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育次長から説明を申し上げます。

議案第123号でございますが、津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第124号でございますが、津和野町水道事業給水条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） おはようございます。

それでは、議案第104号について御説明いたします。

本議案は、日原山村開発センターの使用を取りやめ、後に解体撤去することに伴い、日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は、交付の日から施行します。

以上です。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○**税務住民課長（山本 慎吾君）** それでは、議案第105号を御説明いたします。

説明に入る前に議案の一部訂正をお願いいたします。

改正する条例のうち、第6条の改正というのがありますが、一部表記の誤りがありましたので訂正をお願いします。条例文第6条改正のうち、上から5行目「の次に（、旧氏を加える。同条同項第2号中）」とありますが、正しくは、「の次に（、旧氏を加え、同条同項第2号中）」の誤りでした。加える「。」と加えの「、」が間違っておりました。確認不足で大変申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

今回の条例一部改正は、女性活躍推進の観点から住民票個人番号カード等への旧氏そのものが過去に称していた氏の記載が可能となるよう住民基本台帳法施行例が改正されたことに伴うものであります。

現行の条例は、国の印鑑登録証明事務処理要領に沿った条例であり、今回の住民基本台帳施行令改正に伴い、国の事務処理要領も改正されたため、条例についても改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表1ページをごらんください。

第6条第2項では、右側のほう、今までにはなかった旧氏と文言が入っております。また同様に2ページ以降の第7条、第14条、第15条においても旧氏という文言を入れた改正を行っております。今回の一部改正の施行は、国の事務処理要領の施行日と同じく令和元年11月5日からとしています。

以上で説明を終わります。

○**議長（沖田 守君）** 医療対策課長。

○**医療対策課長（下森 定君）** それでは、議案第106号津和野町介護保険施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の条例改正は、令和元年10月1日から地方消費税を含む消費税の税率が10%に引き上げられることに伴い、津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正が必要となります。

主な改正内容については、従来の利用料等の額を税込み表示から税抜き表示に改正するものであります。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

1ページの診断書、死亡診断書、2ページの入所・短期入所等の食費、居住費及び3ページの通所リハに伴う食費が変更となります。

この条例は令和元年11月1日から施行します。

経過措置として、この条例による改正後の津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の規定は、令和元年10月1日以降の別表の利用料等について適用し、同日前の別表の利用料等については、なお従前の例によるものです。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第107号津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明いたします。

町指定のごみ袋について、消費税の引き上げに伴い、手数料の額を税込み表示から税抜き表示に改正するものであります。

次ページの新旧対照表をごらんください。

第12条第2項において手数料の額は、別表に定める額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とするを加えるものでございます。

第12条関係別表において手数料の額を税抜き表示とするため、「50円」を「47円」に、「30円」を「28円」に改正いたします。

最後に、附則としまして、施行期日でございますが、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、続きまして、議案第108号について御説明を申し上げます。

日原特定公園条例の一部を改正する条例でございます。これは、主にカントリーパークの使用料でございます。このたびの10月1日からの消費税改定に伴いまして、税抜き表示から税込み表示にさせていただくというものでございます。

新旧対照表をごらんください。

別表に、それから次ページ、別表3、それから別表4、5とそれぞれ使用料にこれまで税込みだった表示を税抜き表示というふうにさせていただくものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第109号津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について御説明いたします。

消費税率の引き上げに伴い、下水道料金等について税込み表示から税抜き表示に改正するもの及び基本料金に量水器口径の追加をするため改正するものであります。

新旧対照表1ページをごらんください。

第6条使用料の額中、公共下水道の使用料の額は別表に定める額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とするを加えるものでございます。

第6条第10条関係別表において、基本料金の量水器口径に新たに30ミリ及び75ミリを追加し、金額を税抜き表示とするものでございます。

次ページの重量料金及び臨時使用のときの料金表につきましては、金額をそれぞれ税抜き表示とするものでございます。

計測器具使用料につきましては、使用料として今後も徴収することがないから、削除するものでございます。

最後に、附則としまして、施行期日でございますが、令和元年10月1日から施行することとしております。

また、経過措置としまして、改正後の使用料の規定は、令和元年11月分以降徴収分から適用し、10月分までについては従前の例によることとしております。

続きまして、議案第110号津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について御説明いたします。

消費税率の引き上げに伴い、農業集落排水施設の使用料等について、税込み表示から税抜き表示に改正するもの及び基本料金に量水器口径の追加をするため改正するものであります。

新旧対照表1ページをごらんください。

第6条使用料の額中、農業集落排水施設の使用料の額は、別表に定める額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とするを加えるものでございます。

第6条第10条関係別表において、基本料金の量水器口径に新たに30ミリ及び75ミリを追加し、金額を税抜き表示とするものでございます。

次ページの従量料金及び臨時使用のときの料金表につきましては、金額をそれぞれ税抜き表示とするものでございます。

計測器具使用料につきましては、使用料として今後も徴収することがないことから削除するものでございます。

最後に、附則としまして、施行期日でございますが、令和元年10月1日から施行することとしております。

また、経過措置としまして、改正後の使用料の規定は、令和元年11月分以降徴収分から適用し、10月分までについては従前の例によることとしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第111号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、この中で地方公務員法の一部改正がされました。主な内容は、成年被後見人等の欠格条項の削除となっており、これに伴い、津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を一部改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

アンダーラインが入っている部分が改正内容になります。改正内容といたしましては、第4条第1号の成年被後見人等の欠格条項の削除、第3号につきましては、免職を懲戒免職に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条2号に定める日（令和元年12月14日）から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 議案第112号について御説明申し上げます。

本議案は、本年10月1日から予定されております消費税率の10%への引き上げに伴い、津和野町立小中学校施設整備の利用に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第6条の使用料の納付につきまして、「別表に定めるところにより光熱水費等を使用料として」を「別表に定める使用料に、消費税法に定める消費税の税率に乗じた得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額を」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものです。

また、別表第6条関係につきましては、体育館（屋内運動場）の表中、「使用料1時間当たり」の後に「（税抜）」を日原小学校屋内運動場の表中、「基本使用料」、「照明料」、「冷暖房料」及び「可動椅子」の後に「（税抜）」を、屋外運動場照明施設の表中、「使用料1時間当たり」の後に「（税抜）」を、津和野小学校校舎の表中、「基本使用料」及び「冷暖房料」の後に「（税抜）」をそれぞれ加え、津和野小学校校舎の表中、「照明料」の項を削除するように改めるものでございます。施設の健全な運営を図ることを目的として、条例の一部を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行します。

続きまして、議案第113号について御説明申し上げます。

本議案は、日原山村開発センターの廃止により、日原中央公民館及び日原公民館の位置を変更することに伴い、津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、別表（第2条関係）の表中、日原中央公民館の位置を「津和野町日原22番地1」から「津和野町日原169番地」に、同様に日原公民館の位置も「津和野町日原22番地1」から「津和野町日原169番地」にそれぞれ変更するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第114号について御説明申し上げます。

この議案は、本年10月1日から予定されております消費税率の10%への引き上げに伴い、津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第11条の使用料につきまして、「別表に定める使用料」の後に「に、当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

また、別表（11条関係）（コミュニセンター）の表中「1時間当たり基本使用料」の後に「（税抜）」を、（体育館）の表中「1時間当たり基本使用料」及び「1時間当たり照明料」の後に「（税抜）」をそれぞれ加えるように改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

続きまして、議案第115条について御説明いたします。

本議案は、本年10月1日から予定されております消費税率の10%の引き上げに伴い、名賀地域センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第6条の（使用料）につきまして、「別表に定める使用料」の後に「に、当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

また、別表（第6条関係）の使用料の表中「1時間当たり基本使用料（単位円）」及び「1時間当たり使用料（単位円）」の後にそれぞれ「（税抜）」を加えるように改めるものでございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日より施行いたします。

議案第116号について御説明いたします。

本議案は、本年10月1日から予定されております消費税率の10%への引き上げに伴い、津和野町集会所使用料条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第3条の（使用料）につきまして、「別表に定める使用料」の後に「に、当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

また、別表（第3条、第5条関係）の表中「1時間当たり基本使用料」及び「1日1平方メートル当たり基本占有料」の後にそれぞれ「（税抜）」を加えるように改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日より施行いたします。

議案第117号について御説明いたします。

本議案は、本年10月1日から予定されております消費税率の10%への引き上げに伴い、日原体育館使用料条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第2条（使用料等の納付）につきまして、「別表に定める使用料及び照明料」の後に「に、当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

続きまして、議案第118号について御説明いたします。

本議案は、本年10月1日より予定されております消費税率の10%の引き上げに伴い、小川体育館の使用料及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第10条の使用料につきまして、「別表に定める使用料」の後に「に、当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

また、別表（第10条関係）の表中「1時間当たり基本使用料」及び「1時間当たり照明料」の後に「（税抜）」をそれぞれ加えるように改めるものでございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日より施行いたします。

議案第119号について御説明いたします。

本議案は、本年10月1日から予定されております消費税率の10%への引き上げに伴い、津和野運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第10条の（使用料）につきまして、「別表に定める使用料」の後に「に、当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

また、別表（第10条関係）運動広場使用料の表中「使用料」の後に「（税抜）」を加え、「照明」の項を削るように改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

議案第120号について御説明いたします。

本議案は、本年10月1日から予定されております消費税率の10%への引き上げに伴い、津和野テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第10条の使用料につきまして、「別表に定める使用料」の後に「に、当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

また、別表（第10条関係）テニスコート使用料の表中「使用料」の後に「コートの使用料」及び「照明の使用料」の後に「（税抜）」を加えるように改めるものでございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行します。

続きまして、議案第121号について御説明いたします。

本議案は、本年10月1日から予定されております消費税率の10%への引き上げに伴い、須川運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第10条の使用料につきまして、「別表に定める使用料」の後に「に、当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

また、別表（第10条関係）（体育館）の表中「1時間当たり基本使用料」及び「1時間当たり照明料」の後に「（税抜）」を、屋外運動場照明施設の表中「使用料1時間当たり」の後に「（税抜）」をそれぞれ加えるように改めるものでございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

続きまして、議案第122号について御説明いたします。

本議案は、本年10月1日から予定されております消費税率の10%への引き上げに伴い、畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

改正内容としましては、第10条の使用料につきまして、「別表に定める使用料」の後に「に、当該額に消費税法に定める消費税の税率に乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた金額」の一文を加え、これまで内税扱いとしていたものを外税扱いに改めるものでございます。

また、別表（第10条関係）（使用料）の表中「1時間当たり基本使用料」、「1時間当たり照明料」及び「1時間当たり冷暖房料」の後に「（税抜）」をそれぞれ加えるように改めるものでございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行します。

以上です。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第123号津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について御説明いたします。

今回の条例改正は、令和元年10月1日から地方消費税を含む消費税の税率が10%に引き上げられることに伴い、津和野町病院事業利用料及び手数料の一部改正であります。

主な改正内容については、従来の手数料等の額を税込み表示から税抜き表示に改正するものであります。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

1ページの健康診断書から2ページの医療費、支払い証明書及び2ページのその他各種証明書から3ページの定期健康診断B、3ページの一般健康診断から4ページの妊婦検診料、同ページの妊婦検査料、5ページの妊娠反応、同じく5ページの乳児検診料から室料差額使用料が変更となります。

戻っていただきまして、なお2ページの死産証明書及び出生証明書、4ページの分娩料等、分娩に関連するものについては、現在、津和野共存病院で分娩の取り扱いを行っていないため廃止といたします。

また、3ページの事業所健康診断（1）から（3）については、健康診断A及びBと同内容を含んでいるため、廃止といたします。

この条例は、令和元年10月1日から施行します。経過措置として、この条例による改正後の津和野町病院事業利用料及び手数料条例の規定は、令和元年11月1日以降の利用料について適用し、同日前の利用料等については、なお従前の例によるものです。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第124号津和野町水道事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

消費税率の引き上げに伴い水道料金等について税込表示から税抜き表示に改正するもの及び水道法の改正により、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制度導入に伴い更新手数料を申請するため、改正するものであります。

新旧対照表1ページをごらんください。改正水道法が令和元年10月1日から施行され、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制度が導入されることに伴い、第9条において法の規定に基づき有効期限の経過によって失効の取り扱いとなったものを除くを加えております。また、第30条第3項において給水装置工事事業者更新手数料は、1件につき5,000円を加えるものでございます。戻りまして、第25条料金中各料金は、別表に定める額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とするを加えるものでございます。

次ページの第31条第2項加入分担金及び第25条、第28条関係別表について金額をそれぞれ税抜き表示とするものでございます。

最後に附則としまして施行期日でございますが、令和元年10月1日から施行することとしております。また、経過措置としまして加入分担金は、10月1日以降の工事申し込みに係るものについて適用し、同日前に申し込みがあったものについては、従前の例によることとしております。また、条例別表の規定は令和元年11月分以降徴収分から適用し、10月分までについては従前の例によることとしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。ここで10時まで休憩といたします。

午前9時48分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26. 議案第125号

日程第27. 議案第126号

日程第28. 議案第127号

日程第29. 議案第128号

日程第30. 議案第129号

日程第31. 議案第130号

日程第32. 議案第131号

○議長（沖田 守君） 日程第26、議案第125号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第4号）より、日程第32、議案第131号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第125号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,883万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億2,928万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。議案第126号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ306万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2,236万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第127号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億8,545万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第128号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,666万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第129号平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を417万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第130号平成31年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,086万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

議案第131号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。収益的収入を1,202万3,000円追加し、収益的収入予算総額3億4,696万2,000円、収益的支出を1,240万2,000円追加し、収益的支出予算総額3億1,925万7,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第125号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。第2表、地方債補正の変更でございます。総額で1億958万5,000円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたしますので、20ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

総務費では、財政管理費の積立金として、株式会社杣の里の解散による有価証券売却収入に伴い財政調整基金積立金501万円を増額をしております。

財産管理費の公有財産購入費として、青原公民館駐車場用地購入費130万円を新たに計上、積立金といたしまして、森林境界調査事業に伴い森林整備基金積立金103万4,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、情報処理費の委託料といたしまして、会計年度任用職員制度への移行に伴うシステムの構築・整備に伴い、システム開発委託料363万円を増額をしております。

定住対策費の積立金として、定住支援体制整備基金積立金200万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、生活バス対策費の公有財産購入費として、津和野小学校前バス停用地購入費1,006万8,000円を新たに計上をしております。

道の駅管理費のなごみの里管理費の委託料といたしまして、グラウンドゴルフ場改修に伴う設計監理業務委託料141万8,000円を増額、工事請負費として、グラウンドゴルフ場改修工事450万円を新たに計上、負担金補助及び交付金として、露天風呂等の修繕料122万8,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、津和野城山整備事業費の委託料として、トイレ整備工事实施設計業務1,210万円、伐採木搬出及び植栽等森林整備業務4,528万円を増額、工事請負費といたしまして、遊歩道整備区間の延長に伴う遊歩道整備工事及び補償費からの組み替えに伴う町道城山線道路改良工事等、合計6,748万1,000円を増額をしております。

34ページをお開きください。民生費の社会福祉総務費の繰出金として、低所得者保険料軽減負担金等による介護特別会計への繰出金790万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、プレミアム付商品券事業費の委託料として、プレミアム付商品券システム改修委託料308万円、負担金補助及び交付金として、プレミアム付商品券事業負担金5,000万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金として、3才以上児副食費補助金216万円を増額をしております。

44ページをお開きください。衛生費の保健衛生総務費の繰出金として、配水管移設工事等により、水道事業会計への繰出金717万4,000円を増額計上しております。

48ページをお開きください。農林水産業費では、農業振興費の工事請負費として、農産物処理加工施設の下水道接続工事費242万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、林業費では、林業振興費の委託料として、新たな森林経営管理システムによる森林境界調査業務委託料103万4,000円を増額をしております。

林道費の負担金補助及び交付金として、安蔵寺トンネルの点検業務負担金102万4,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費の負担金補助及び交付金として、町内事業者の新規事業開拓事業等への個別商業包括的支援補助金100万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、観光費の負担金補助及び交付金として、藩校養老館を会場とした竜王戦第5局目の開催に伴い観光協会補助金350万円を増額をしております。

歴史的風致維持向上事業費の委託料として、JR津和野駅舎の整備補償調査及び地質調査等に伴いJR津和野駅舎整備調査業務委託料770万円を新たに計上をしております。

街並み環境整備事業費の委託料として、津和野駅前小公園整備に係る工損調査等に伴い駅前小公園整備設計業務委託料等161万2,000円を新たに計上、工事請負費といたしまして、津和野駅前つわぶき安全センター解体工事及び駅前小公園整備工事費等3,280万円を新たに計上、公有財産購入費として、つわぶき安全センターの用地購入費300万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、地域生活基盤施設整備事業費の委託料といたしまして、駐輪場整備業務に伴い測量設計業務委託料900万円を増額をしております。

国際交流費の負担金補助及び交付金として、ドイツ交流ツアーの未実施に伴い津和野町国際交流協会支援交付金215万1,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、土木費の土木総務費の委託料として、中座バイパス仮設道の町道移管及び滝谷1号線の分筆登記に伴い登記事務委託料300万3,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路新設改良費の委託料として、日原添谷線の構造物設計に伴い測量設計業務委託料200万円を新たに計上、工事請負費といたしまして、町道高嶺線の改良工事費420万円を増額をしております。

道路長寿命化対策事業費の委託料といたしまして、唐人屋トンネル修繕設計業務委託料500万円、工事請負費といたしまして、社会資本総合整備交付金の増額に伴い旭橋耐震補強工事費1,787万4,000円を増額をしております。

66ページをお開きください。公園費の公園管理費の修繕料といたしまして、カントリーパークの多目的トイレ排水管等の修繕料139万円を増額計上をしております。

72ページをお開きください。教育費の教育諸費の委託料として、給食センターの老朽化に伴い給食センター建設基本計画策定業務委託料539万円を増額をしております。

78ページをお開きください。社会教育総務費の委託料として、山村開発センター解体工事実施設計業務委託料等750万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、文化財保護費の委託料といたしまして、文化財保存活用事業費補助金の減額に伴い文化財計画策定支援業務委託料195万9,000円を減額、負担金補助及び交付金として、県指定文化財永明寺保存修理事業費補助金等指定文化財管理交付金601万6,000円を増額。

1枚めくっていただきまして、貸付金として民俗芸能保存協議会貸付金622万5,000円を減額をしております。

森鷗外記念館費の修繕料といたしまして、加圧給水ポンプ等修繕料188万5,000円を増額をしております。

86ページをお開きください。埋蔵文化財発掘調査事業費の長福地区発掘調査事業費の工事請負費といたしまして、表土除去埋戻工事費430万4,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、伝統的建造物群保存事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、修理・修景事業箇所の変更減に伴い伝統的建造物群保存事業費補助金570万5,000円を減額をしております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

地方交付税では、普通交付税を2,300万円計上しております。

国庫支出金の民生費国庫負担金として、消費増税に伴う介護保険料負担軽減に伴う低所得者保険料軽減負担金384万1,000円を増額をしております。

民生費国庫補助金としてプレミアム付商品券事業費補助金1,079万円を増額をしております。

土木費国庫補助金として、旭橋耐震補強工事費及び街並み環境整備事業に伴い社会資本整備総合交付金3,169万8,000円を増額をしております。

教育費国庫補助金として、修理・修景事業箇所の変更減に伴い伝統的建造物群保存地区修理事業費補助金370万8,000円を減額、交付決定額の減額に伴い文化財保存活用事業費補助金275万9,000円を減額をしております。

県支出金の民生費県負担金として、消費増税に伴う介護保険料負担軽減に伴い低所得者保険料軽減負担金192万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、県補助金の総務費県補助金として、津和野町定住支援体制整備基金積立金に伴い過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金200万円を増額をしております。

民生費県補助金として、3才以上児副食費に伴い、しまね結婚・子育て市町村交付金108万円を増額をしております。

委託金の教育費委託金として、長福地区発掘調査事業に伴い埋蔵文化財調査委託金938万1,000円を増額をしております。

財産収入の財産売払収入として、杣の里の解散に伴う株の払い戻しによる有価証券売払収入500万9,000円を新たに計上をしております。

寄附金といたしまして、城山整備に伴い総務費寄附金1億2,256万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、繰入金として、津和野温泉なごみの里グラウンドゴルフ場改修等に伴い、ふるさと津和野基金繰入金583万4,000円を増額しております。

諸収入の貸付金元利収入として、民俗芸能保存協議会への民族芸能保存協議会貸付金返還金622万5,000円を減額しております。

雑入の建設課分として、唐人屋トンネル修繕設計業務委託料の吉賀町負担金240万6,000円を増額、プレミアム付商品券販売収入4,000万円を増額しております。

町債の総務債では、臨時財政対策の確定に伴い臨時財政対策債5,098万5,000円を増額、一般単独事業債では、津和野小学校前バス停購入費に伴い合併特例960万円を増額しております。

商工債の過疎対策事業債では、津和野駅周辺整備事業並びに街並み環境整備事業に伴い観光施設整備事業2,950万円を増額しております。

土木債の辺地対策事業債では、町道高嶺線の改良工事に伴い道路橋梁整備事業420万円を増額、過疎対策事業債として、日原添谷線の構造物設計及び旭橋耐震補強工事費の増額に伴い道路橋梁整備事業830万円を増額しております。

教育債の過疎対策事業債として、山村開発センター解体工事実施設計業務委託料に伴い教育の振興事業700万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続いて、議案第126号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費17万6,000円増は、国保連の研究会等の職員旅費、納付書印刷代、研修参加負担金によるものであります。

その下、連合会負担金2万5,000円増は、マイクロソフトライセンスに係るものであります。

12ページをごらんください。保険給付費の出産育児一時金84万円増は、今年度国保加入者による出生予定者が3名の予定となったため、2名分を増額するものであります。

14ページ、16ページにつきましては、財源振替です。

18ページをごらんください。疾病予防費の賃金9万9,000円減、委託料64万4,000円増は、糖尿病性腎症重症化予防保健指導の栄養士賃金を減額し、糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定のため、医師や栄養士会への委託料を増額するものであります。

20ページをごらんください。諸支出金の償還金187万6,000円増は、平成30年度島根県国民健康保険給付費等交付金の確定によるものであります。

続いて、歳入を御説明しますので、8ページをごらんください。

県支出金の保険給付費等交付金383万円減は、特定健診受診率向上事業において、当初予算時、誤って補助金収入を二重計上していましたので、修正をするものであります。

その下、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金20万1,000円増は、歳出の総務費で説明したもの、出産育児一時金等繰入金56万円増は、歳出の保険給付費で説明しました出産育児一時金の3分の2が町負担となりますので、これらによるものであります。

以上でございます。

続きまして、議案第127号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費21万8,000円増は、第8期介護保険事業計画策定のため、島根県が行うデータ活用ワーキング研修等の旅費によるものでございます。

12ページをごらんください。地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費6万2,000円増は、安心生活調査票のシステム入力のための臨時職員賃金によるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。

介護保険料768万2,000円減、一般会計繰入金のうち、低所得者保険料軽減繰入金768万2,000円増は、10月からの消費増税による保険料軽減分と、その補填として国及び県からの負担金によるものであります。

一般会計繰入金のうち、包括的支援事業・任意事業繰入金6万2,000円増、事務費繰入金21万8,000円増は、それぞれ歳出の一般管理費及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で説明したものの繰入金であります。

以上であります。

○議長(沖田 守君) 環境生活課長。

○環境生活課長(清水 浩志君) 議案第128号を御説明いたします。平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

10ページの歳出をごらんください。営業費の業務費でございます。需用費の修繕料として4万1,000円を増額しております。

償還金利子及び割引料として過年度還付金20万5,000円を増額しております。

続きまして、管渠費でございます。事業費の修繕料としてマンホール周辺舗装修繕費24万7,000円を増額しております。

続きまして、12ページ、施設整備費でございます。委託料として現場技術業務委託料150万円を減額しております。

工事請負費として公共ます設置のための工事費20万円を増額しております。

補償金として下水道工事に伴う水道管移設補償金150万円を増額しております。
続きまして、14ページ、公債費の元金でございます。20万円の財源振替を行うものでございます。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。

下水道使用料の滞納繰越分として45万2,000円を増額しています。

一般会計繰入金として24万1,000円を増額しております。

続きまして、議案第129号を御説明いたします。平成31年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

10ページの歳出をごらんください。

業務費の需用費修繕料として浄化槽に係る修繕43万2,000円を増額しております。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。

一般会計繰入金として43万2,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第130号平成31年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳出から御説明しますので、10ページをごらんください。

津和野町育英奨学金の48万円は、当初予定しておりました数よりも貸与者が1名ふえましたので、奨学金として48万円を増額するものでございます。

戻りまして、8ページをごらんください。

歳入としましては、繰入金としまして、津和野町育英奨学基金より48万円を繰り入れるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） 議案第131号を御説明いたします。平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

10ページの収益的収入及び支出をごらんください。

収益的支出でございます。営業費用の原水及び浄水費でございます。修繕費につきまして、瀬戸浄水場配水流量計変換器取りかえ、下横道浄水場滅菌器設置に伴う基板改造の修繕費として、合計70万4,000円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。人件費でございますが、職員手当につきまして、職員の時間外手当30万円を増額しております。

委託料につきまして、漏水業務調査委託料、配水管布設替実施設計業務委託料として、合計148万8,000円を増額しております。

修繕費につきまして、邑輝ポンプ場第2送水ポンプ取りかえ修繕費として125万4,000円を増額しております。

工事請負費につきまして、堤田地区区画整備工事に伴う配水管支障移転工事、公共下水道に伴う配水管移設工事として、合計753万9,000円を増額しております。

続きまして、総係費でございます。報酬費につきまして、水道審議会委員報酬として7万3,000円を増額しております。

旅費につきまして、水道審議会委員費用弁償、職員の研修旅費として8万9,000円を増額しております。

光熱水費につきまして、環境生活課灯電気料として31万5,000円を増額しております。

修繕費につきまして、公用車の修繕費として10万円を増額しております。

研修費につきまして、職員費の研修会への参加費として2万8,000円を増額しております。

使用料につきまして、公用車のリース料として13万3,000円を増額しております。

貸倒引当金繰入額につきまして、これは現金を伴わない支出ですが、37万9,000円を計上しております。

戻りまして、収入をごらんください。

収益的収入でございます。営業外収益の一般会計補助金につきまして、先ほど支出で御説明いたしました営業費用の増額に伴い、717万4,000円を増額しております。

その他、雑収益につきまして、先ほど支出で御説明いたしました堤田地区区画整備工事に伴う配水管移設工事に伴います移設補償費、公共下水道工事に伴う配水管移設補償費として、合計484万9,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

暫時5分間程度休憩いたします。

午前10時29分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

.....

日程第33. 議案第132号

日程第34. 議案第133号

日程第35. 議案第134号

日程第36. 議案第135号

日程第37. 議案第136号

日程第 38. 議案第 137号

日程第 39. 議案第 138号

日程第 40. 議案第 139号

日程第 41. 議案第 140号

○議長（沖田 守君） 日程第 33、議案第 132号平成 30年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第 41、議案第 140号平成 30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 9 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 議案第 132号平成 30年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり監査委員さんの意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額 9 億 8 4 5 万 9, 7 2 5 円、歳出総額 9 億 5, 0 0 7 万 6 7 7 円で、差し引きいたしまして 5, 8 3 8 万 9, 0 4 8 円の黒字決算となったわけですが、この中に繰越明許費繰越額が 1, 7 3 4 万 2, 0 0 0 円ございますので、実質収支額といたしましては 4, 1 0 4 万 7, 0 4 8 円となったものでございます。

議案第 133号平成 30年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額 1 億 2, 3 5 9 万 1, 6 5 3 円、歳出総額 1 億 8, 7 2 4 万 5, 0 4 4 円で、差し引きいたしまして 3, 6 3 4 万 6, 6 0 9 円の黒字決算となったものでございます。

議案第 134号平成 30年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が 1 億 7, 4 8 2 万 9, 8 7 5 円、歳出総額が 1 億 4, 2 0 6 万 6 2 7 円で、差し引きいたしまして 3, 2 7 6 万 9, 2 4 8 円の黒字決算となったものでございます。

議案第 135号平成 30年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が 2 億 8, 8 4 9 万 5, 9 7 7 円、歳出総額が 2 億 8, 6 9 8 万 2, 1 0 9 円で、差し引きいたしまして 1 5 1 万 3, 8 6 8 円の黒字決算となったものでございます。

議案第 136号平成 30年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が 4 億 1, 4 4 4 万 6, 6 6 0 円、歳出総額が 4 億 1, 3 1 0 万 8, 7 2 7 円で、差し引きいたしまして 1 3 3 万 7, 9 3 3 円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が 2 万 9, 0 0 0 円ございますので、実質収支額といたしましては 1 3 0 万 8, 9 3 3 円となったものでございます。

議案第 137号平成 30年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が 3 7 4 万 8 7 5 円、歳出総額が 3 6 8

万5,803円で、差し引きいたしまして5万5,072円の黒字決算となったものでございます。

議案第138号平成30年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1,291万5,013円、歳出総額が1,291万5,013円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となったものでございます。

議案第139号平成30年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が6,103万8,656円、歳出総額が6,051万7,220円で、差し引きいたしまして52万1,436円の黒字決算となったものでございます。

議案第140号平成30年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が3億7,092万6,762円、歳出総額が3億6,465万4,601円で、差し引きいたしまして627万2,161円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要を御説明いたしました。各会計につきましては、黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。

なお、詳細につきましては、会計管理者のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより……（発言する者あり）これより……。何や。（発言する者あり）あ、失礼、失礼。大変失礼いたしました。

会計管理者。

○会計管理者（青木早知枝君） それでは、議案第132号平成30年度一般会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書1ページをごらんください。

歳入1款の町税は、市町村民税ほか町税全体の収入済み額は6億9,314万9,297円で、歳入全体の7.5%、前年度に比べ765万964円、1.1%の減、不納欠損額として168万3,900円が計上され、収入未済額は2,671万1,440円で、収納率は96.1%、前年度に比べ0.1ポイントの上昇となっております。

3款の利子割、4款の配当割、5款の株式等譲渡所得割、6款の地方消費税、7款の自動車取得税、8款の地方特例及び10款の交通安全対策特別交付金合わせた七つの交付金の合計は、収入済み額1億5,567万1,000円で、前年度に比べ724万9,000円、4.9%の増。

9款の地方交付税は、収入済み額42億3,588万2,000円で、歳入全体の45.5%を占めており、前年度に比べ2,182万2,000円、0.5%の減となっております。

11 款の分担金及び負担金は、収入済み額 6,493 万 1,532 円、主なものとして分担金では、経営農業競争力基盤整備事業分担金、負担金では老人ホーム措置費、保育所徴収金となっております。

12 款の使用料及び手数料は、収入済み額 1 億 2,213 万 8,299 円、主なものとして、使用料では住宅使用料、教育施設使用料、手数料では戸籍住民等手数料、清掃手数料となっております。

13 款の国庫支出金は、収入済み額 7 億 4,932 万 3,748 円で、歳入全体の 8.1% で、前年度に比べ 7,707 万 7,016 円、9.3% の減で、主なものとして、国庫負担金では障害者自立支援給付費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費負担金となっております。収入未済額は 1,239 万 9,000 円は、繰越明許費財源充当分となっております。

では、3 ページをごらんください。

国庫補助金の主なものは、都市再生整備事業費補助金、社会資本整備総合交付金で、収入未済額 1 億 9,010 万 5,000 円は、繰越明許費財源充当分となっております。

14 款の県支出金は、収入済み額 5 億 1,196 万 3,654 円で、歳入全体の 5.5%、前年度に比べ 3,897 万 5,886 円、7.1% の減で、主なものとして、負担金では保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、補助金では中山間地域等直接支払事業費交付金、地籍調査事業費補助金、委託金では県民税徴収費委託金となっております。また、収入未済額 1,664 万 5,000 円は、繰越明許費財源充当分となっております。

15 款の財産収入は、収入済み額 4,831 万 7,074 円で、主なものは、ミュージアムグッズ売り払い収入となっております。

16 款の寄附金は 7,760 万 7,129 円で、前年度に比べ 5,716 万 7,512 円の増、収入未済額 1,208 万 9,000 円は、繰越明許費財源充当分となっております。

17 款の繰入金は、収入済み額 5 億 6,215 万 7,905 円で、歳入全体の 6%、前年度に比べ 1 億 198 万 2,431 円の減。

20 款の町債は、収入済み額 1 億 9,191 万 4,000 円で、歳入全体の 18.2%、前年度に比べ 4 億 608 万 9,000 円の増で、収入未済額 2 億 3,830 万円は、繰越明許費財源充当分となっております。

歳入合計は、収入済み額 9 億 845 万 9,725 円で、前年度に比べ 1 億 9,250 万 1,036 円、2.1% の増となっております。

次に、5 ページをごらんください。

歳出 1 款の議会費は、支出済み額 6,892 万 8,938 円、前年度に比べ 1 億 63 万 8,409 円の減となっております。

2 款の総務費は、支出済み額 1 億 6,201 万 4,024 円、歳出全体の 21.2%、前年度に比べ 3 億 7,997 万 4,138 円の増、企画費、諸費、地域情報化推進事業費、

津和野城山整備事業費に前年度繰越明許費 2 億 5 2 9 万 3, 6 2 7 円が含まれております。翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は、鹿足郡事務組合負担金となっております。

3 款の民生費は、支出済み額 1 5 億 5, 9 7 0 万 3, 7 6 3 円、歳出全体の 1 6. 9 %、前年度に比べ 2, 1 5 8 万 9, 5 0 3 円の減。

4 款の衛生費は、支出済み額 8 億 6, 1 5 0 万 8 1 円で、歳出全体の 9. 3 %、前年度に比べ 1 億 1, 9 2 3 万 8, 8 0 3 円の増。

5 款の労働費は、支出済み額 6 2 万 7, 0 0 0 円で、前年度と同額となっております。

6 款の農林水産業費は、支出済み額 6 億 4, 6 0 2 万 9, 6 3 2 円、前年度に比べ 1 億 1, 9 9 8 万 5, 8 0 5 円の増、農地費、林業振興費、林道費に前年度繰越明許費 8, 3 3 9 万 9, 9 2 8 円が含まれております。また、アユ種苗生産施設整備補助金で翌年度繰越額が計上されております。

7 款の商工費は、支出済み額 6 億 1, 8 3 0 万 6, 3 8 1 円、前年度に比べ 1 億 2, 6 4 1 万 9, 6 6 4 円の増、観光費、歴史的風致維持向上事業費に前年度繰越明許費 1 億 3, 2 9 8 万 4, 6 8 0 円が含まれております。また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は、歴史的風致維持向上事業となっております。

8 款の土木費は、支出済み額 8 億 1, 1 5 6 万 9, 3 8 6 円、前年度に比べて 1 億 4, 3 0 0 万 3, 5 4 5 円の増、地籍調査事業費、道路新設改良費、道路長寿命化対策事業費、住宅管理費、公園費に前年度繰越明許費 1 億 2, 6 6 3 万 6, 4 0 0 円が含まれております。また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は、道路新設改良事業となっております。

9 款の消防費は、支出済み額 2 億 6, 8 9 0 万 7, 0 0 4 円、前年度に比べ 4 5 4 万 8, 9 9 1 円の減となっております。

7 ページをごらんください。

1 0 款の教育費は、支出済み額 9 億 5 5 0 万 8, 8 2 9 円、歳出全体の 9. 8 %、前年度に比べ 2 億 9 7 2 万 6, 0 5 3 円の減、教育諸費に前年度繰越明許費 5, 5 7 6 万 7, 6 0 0 円が含まれております。また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は、藩校養老館修理活用事業となっております。

1 1 款の災害復旧費は、支出済み額 2, 2 8 0 万 7, 8 4 4 円、前年度に比べ 6, 3 8 7 万 4, 0 5 4 円の減となっております。また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は、現年公共土木施設災害復旧事業となっております。

1 2 款の公債費は、支出済み額 1 5 億 1, 1 5 3 万 4, 2 5 4 円、歳出全体の 1 6. 3 %、前年度に比べ 2 億 4, 4 4 1 万 9, 6 4 9 円の減、中山間の諸支出金は、支出済み額 1, 2 6 3 万 3, 5 4 1 円で、1, 0 9 6 万 8, 4 6 8 円の減となっております。

歳出合計は、支出済み額 9 2 億 5, 0 0 7 万 6 7 7 円で、前年度に比べ 3 億 3, 1 8 5 万 6, 8 2 8 円、3. 7 %の増、翌年度繰越額は 4 億 7, 9 5 8 万円となっております。

333ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差し引き額5,838万9,048円から翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額1,734万2,000円を差し引きますと、実質収支額は4,104万7,048円となっております。

続きまして、議案第133号国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の国民健康保険税は、収入済み額1億5,989万6,379円、歳入全体の14.2%、前年度に比べ623万1,883円の増。

歳入合計は、収入済み額11億2,359万1,653円、前年度に比べ1億9,212万4,419円、14.6%の減となっております。

3ページをごらんください。

歳出2款の保険給付費は、支出済み額7億8,385万4,103円、歳出全体の72.1%を占めており、前年度に比べ7,326万217円の減。

歳出合計は、支出済み額10億8,724万5,044円、前年度に比べ1億7,824万6,827円、14.1%の減となっております。

27ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の3,634万6,609円となっております。

続きまして、議案第134号の介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の介護保険料は、収入済み額2億1,448万9,670円、歳入全体の15.6%、前年度に比べ1,266万640円の減、不納欠損額として62万3,300円が計上されております。

3款の国庫支出金及び5款の県支出金を合わせた支出金は、収入済み額5億7,629万7,677円、歳入全体の41.9%、前年度に比べ1,899万3,296円の増です。

4款の支払基金交付金は、収入済み額3億3,481万7,262円、歳入全体の24.4%、前年度に比べ792万9,700円の減となっております。

歳入合計は、収入済み額13億7,482万9,875円、前年度に比べ1,126万9,445円、1.1%の増となっております。

3ページをごらんください。

歳出2款の保険給付費は、支出済み額11億9,506万2,691円、歳出全体の89%を占めており、前年度に比べ1,093万1,103円の減となっております。

歳出合計は、支出済み額13億4,206万627円、前年度に比べ1,644万2,458円、1.2%の増となっております。

39ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の3,276万9,248円となっております。

続きまして、議案第135号の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の後期高齢者医療保険料は、収入済み額8,458万1,510円、歳入全体の29.3%、前年度に比べ535万6,270円の減。

4款の繰入金は、収入済み額1億9,323万3,656円、歳入全体の67%、前年度に比べ721万6,542円の減となっております。

歳入合計は、収入済み額2億8,849万5,977円、前年度に比べ1,254万4,174円、4.2%の減となっております。

3ページをごらんください。

歳出2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済み額2億8,186万7,456円、歳出全体の98.2%を占めており、前年度に比べ1,395万3,162円の減となっております。

歳出合計は、支出済み額2億8,698万2,109円、前年度に比べ1,259万8,944円、4.2%の減となっております。

13ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の151万3,868円となっております。

続きまして、議案第136号下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入2款の使用料及び手数料は、収入済み額5,221万806円、歳入全体の12.6%、前年度に比べ154万9,459円の増。

3款の国庫支出金は、収入済み額7,520万円、歳入全体の18.1%、前年度に比べ42万6,060円の増となっております。

7款の町債は、収入済み額1億3,450万円、歳入全体の32.5%、前年度に比べ3,050万円の減、収入未済額は翌年度繰越明許費財源充当分となっております。

歳入合計は、収入済み額4億1,444万6,660円、前年度に比べ866万9,720円、2%の減となっております。

3ページをごらんください。

歳出1款の下水道事業費は、支出済み額2億4,185万7,665円、歳出全体の58.5%を占めており、前年度に比べ1,863万8,309円の減、施設整備費に前年

度繰越明許費 6,117万8,980円が含まれております。また、翌年度繰越額が計上されております。

歳出合計は、支出済み額 4億1,310万8,727円、前年度に比べ 741万5,759円、1.8%の減となっております。

17ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差し引き額 133万7,933円から翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額 2万9,000円を差し引きますと、実質収支額は 130万8,933円となっております。

続きまして、議案第137号の農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の使用料及び手数料は、収入済み額 89万4,759円、歳入全体の 23.9%、前年度に比べ 8,777円の増。

2款の繰入金は、収入済み額 280万6,000円、歳入全体の 75%、前年度に比べ 16万円の増となっております。

歳入合計は、収入済み額 374万875円、前年度に比べ 17万5,086円、4.9%の増となっております。

3ページをごらんください。

歳出1款の農業集落排水事業費は、支出済み額 157万744円、歳出全体の 42.6%、前年度に比べ 16万877円の増となっております。

歳出合計は、支出済み額 368万5,803円、前年度に比べ 16万130円、4.5%の増となっております。

9ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の 5万5,072円となっております。

続きまして、議案第138号の奨学基金特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入4款の諸収入は、収入済み額 774万4,000円、歳入全体の 60%、前年度に比べ 66万9,000円の増となっております。

歳入合計は、収入済み額 1,291万5,013円、前年度に比べ 163万447円、11.2%の減となっております。

3ページをごらんください。

歳出、奨学金費は、支出済み額 1,291万5,013円、前年度に比べ 163万447円、11.2%の減となっております。

9ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差し引き額はゼロ円となっております。

続きまして、議案第139号の診療所特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の診療収入は、収入済み額5,390万314円、歳入全体の88.3%を占めており、前年度に比べ271万8,339円の増となっております。

歳入合計は、収入済み額6,103万8,656円で、前年度に比べ5,062万719円、45.3%の減となっております。

3ページをごらんください。

歳出合計は、支出済み額6,051万7,220円、前年度に比べ4,787万213円、44.2%の減となっております。

9ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の52万1,436円となっております。

続きまして、議案第140号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の介護老人保健施設事業収入は、収入済み額2億6,167万6,921円、歳入全体の70.5%を占めており、前年度に比べ1億441万7,476円の減となっております。

歳入合計は、収入済み額3億7,092万6,762円、前年度に比べ6,241万6,090円、14.4%の減となっております。

3ページをごらんください。

歳出1款の介護老人保健施設事業費は、支出済み額3億4,012万9,922円、歳出全体の93.3%を占めており、前年度に比べ5,772万6,555円の減となっております。

歳出合計は、支出済み額3億6,465万4,601円、前年度に比べ6,006万6,267円、14.1%の減となっております。

11ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の627万2,161円となっております。

以上で、平成30年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、監査委員の審査意見の報告を求めたいと思います。

一般会計より順次よろしくお願いを申し上げます。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） 改めまして、おはようございます。

去る9月2日に町長に提出いたしました平成30年度歳入歳出決算審査意見書について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成30年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、その概要及び意見は次のとおりである。

審査の対象は、平成30年度津和野町一般会計歳入歳出決算書並びに平成30年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書ほか7件、合わせて9会計でございます。

審査の期間でございますが、8月の1日から30日の間に行っております。

審査の総括意見でございますが、町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿は、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施した。

その結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、財産運用管理もおおむね適正であると認めた。

以下、内容について記述する。

以下でございますが、先ほどの執行部の説明と、また、これから後、決算審査特別委員会も設置されるようでございますので、数字の説明は簡略にさせていただきたいと思っております。

それでは、2ページをごらんください。

1、決算規模でございますが、一般会計と特別会計合わせた金額を申し上げますと、歳入総額が129億5,844万5,196円でございます。歳出総額は128万2,123万9,821円となっております。

次に、2、一般会計の決算状況でございますが、(2)決算収支状況でございます。平成30年度の決算では、実質収支が4,104万7,000円、単年度収支でいきますと、5,087万8,000円の赤字となっております。実質単年度収支では3億2,754万6,000円の黒字決算となっております。

(3)の歳入の状況の表の説明は割愛させていただきます。

下のコメントをごらんください。

1、町税は、前年度比765万1,000円減で、1.1%下回った。

固定資産税は、評価替えの影響により、1,091万6,000円減となった。

2、地方交付税は、前年度比で普通交付税が659万2,000円減、特別交付税が1,523万円減となり、合計で2,182万2,000円減となり、0.5%下回った。

3、国庫支出金は、前年度比7,707万7,000円減となっている。

民生費国庫補助金1,892万9,000円減、商工費国庫補助金9,557万円減、教育費国庫補助金3,601万4,000円減、総務費国庫補助金1億1,219万5,000円増、土木費国庫補助金1億8,740万円増が主な内訳となっております。

4、繰入金は、前年度比1億198万2,000円減で、財政調整基金繰入金8,100万円減、減債基金繰入金4,900万円減、診療所特別会計からの繰入金5,506万8,000円減が主な内訳となっております。

5、町債は、前年度比4億608万9,000円増で、総務費3億3,778万9,000円増、衛生債が2,040万円増、農林業債は4,500万円増、商工債が8,180万円増、土木債が8,250万円増、教育債が1億500万円減が主な内訳となっております。

次に、5ページの(5)性質別歳入歳出決算状況をごらんください。

歳入で、自主財源の総額が18億9,338万7,000円で、前年度比で申し上げますと、8,363万5,000円の減となっております。

6ページをごらんください。

依存財源の合計では74億1,507万3,000円で、前年度比で2億7,613万6,000円増加しております。

次の②の歳出についてでございますが、義務的経費の合計は49億743万5,000円でございます。

投資的経費では、15億8,829万円であります。

その他の経費で27億5,434万6,000円で、合計で92億5,007万1,000円でございます。

次の(6)財政構造の分析でございますが、経常収支比率で申し上げますと、前年度比で1.4ポイント増の90.9%となっております。そのうち、公債費率では0.7ポイント下がって22.8%、人件費率は0.2ポイント上がって22.4%、物件費率では0.3ポイント上がって14.6%となっております。また、標準財政規模でございますが、46億9,300万1,000円で、前年度比で1,691万7,000円減額となっております。

次に、8ページをごらんください。

(7)町税の収納状況でございますが、数字については表の中をごらんいただきたいと思いますが、コメントの御説明を申し上げます。

1、町民税の収納率は、前年度と同率の99.2%となっている。個人町民税納税義務者は3,324人で、前年度比で14人減少しております。

2、固定資産税の収納率は、前年度比0.1ポイント上がって93.4%となっているが、前年度における不納欠損処分が大きく影響していると考えられる。

続いて、(9)の使用料及び手数料状況でございますが、合計で申し上げます。

全体の調定額が1億518万6,000円、それに対しまして収入済み額が9,953万5,000円で、未収が565万1,000円となっております。

使用料総額は、前年度比で392万3,000円減となっている。

2、住宅使用料の未収額は、前年度比551万7,000円に対し、本年度557万6,000円で、5万9,000円増となっている。

主な増減は、旧堀氏庭園96万9,000円増、斎場84万5,000円増、道路占用料81万9,000円増、観光リフト200万5,000円減、町営住宅使用料が194

万1,000円減、駐車場191万6,000円減、安野光雅美術館71万3,000円減、森鷗外記念館63万円減となっております。

次に、10ページをごらんください。

(12)の地方債の現在高状況でございますが、平成30年度末の現在高が128億2,610万8,000円で、前年度と比べますと2億6,104万8,000円ふえております。町民1人当たりの負担額を換算してみますと、1人当たり174万円となっております。

次のページをごらんください。

(15)の滞納額状況でございますが、合計で申し上げます。税、料と合わせたものでございますが、3,251万5,000円で、対前年度比で153万7,000円減となっております。

13ページに移ります。

特別会計の決算状況でございますが、各会計別執行状況の総括表といたしまして、八つの特別会計の合計額で申し上げますと、調定額が36億7,592万8,000円、それに対しまして収入済み額が36億4,998万6,000円で、不納欠損が62万3,000円、収入未済額が2,531万8,000円、収納率が99.3%。

歳出で、予算額が36億7,263万4,000円に対しまして支出済み額が35億7,117万円、不用額が9,353万5,000円、執行率が97.2%、差し引きで7,881万6,000円となっております。

次の(2)基金の残高状況でございますが、合計で申し上げますと、平成30年度末の現在高が1億8,086万2,000円となっております。

14ページをごらんください。

(3)滞納額状況でございますが、これも合計で申し上げますと、1,741万8,000円で、前年度比で135万4,000円減額となっております。

以下、省略させていただきます。

最後の16ページをごらんください。

審査意見。

本年度の決算は、財政運営上、重要な指標となる経常収支比率が、主要な経常一般財源となる町税及び普通交付税が減少していることも影響して、前年度に比し1.4ポイント上がって90.9%と悪化した。そのうち、公債費率は0.7ポイント下がって22.8%、人件費率は0.2ポイント上がって22.4%、物件費率は0.3ポイント上がって14.6%となっている。

経常一般財源総額は47億4,813万6,000円で、前年度に比し1,124万3,000円減少しており、減少傾向は今後も続くものと思われることから、今後経常経費の削減が求められるところである。

これまで計画的に繰り上げ償還を実施し、公債費比率の改善に努められているが、減債基金残高が少なくなり、今後においては繰り上げ償還も厳しくなると思われる。

一般会計においては、歳入総額93億846万円で、対前年度比1億9,250万1,000円増、歳出総額は92億5,007万1,000円で、対前年度比3億3,185万7,000円増、うち翌年度へ繰り越すべき財源1,734万2,000円を差し引くと、実質収支額は4,104万7,000円となり、単年度収支は5,087万8,000円の赤字、実質単年度収支は3億2,754万6,000円の黒字となっておる。

歳入では、対前年度比で増加したものは、町債4億608万9,000円増、寄附金5,716万7,000円増、繰入金3,614万9,000円増が主なものとなっており、減少したものは、繰入金1億198万2,000円減、国庫支出金7,707万7,000円減、諸収入4,484万7,000円減、県支出金3,897万5,000円減、財産収入2,416万9,000円減、地方交付税の2,182万2,000円減となっている。

一方、歳出で増加したものは、補助費等4億2,788万8,000円増、普通建設事業費2億7,853万1,000円増、物件費ほか3,893万2,000円増、繰出金880万8,000円増が主なものとなっている。

収入状況は、一般会計における税、料等の未収金合計が3,251万5,000円で、対前年度比167万7,000円減となっている。

減少の主なものは、固定資産税の111万2,000円減であり、前年度における不納欠損処分による影響もある。

住宅使用料の未収金合計は、557万6,000円となっており、対前年度比でわずかながら増加している。

特別会計においては、8会計合わせて、歳入総額は36億4,998万6,000円、歳出総額は35億7,117万円となっている。

未収金合計が1,741万8,000円で、前年度比135万4,000円となっている。未収の主なものは、国民健康保険税が1,285万6,000円、下水道使用料が212万8,000円、介護保険料が209万9,000円の順となっている。

税、料ともに、一層滞納整理に努め、公平性の確保を図りたい。

終わりに、これまでにも増して財政運営が厳しくなることが確実に予想されるため、さらなる財政改革に取り組み、住民生活の安定向上に努められたい。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） どうもありがとうございました。

それでは、ここで、審査意見報告に対する監査委員さんへの質疑がありましたら、まず初めに、一般会計から質疑を受けたいと思いますが、ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。一般会計に対する質疑を終結します。次に、各特別会計について、一括して質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

日程第４２．議案第１４１号

日程第４３．議案第１４２号

○議長（沖田 守君） 続きまして、日程第４２、議案第１４１号平成３０年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について及び日程第４３、議案第１４２号平成３０年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上２案件については、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第１４１号でございますが、平成３０年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員さんの意見書を添えまして、議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益９１１万５，８４７円に対し、前年度繰越利益剰余金がありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金が９１１万５，８４７円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入支出差し引き３，５８９万７，８７６円の不足額が生じたので、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたしまして決算をさせていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

議案第１４２号でございますが、平成３０年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益１，２３２万９，４６７円に対し、前年度繰越利益剰余金等がありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金が１，２３２万９，４６７円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入総額が２億２，２８９万６，６４１円で、支出総額は１億７，２０９万５，４９４円の決算をさせていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） それでは、議案第１４１号平成３０年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、提案説明を申し上げます。

昨年引き続きまして、利用代行制を導入し、診療報酬等は全て町の収入となり、医療法人橘井堂を指定管理者として管理運営を行いました。

それでは、病院事業会計決算書をごらんいただきたいと思います。

発生主義の公営企業である病院事業の決算につきましては、基本的に消費税を除いた税抜き処理で実施することになっておりますが、1ページから4ページの決算報告書につきましては、税込み金額の数値となっております。

それでは、1ページから説明をしたいと思います。

1、2ページの上段の収入である病院事業収益決算額は7億5,465万3,429円で、うち仮受消費税及び地方消費税は360万1,126円となります。

下の段の支出であります。病院事業費用決算額は7億4,556万2,682円で、うち仮受消費税及び地方消費税は9,600円となります。

ページをめくっていただきまして、3、4ページをごらんください。

上段の資本的収入の決算額は3,917万1,477円、下段の資本的支出の決算額は7,506万9,353円となり、うち仮払消費税及び地方消費税は24万6,400円となります。

続きまして、5ページの損益計算書について御説明いたします。

損益計算書については、収益的収入支出の3条予算の税抜き収支に対し、1年間の経営状況をあらわすものでございます。税抜き数値の金額となっております。

金額欄の中ほど、または右側の列をごらんいただきたいと思います。

1の医業収益は5億4,732万9,993円、2の医業費用は7億3,456万1,918円、3の医業外収益は1億9,657万3,112円、4の医業外費用は930万1,164円となり、経常利益は4万23円の利益となりました。

特別利益の過年度損益修正益、平成29年度の2月、3月診療分は907万5,824円となり、当年度純利益は911万5,847円となります。

6ページ以降の貸借対照表、収益費用明細書等については、決算審査特別委員会にて御説明をいたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第142号平成30年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

津和野町水道事業は、平成30年3月末に4簡易水道を統合し、4月より地方公営企業法の全部適用を受け、経営を行いました。

それでは、水道事業会計決算書をごらんください。

公営企業である水道事業の決算につきましては、基本的には税抜き処理にて調整をすることとなっておりますが、予算制度を採用していることから、1ページから6ページの決算報告書につきましては、税込みの金額となっておりますことを御了承願います。

それでは、1、2ページをごらんください。収益的収入及び支出でございます。

上段の収入である水道事業収入決算額は3億6,380万77円で、うち仮受消費税及び地方消費税は1,269万7,199円となります。

下の段の支出であります水道事業支出決算額は3億4,937万2,071円で、うち仮受消費税及び地方消費税は753万2,791円となります。

ページをめくっていただきまして、3、4ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。

上段の資本的収入の決算額は2億2,289万6,641円、下の段の資本的支出の決算額は1億7,209万5,494円となり、うち仮払い消費税及び地方消費税は209万8,539円となります。

ページをめくっていただきまして、5、6ページをごらんください。特例的収入及び支出でございます。

上段の特例的収入の決算額は2,606万8,352円、下の段の特例的支出の決算額は8,695万1,446円となります。

続きまして、7ページの損益計算書について御説明いたします。

損益計算書については、1事業年度における企業の経営状況を明らかにするため、当該年度中に得た全ての収益から要した費用を差し引き、損益の発生原因とその期間の純利益をあらわしたものでございます。税抜き金額の数値となっております。

金額欄の中ほど、または右側の列をごらんいただきたいと思えます。

まず、1の営業収益は1億5,924万8,761円、2の営業費用は3億50万5,094円、3の営業外収益は1億9,184万6,901円、4の営業外費用は3,496万2,038円となり、経常利益は1,562万8,530円の利益となりました。

特別利益のその他特別利益は7,216円、また、特別損失の過年度損益修正損330万6,279円、これは平成30年度が、地方公営企業法の財務事項適用初年度のため、水道事業会計に係る職員の平成30年6月分の賞与引当金を特別損失として計上したものです。

以上から、当年度純利益は1,232万9,467円となります。

9ページ以降の剰余金計算書、貸借対照表、決算附属書類等につきましては、決算審査特別委員会にて御説明いたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから、監査委員さんの審査意見の報告を求めたいと思えます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、平成30年度津和野町公営企業会計決算審査意見書について、御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成30年度津和野町公営企業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

(1) 審査の期日でございますが、6月の25、27、28日の3日でございます。

(2) 審査の場所ですが、この会場において行っております。

(3) 審査の方法、津和野町病院事業及び津和野町水道事業経営を地方公営企業法その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため、合理的に行われたかについて書類の照合と検証を実施した。

2、審査の結果。

決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、適当であると認めた。

以下に、内容について会計ごとに記述する。

初めに、津和野町病院事業会計でございますが、表の中の数字についての説明は割愛させていただきます。

5 ページのところをごらんください。

3、総括意見でございますが、医業収益の減少、経費の増加などから厳しい経営状況下に置かれ、一般会計の負担が増加しているが、町民生活の安定に欠かすことのできない医療施設であるので、さらなる経営の効率化、安定化に努められたい。

次に、津和野町水道事業会計でございますが、これにつきましても、表中の数字の説明は割愛させていただきます。

9 ページをごらんください。

3の総括意見でございますが、経営の効率化を図り、安全・安心な飲料水の安定的供給を基本とし、料金の抑制に努めるとともに、未給水地区を開始をし、町民がひとしく受益できるよう努められたい。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） どうもありがとうございました。

それでは、審査意見の報告に対する監査委員さんへの質疑がありましたら、お願いしたいと思いますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。

それでは、少し早いようではありますが、12時まで、ここで休憩といたします。（「議長、1時です。1時」と呼ぶ者あり）あ、失礼。午後1時。

大変失礼しました。1時まで休憩といたします。

午前11時37分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

監査委員に対する質疑は終了しましたが、ここで議案第132号平成30年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、議案第142号平成30年度津和野町水

道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に質疑があれば、これを許します。ありませんか。——ありませんか。

はい、ないようであります。執行部に対する質疑を終結します。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算議案につきましては、特別委員会を設置することになっております。

お諮りをいたします。決算の認定に関する11案件につきましては、5人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、決算の認定に関する11案件につきましては、5人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

各常任委員会より委員の選出をお願いします。

暫時、休憩といたします。

午後1時02分休憩

.....
午後1時03分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選出については、津和野町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務経常任委員会より米澤宥文君、後山幸次君、文教民生常任委員会より三浦英治君、草田吉丸君、岡田克也君の以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項、検査の権限を付与したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほどの休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長を選任いただき、委員長に三浦英治君、副委員長に米澤宥文君が、それぞれ選任されましたので報告をいたします。

それではここで、選任されました委員長より挨拶を受けたいと思っております。自席で委員長、よろしくお祈りをいたします。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） このたびの30年度決算審査特別委員長に務めさせていただきます8番、三浦英治です。

先ほど、監査委員から件数の正確性と手続の立場から報告がありました。決算審査委員会では、政策的立場から審査に努めたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

日程第44. 報告第5号

○議長（沖田 守君） 日程第44、報告第5号平成30年度津和野町財政健全化判断比率等について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 大変失礼いたしました。

報告第5号平成30年度津和野町財政健全化判断比率等についてでございますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率等を監査委員さんの意見書をつけて報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第5号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。

まず、健全化判断比率報告書でございます。

一般会計等を対象としました実質赤字比率及び公営企業会計を含む全会計を対象としました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算のため算定をされておられません。

次に、実質公債比率につきましては、一般会計等が負担する公債費、この中には公営企業や一部事務組合債務負担行為に基づく公債費分を含みますが、この公債費が標準財政規模に占める割合を3カ年間の平均で示したものでありまして、自治体の実質的な借金返済負担の重さをあらわす指標でございます。30年度では10.2%となり、対前年度0.6ポイント減少をしております。

将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債残高や債務負担行為、公営企業、一部事務組合などの地方債残高のうち、一般会計等が負担するものの中から基金などの資産額を差し引いた額が、標準財政規模の何倍あるかを示したものです。30年度は107.6%で前年度より24.2ポイント増加をしております。

次に、資金不足比率報告書でございますが、平成30年度決算におきましては、資金不足の生じた特別会計はありませんので、算定をしております。

以上、報告いたします。

○議長（沖田 守君） 報告第6号……（発言する者あり）失礼しました。

特に質疑があれば、これを許しますが。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第45. 報告第6号

○議長（沖田 守君） 日程第45、報告第6号株式会社津和野開発の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第6号でございますが、株式会社津和野開発の経営状況について御報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第6号について、御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、2枚、3ページ、損益計算書をごらんください。

第24期平成30年4月1日から平成31年3月31日の決算状況につきましては、売上高が4億404万9,314円となっております。

各部門ごとの売上高につきましては、お手元の資料—1をごらんいただいたらと思います。まず、その資料—1でございますが、シルクウェイにちはら事業部につきましては、売上高が1億2,879万円、前年1億3,200万8,000円に対しまして、321万8,000円減少いたしました。施設利用者数は、23万7,000人で、前年26万6,000人に対して、2万9,000人減となっております。前年と比較いたしまして、売上高が2.4%減少、利用者数が10.9%減少いたしました。

なごみの里事業部につきましては、売上高が2億860万円、前年2億755万2,000円に対し、104万8,000円増、施設利用者数は23万3,000人、前年24万4,000人に対して、1万1,000人減となっております。前年と比較いたしまして、売上高が0.5%増加、利用者数が4.5%減少いたしました。

リゾート事業部につきましては、売上高が1,319万1,000円、前年1,431万5,000円に対し、112万4,000円減。施設利用者数が2万5,000人、前年2万7,000人に対し、2,000人減となっております。前年と比較いたしまして、売上高が7.9%減少、利用者数が7.4%減少いたしました。

3ページの損益計算書にお戻りください。

販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は、2,103万6,259円となっております。

経常損失は、1,917万603円となりました。特別損失の固定資産処分損2,020万9,450円の主なものは、第24期に行った第2倉庫解体に係る費用及び倉庫内

残存物処分に伴う損失分となっております。税引き前当期純損失は、3,938万53円となりました。法人税、住民税及び事業税を加えた当期純損失は3,970万8,553円となりました。

次に、2ページの貸借対照表でございます。

負債資産の部合計1億4,678万7,066円に対して、負債の部合計8,921万93円となっており、資本金8,000万円に対し、繰越利益剰余金はマイナスの7,228万2,432円で、純資産の部合計は5,757万6,973円となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 特別損失の固定資産処分損は、第2倉庫の解体、さらに土地の評価というか、売買した差損が生じたもので2,000万円ということで説明があったかと思えますけど、まだ最終的には、株式会社津和野が保有している土地が残っているのかどうか、その面積はどのぐらいあるのか、教えていただければと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今期の24期につきましては、建物の解体というところとその処分というところが、この特別損失の内訳ということで、土地の売却については24期では行ってないということでございます。

現在、土地につきましては、枕瀬の旧石西社があったところでございますが、ここが4筆、今現在ございます。で、この4筆のうちの2筆売却をする予定にしておりまして、実際はこの売却益というところの部分で言いますと、合計で1,822万1,954円、これを、この土地の売却額については25期の取り扱いの中に入れてくるということがあります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 結果的にその売却したあと2筆というものが、まだ少しばかり残ってる状況が、これからも続くということですかいね。今の永田歯科医院さんが新しく建てられたその左のほう、入って左のほうは昔、鹿足クリニックというような建物もあったわけですが、あの回りの土地はまだ株式会社津和野の所有地ちゅうことなんですかいね。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 枕瀬のところは、ちょっと地番で言いますとこの内訳というのは私どもも資料として持っております。ただ、先ほど御質問のあった鹿足クリニックのところの土地までは、どこの、だれの方に売却されたのか、あるいは売却されてないのかというところは、ちょっとこの資料ではわからん状況がありますが、ただ、津和野開発が持っている土地というのは日原のまちの中にもござい

ます。それ、社宅も居宅もあるということで、その資産だけはまだ津和野開発として持っているということになる、いうことであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。——つわの暮らし推進課長、今期の決算では建物の解体費用等がのっとなってあって、土地の売却損等は次期の決算に計上すると、こういうことですね。それが、今、5番の板垣議員に対する回答は、約1,900万円ということですか、売却損が。ですか。内藤課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 売却額が1,822万1,000円ということですよ。

○議長（沖田 守君） 売却額がということは、板垣議員、内藤課長も、固定資産評価を幾らしとって売却が千九百何万あるから、要するに固定資産の損失がこうなるということの説明しないと全然わからない。はい、どうぞ。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これまで、貸借対照表のほうで資産としての計上を行っております。大体、およそ、その評価額からいうと約1,000万円減額ということになります。土地の評価額は約3,000万円、で、土地の売却額が約2,000万円、まあ、1,800万円ということで、その差分については、損失分ということになろうかと思えます。

で、株式会社津和野開発のほうからその理由というようなところでお聞きをしております。今回、この該当する土地につきましては、大体、坪単価4万円で検討していたというところがございますが、この建物の解体工事中にくいが出てきたということで、このくいを、要は抜く作業があると、で、この抜く作業に係る経費、そういったものをもろもろ計算すると坪単価3万円ということになるということで、約1,000万円の評価額に対して実際の売買実績額というのは少なかった、ということで報告を受けているところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結いたします。

日程第46. 報告第7号

○議長（沖田 守君） 日程第46、報告第7号株式会社杣の里よこみちの経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第7号でございますが、株式会社杣の里よこみちの経営状況について御報告をするものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告7号について御説明をいたします。

報告書をめくっていただきまして、まず29期でございます。3ページをごらんください。

損益計算書ということでございまして、29期平成30年4月1日から平成31年3月31日までの決算状況につきましては、売上高が942万5,149円、前年916万9,916円に対し、25万4,233円減少ということでございます。宿泊食事等施設利用者数は495人、前年746人に対し、251人減少となっております。前年と比較し、売上高が2.8%減少、利用者数が26.4%減少いたしました。

販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は426万2,219円、経常利益は65万1,552円となりました。当期純利益は42万9,140円、前年度66万7,617円と比較いたしまして23万8,477円の減少となりました。

次に、2ページ、貸借対照表でございます。

資産の部合計882万9,737円に対して、負債の部合計92万9,082円となっており、資本金865万円、繰越利益剰余金はマイナスの249万6,102円で、純資産の部合計は790万655円となっております。

続きまして、7ページでございます。

第30期、平成31年4月1日から令和元年7月18日までの損益計算書をごらんください。

純売上高は、貯蔵品処分収入といたしまして、しし肉等の処分によりまして35万1,759円、それから備品処分、これにつきましては、草刈り機やチェーンソーということでございますが、それらの備品等の処分により100万1,236円、合計135万2,995円となりました。

販売費及び一般管理費では、会社解散に伴う清算業務に係る人件費及び税理士、司法書士手数料92万1,772円となりました。販売費及び一般管理費等を除いた営業利益は43万1,223円、経常利益は47万5,488円となり、当期純損失は82万473円となりました。

次に、6ページ、貸借対照表をごらんください。

資産の部合計、現金、預金等39万6,672円、負債の部合計39万6,672円、これにつきましては、未払いの税理士、司法書士分でございますが、資本剰余金331万6,575円、繰越利益剰余金マイナス331万6,575円となり、負債、純資産合計は39万6,672円となりました。

第29期貸借対照表、純資産の部合計790万655円から第30期損益計算書当期純損失82万473円を差し引いた最終の純資産の額は708万182円となりました。よって、発行済み株式総数171株の1株当たり金額は4万1,404円となり、町出資株数121株、これにその4万1,404円ということで500万9,884円を今回の財産収入、有価証券売り払い収入において計上をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） よろしいですね。

日程第47. 報告第8号

○議長（沖田 守君） 日程第47、報告第8号株式会社フロンティア日原の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 報告第8号でございますが、株式会社フロンティア日原の経営状況について、御報告するものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、報告第8号株式会社フロンティア日原の経営状況について報告させていただきます。

第23期の決算状況につきましては、営農事業、それから農作業受託事業、育苗事業、また加工部と、多部門における経営となっておりますが、加工部において若干の損失を生んでおりますが、全体的には安定経営を行っております。

営農部門ではつや姫の作付を中心に、8.6ヘクタールの水稲経営を行っており、また、育苗ハウスを活用した野菜生産等も行ってきておるわけでありまして。

3ページの損益計算書をごらんください。

当期の純利益は、74万円の黒字決算となっております。

2ページの貸借対照表をごらんください。

資本合計が3,560万円に対して、負債合計1,236万4,000円、資本金1,355万円と資本剰余金9万円、別途積立金600万円、繰越利益剰余金を合わせた純資産合計は、2,323万6,459円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（沖田 守君） 特に質疑あれば、これを許します。ありませんか。——いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

日程第48. 報告第9号

○議長（沖田 守君） 日程第48、報告第9号平成30年度教育委員会事業点検評価報告書について、教育長より報告を求めます。教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、報告第9号平成30年度教育委員会事業点検評価報告書について、御説明を申し上げます。

この報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定によりまして、毎年この9月議会において、事業点検を行った内容を報告するものであります。

内容につきましては、事業名に対しまして、それぞれ事業の目的、内容、参加対象等、それから実施時期、実施場所、予算、決算額、そして評価及び課題について、整理をして事業ごとにまとめてあるものでございます。

内容、多岐にわたりますので、ごらんをいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 特に質疑あれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれで散会をしたいと思います。

午後1時30分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員



令和元年 第6回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和元年9月10日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和元年9月10日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宏文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出掛けありがとうございます。これから、2日目の会議を始めます。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、御手洗剛君、8番、三浦英治君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 皆様、おはようございます。それでは、11番、岡田克也でございます。通告に従いまして、3点、質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。津和野町の観光についてであります。

乙女峠の殉教者の福者認定調査が始まりました。このことは、極めて疲弊している津和野町の観光関連業者にとって、実に、非常にたくさんの商工観光業者の方から、津和野観光の希望、本当にこのことが、今、津和野の観光を維持し、そして発展させていける本当の希望なんだということで、たくさんの声をいただいております。

観光とは、中国の「易経」にある「国の光を観る」からきていると言われていています。見て回るだけの観光ではなく、津和野の歴史を学ぶ観光も大事だと考えています。

例えば、乙女峠の殉教は、また殉教を通して諸外国から信教の自由ということを求められ、それがまた信教の自由へとつながっていったというそういう歴史があります。

また、津和野藩では廃仏政策を行いましたが、その嵐に耐えた津和野藩内の仏教寺院は、宗派を超えて寺院が花まつりを開催し、ことしで90回という回数を迎えました。太鼓谷稲成神社は安永2年（1773年）に伏見稲荷神社から、齋き祀った。京都の伏見稲荷神社は「外国人に人気の日本の観光スポット」ランキングで5年連続1位に輝いており、稲成神社の千本鳥居など、まだまだ観光に使い、そしてアピールできていくものがあると思います。

鷺原八幡宮は、鎌倉の鶴岡八幡宮に勧請して建立され、日本で唯一、原型を残す馬場での流鏝馬神事は、昨年来町されたベルリン・ミッテ区の副区長も、「津和野は非常に美しかった。また流鏝馬のときにぜひ行ってみたい」と言われるほどの美しさであったそうであります。

先日オープンしました日原にぎわい創出拠点「かわべ」の中心建物は、天領日原の商家であります。日原銅山や畑迫の銅山など、かつて江戸幕府の財政を支えた天領（幕府直轄領）の歴史の研究も、今後重要になっていくのではないかと考えております。「かわべ」には、日原郷土史研究会と連携して、日原の歴史を研究し、そして日原の天領としての歴史などを掲示していくべきと考えております。

津和野町の観光の所見と展望、課題、構想、「かわべ」の活用展望などについて、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日より一般質問ということでございます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町の観光についてでございます。

津和野町の観光の所見と展望、課題、構想についてですが、まず課題については、滞在時間の短い通過型観光という点が挙げられます。旅館等の廃業や労働力不足による自主規制など、宿泊可能総量の減少もあり、全町では年間100万人を超える観光入り込み客がありながら、宿泊客数は3万4,000人弱という数字が、それを如実にあらわしております。

この状況を打開するために、地域の文化・歴史資源を活用した滞在型観光に取り組むべく、日本遺産を核とした四季折々のさまざまなまち歩きプラン、体験プランの開発、城山プロジェクト等を進めるとともに宿泊機能の向上も急務と認めております。

さらに、議員御指摘の列福・列聖調査認定後を見据えたインバウンド対応のインフラ整備やおもてなしの向上が必要となっております。

こうして、津和野町観光の弱点である滞在時間の短さ、通過型観光を克服し、ゆっくり滞在いただいてこそわかる、本当の津和野の魅力を伝えていきたいと考えております。

日原にぎわい創出拠点「かわべ」につきましても、観光地である城下町「津和野地区」と天領「日原地区」、さらにもう一つの天領「畑迫地区」をつなぐ広い視点で進めてまいりたいと思います。日原地域が有する清流高津川を生かした水遊びプランやアクティビティ、すぐれた食材を生かした食体験など津和野観光の新たな可能性を秘めており、滞在型観光に貢献すべく活用してまいりたいと考えます。

同拠点における日原の歴史に関する揭示ですが、前述のとおり、城下町地区と天領2地区をつなぐ国の補助事業を展開しており、今後、日原地区の歴史的素材のサイン整備を行い、同拠点にも回遊案内板等の設置が予定されております。

また、同拠点のグランドオープン式典において、指定管理者であるNPO法人「にこはら」理事長の御挨拶の中に、基本理念の一つとして「日原の歴史を学び、伝承する」ことを挙げ、日原郷土史研究会との連携についても言及をされているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいま答弁にありました中の城山プロジェクトなどを進める、これも非常に、津和野城もバーチャルで江戸時代の風景が再現されたり、そしてまた城山の、その石垣なども非常によく見えるようになってまいりまして、これが整備されるということは観光にとっても大いに寄与されてくると思いますが、この答弁の中で宿泊機能の向上というふうに答弁がありましたが、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。

宿泊機能の向上についてでございますが、現在、まだまだ具体的に我々も――補助事業の導入等を考えておられるようですが、そこまでの具体的な話まで至っておりませんが、ゲストハウスを今度つくられるというような動きもございます。そういった部分もまた連動ができるかなということと、まだまだ今後の話ではございますが、道の駅と外資系のホテルが組んだりというような話もございます。まだまだ、これからの話だとは思いますが、そういうお話も出ておる中で、どうしても、入り込みが100万を超えてありながら、それに対する宿泊が3万4,000弱という部分については、決定的に通過型観光という部分の弱点を見せておるところでございますので、こういったいろんな動きをうまく活用して宿泊機能を向上させていくということ、また労働力の不足についても、東京のオリ・パラが終わると、また日本の経済の状況というものもある程度また変わってくるという潮目にもなってくるかとも思いますが、そのあたりの動向も踏まえながら、今後展開を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それと、インバウンド対策のインフラ整備、おもてなしの向上ということであります。

今回、ドイツの日本大使館にミッテ区長、副区長、そして東京文京区長、そして東京文京区議会議員、そして津和野の下森町長と私と、来賓ということで大使館のほうでレセプションをさせていただいたときに、このときに列福に関する資料やさまざまな物を置かせていただいたときに、非常に皆さん方、ドイツの大使館もそうでございますし、ドイツの方もそうであります。また、文京区の方々が非常にこのことに興味を示されまして、また、ヨーロッパからの観光の受け入れ、そのときには、私も今回思いましたことの中の一つに、やはりクレジットカードが、ヨーロッパではスーパーでもタクシーでもどこでも使えるというのが、ほぼ基本的になっております。クレジットカードが使えるという、そういうことの整備も一つしていき、いかに導入経費を低く抑えながらやっていかなければならないかということも課題だと思っておりますけれども、それとW i — F i の整備は今回されておると思いますが、そこら辺のところをあわせてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘のキャッシュレスについてでございますが、現在——以前も議会質問等でもお答えもしたこともあると思うんですけど——町内のある金融機関さんが初期投資を全額負担をされた上で、初期投資なしという形でのカード決済ができるというような制度も持っておられますし、町が整備しております個別商業包括的支援事業の中でも、カード決済の機材等の購入については2分の1ということで補助もさせていただくような制度も、商工会を通じて皆さんにお知らせをしておるところでございます。

なかなか、いざキャッシュレスという対応になると、どうしてもキャッシュフローという問題で、業者の皆さん、実際お使いいただいて決済までの期間というものがどうしても出てまいりますんで、そのあたりの部分でどうしても不安になられて、導入についてもなかなか進みにくい部分ございますが、そうはいいつつ、今後、消費税10%いきますと、さらにそのキャッシュレスということをするると5%の還元があるとか、そういった状況も出てまいります。何とかこういう時流をつかんでいただくようなところを、我々もいろいろ丁寧に説明を商工会とともにしながら、キャッシュレスの導入についてお願いをしていきたいと思っております。

それから、W i — F i につきましては整備は終わっておるんですが、なかなか細かいところで、コンピューターのシステムのバグ、いわゆるそごが生じておまして、そのあたりの改善に随分苦労したとこなんですけど、最終的に結論も見えてまいりましたので、そのあたりを踏まえて、今後PRもして積極的に使っていただくような形に持っていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 聞くところによりますと、町の施設でもキャッシュレスで今やっていけるという、そういうことを導入、鷗外記念館などはしておるとい

ことでお聞きしましたが、町内のさまざまな施設でキャッシュレスで、例えば携帯でやっていくという、そういうような形を今どれぐらい導入しておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 商工観光関連の施設とするリフトとかがあるんですが、まだリフトでは導入をしておらないとでございます。

教育関連の施設においては、文化施設等については、議員御指摘になられたあたりの施設が使われておるといのは我々も聞いておるといところでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 文化関係の施設におきましては、今、森鷗外記念館と安野光雅美術館におきましてはキャッシュレスでの決済ができるようなシステムを一部導入しております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 特にインバウンド、ヨーロッパのほう、外国からの観光客を受け入れていく上では、特にこの列福ということが実際になりましたら、ヨーロッパの方々も日本にも、そうして教えに殉じていった方がおられるということは非常に興味を持って聞かれておられましたので、また外国からのツアーなども考えられるというようなことも聞いておりますので、ぜひそういう対応をしていただけたらと思います。

特にこの列福のことについては、ヨーロッパの方々も、そして文京区の方々も非常に興味を持たれて、それは宗教を超えてこのような人が存在したという、そういうことに対する興味というものがたくさん伺ったことでありました。

これは、私もお聞きするところによると、列福が成就すると3万人規模の集会が予定されているということで、当然津和野では3万人を受け入れるだけのキャパはないわけですが、近隣の都市、例えば広島などで3万人規模の列福成就の会が開催された場合は、当然広島のほうから津和野のほうに来られるということは、これはほとんど疑いの余地のないことだと思っております。そのときの受け入れ態勢なども今から整備をしていかなければならないかと思えますけれども、その点について、この商工観光課などでどれぐらい、どの程度まで把握し考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 確かに御指摘のとおり、列福が正式決定した際の式典ということになると、我々も教会関係者の方からお聞きをしておるところでは、なかなか津和野では難しいんじゃないか、おっしゃるような3万人規模というようなことになる。どうしても広島教区が管轄でいらっしゃるということで、そういうお話からいくと、広島というのが一つの候補地になっておるといようなところでお聞きをしております。

これあたりについては、当然、政教分離のこともございますので、我々がとやかく言えることではないと思っておりますので、その上で信者の皆さんから、今回いろんな動きをする上でも、とにかくこの動きを地域の活性化のために使ってほしいというふうに、信者の皆さんのほうから、代表の方からこちらに言っていただいておりますことを踏まえて、我々もある程度いろんなことを進めてまいろうというスタンスでやっております。

そういった部分では、町長以下、乙女峠までの行程等を、各課長も出て、信者の皆さんと一緒に確認をしたりというようなことで、そこも行政が何をやるべきか、教会として何をなさるのかという部分をきっちり区分けをしながら、我々としてできるところを——公衆トイレについても、今、乙女峠の上がり口にある公衆トイレ、大分古くはなっております。水洗ではございますが、今後、環境生活課のほうで、乙女峠側のほうにも下水道が延びるという計画もあるというふうに聞いておりますので、そういったところを踏まえて公衆トイレの下水道との接続、また、リニューアルというようなことも必要でございましょうし、町の管轄範囲内での道路の整備とかそういったこともあるかもしれません。また、駐車場の整備等もあるかもしれません。

さらには、サイン計画、サインをよりわかりやすくして、おもてなしについても、ソフト的なことについても観光協会などとも連携しながら向上させていくということ、関係者とも、教会関係者も含めて、今後とも定期的に話をしていこうということになっておりますので、そういった席上で詰めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それと、答弁にありました日原地区の回遊案内板を、お聞きするところによると日原郷土史研究会とともに考えながらつくっていこうという、そういう動きがあるというふうにお聞きしましたが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 回遊案内板につきましてですが、まず拠点となります、にぎわい創出拠点の「かわべ」に、日原地域全体の歴史素材の全体的な案内板を、まず設置をしてみたいということでございます。

それを受けまして、例えば藤井家とか閑古鳥塚、日原銅山跡、丸立寺、旧天領、高札場、春日神社等さまざまな施設、ポイントに——9カ所から10カ所程度になりますでしょうか——解説板について案内板というような形を整備をして、とにかく日原地域へお越しいただくと、こういったところを回っていただくと。

以前、実証実験的にやったときも60人を超える方が御参加いただいて、かなり興味深く見て回っていただけたということございます。

今後、天領と津和野城下町地区つないで、なるべく長い時間滞在いただくような部分で、こういったところで貢献をしてみたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） きょう、さまざまな申しあげましたけれども、町内の観光業者は非常に疲弊しておって、さまざまなことにものすごく希望を見出して、私も道行く人にとめられまして、列福はどうですかとか、海外の人はどのように日本のことを見とられますかとか、津和野のことを見ておられますかとかいろいろ聞かれておりますので、私は十分、まだまだヨーロッパのほうからも、諸外国からも、そしてまた同じ森鷗外記念館もあり、そしてともにやっっている文京区の方々からも、非常にまた津和野というのが見直していただけたらと思いますので、そのために来ていただきました方々の利便性を図る、その向上についての対策について尽力をいただきたいと思うことであります。

それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。

2点目は森鷗外についてであります。

森鷗外は、2022年に没後100年をお迎えします。また、森鷗外記念館は、来年、創立25周年を迎えます。

毎日新聞には、「今よみがえる森鷗外」と題して、4月から連載が始まっております。作家の瀬戸内寂聴氏や平野啓一郎氏、詩人の伊藤比呂美氏など、多彩な執筆者が森鷗外を高く評する寄稿をしています。福永武彦や三島由紀夫氏なども、森鷗外の書く日本語の美しさを絶賛しておられます。

森鷗外の作品は難しいと思われがちですが、日本語の美しさを知ることができる。また、「高瀬舟」のように人の生き方を教える作品は、三遊亭圓生や立川志の輔により落語の演目にもなっております。

留学先のドイツ・ベルリンでは森鷗外記念館があり、森鷗外の下宿先の部屋を再現したり、ドイツ語と日本語で併記された森鷗外とベルリンの関係に重点を置いて展示されております。今でもドイツで森鷗外が大切にされていることをうれしく感じたことでもあります。

1995年に、当時の中島町長や児玉議長などの方々の尽力により、ベルリン・ミッテ区と姉妹都市縁組が結ばれ24年、先輩の議員さん方も、今までこのベルリン・ミッテ区と津和野町とのその関係性をより深め、そして継続して尽力してほしいというお話を、最近もたくさんいただいております。文京区長からは、ミッテ区と津和野町、文京区の文書での協定も提案されました。ベルリン・ミッテ区（約10万人）、文京区（約23万人）との連携を深めることは、津和野町の観光、文化の振興にも大きな効果があると考えます。

今後の3区町などの連携、さきに購入した種市コレクションには鷗外幼少期の自筆の書もあります。今後の森鷗外記念館の展示・企画展、没後100年並びに開館25周年に向けて、どのような取り組みをしていこうと考えておられるのか、また、津和野町の

ふるさと教育にも鷗外の作品を活用すべきではないかと考えます。所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、森鷗外についての御質問についてお答えをいたします。

まず、来年度の開館25周年につきましては、津和野町とミッテ区の姉妹都市締結25周年でもあります。そういったことから、長くドイツにおける森鷗外研究を担ってこられましたベルリン森鷗外記念館のベアーテ副館長をお招きし、ドイツにおける森鷗外について、津和野とベルリンとのかかわり等について御講演をいただきたいと考えております。

また、ベルリン森鷗外記念館との連携を深める一つとして、相互に定期的な寄稿を行い、広報紙上等での紹介を行う企画を協議中であります。

また、2022年の没後100年（生誕160周年）につきましては大きな式典等は予定しておりませんが、鷗外を生んだ藩校養老館を後世に伝えるために「養老館沿革史」の復刻版刊行や、既刊の「鷗外本聚成 明治篇」の続きとなる「鷗外本聚成 大正篇」の刊行へ向けて準備を進めております。その他、平成29年度に購入いたしました種市コレクションからは、「鷗外全集」未収録の鷗外序文も発見されており、引き続き進める調査の状況によっては、その研究成果をまとめて報告する機会としても考えられます。

次に、ふるさと教育の面での鷗外作品の活用についてですが、現在、中学校の3年生の国語の教科書には、鷗外作品としての「最後の一句」が掲載されており、直接、鷗外や作品について授業で学んでいるところがございますが、町としては平成24年3月に「副読本森鷗外」を刊行し、町内の小中学校へ配付を行っております。これには鷗外の生涯の紹介、「高瀬舟」「山椒大夫」「サフラン」といった作品で構成されており、鷗外についての学習に役立てられているところであります。

また、津和野高等学校においては、毎年、2年、3年生対象に鷗外講座を開催し、鷗外作品の学習をさらに深めるよう連携を図っております。その他、各校における校外学習の受け入れも行っており、引き続き森鷗外記念館としてこれらの取り組みを継続していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 来年、姉妹都市縁組25周年ということで、今回もベアーテ副館長、そしてザロモン館長さんのお話を聞いたことでありますけれども、やはり先達の方々の努力のたまもので、今でもミッテ区で、こうして森鷗外という方が大事にしておられる。それは、ただ単にミッテ区に住んだということのみならず、やはり鷗外が書いた作品のすばらしさというものを、ドイツの方々も、それを実感しておられるんだろうと思うわけであります。

作家の平野啓一郎さんは、「『舞姫』は国語の教科書に載せるべきではないという意見があるが、私はむしろ3部作全部を載せるべきだと思う」という、そういうこともおっしゃっておられますし、また、三島由紀夫氏は、「鴎外は、あらゆる伝説と、プチ・ブルジョワの盲目的崇拜を失った今、言葉の芸術家として真に復活すべき人なのだ。言文一致の創成期にかくまで完璧で典雅な現代日本語を創り上げてしまったその天才を称揚すべきなのだ」ともたたえられておりますし、福永武彦氏は、「私が鴎外全集を買い、また鴎外の著書を集めてせつせと読むようになるのは、戦後になって物を書き始めてからのことである。日本語の美しさを、特に散文の美しさを味わうためには、鴎外につくのが一番の早道だと言うだろう。鴎外には文語体から口語体まで理詰めの表現から情緒の描写まで、柔から剛まで、およそあらゆる見本があり、それを読んだだけで、こちらの文章がよくなるという特効がある」と、それほどまでに絶賛されておるわけであり、瀬戸内寂聴氏も、鴎外のその作品というものに非常に影響を受けたという、そういうことも言われておるわけであり、

今こうして答弁の中で、学校教育の中で「副読本森鴎外」を小中学校に配付をしておるといふこと、そこの中には鴎外の生涯と、「高瀬舟」「山椒大夫」「サフラン」などの作品が掲載されておるといふことでありますけれども、実際、国語の授業の中で、これを使って各学校でやっておられるとは思いますが、その内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 「副読本森鴎外」、学校のものになりますけれども、この中に、今申し上げましたような作品が掲載されております。実際に、これで国語の授業をやるということには、通常はなりません。というのは、規定の授業の教科書の中の範囲で当然履修していかないとはいけませんので、これをあえてやらないといけないという時間が組めないというのが現実であります。

ただ、総合学習の時間であるとか、ふるさと教育についてのそういった時間の中で鴎外について調べる、そういったことは各校で、いろいろな工夫の中でやっております。それから、いわゆる読書感想文であるとか、そういった部分にまた利用していただくと。

そういったような形で、これを編集するに当たっては、その当時の各小学校の校長先生方に編集をお任せをして、この読本をつくっておりますので、一応学校で使えるような形での編集になっているというふうに理解をしているところであります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、総合学習などで使われるということですので、先ほども紹介した皆さん方も、その文章を読むだけでも自分の書く文章が美しくなるというそういうこともあるということであり、ぜひ小学校の中でも活用を推進していただきたいと思います。

それと、来年の津和野町とミッテ区の姉妹都市縁組25周年で、来年、ベアーテ副館長をお招きして、ドイツにおける鷗外についての御講演をしていきたいというそういうお考え、そしてまた定期的に、お互いに寄稿して、広報紙等で紹介を行っていききたいということでもあります。この点について、もう少し具体的に内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 来年度、ベアーテ副館長をお呼びしてというのは、開館25周年の関係の事業になろうかと思っております。先般、ドイツに行ったときにそういう話になったということで、館長のほうとも今、来年にはこういう方向でということで一応承諾はいただいておりますので、今後は来年度開かれます森鷗外記念館協議会のほうで、正式な事業として認めていただいて行うという形になろうかと思っております。

あと、広報関係ですけれども、森鷗外記念館では、年に1度、館報を出しております。考えておりますのは、そのあたりの館報の記事を向こうのほうに電子データ等でお送りして、向こうのほうで何らかの形で公表していただくということと、当館のほうにつきましては、ベアーテ副館長にお願いしまして、定期的に寄稿をしていただいたものを出すという形のことを考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 「森鷗外全集」未収録の鷗外序文が発見されたということではありますが、これは何らかで発表していこうという、そういう考え方なのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） この件につきましては、新聞のほうで若干報道はされたかとは思いますが、医学系の雑誌の序文に出ておりましたものが、今回、種市コレクションの中から発見されたということでもあります。

まだ、種市コレクションにつきましては、全ての調査が終わっているわけではございませんので、今後もそうした中から森鷗外全集に未収録のもの——今から出てくるもの——というのは、やっぱりこういった形で、本筋といいますか、医学系で、余り文学関係の方が研究されていない分野の雑誌等に鷗外が書かれたものという形で出てくるものがあるかと思っておりますけれども、それが、まだ今後出てくれば、あわせて開館25周年等の記念として広く公表していくということでもあります。

あと、先ほど質問のほうにもございましたけど、鷗外が7歳のときに養老館に入学したときに「童蒙入学門」という、これは当時の倫理・道徳の教科書の入門編なわけですが、その「童蒙入学門」という本を鷗外が写した写本が含まれておりました。これにつきましては、昨年7月から9月にかけて、館のほうで一般公開という形で皆さんに

お披露目はしましたけども、これは一点物という形になりますので、常時展示するという形になるとやっぱり資料の傷み等も懸念されますので、例えば常時展示するという事になれば複製の制作とかそういったことを考えなくてはいけないのではないかと思います、いずれにしても、現在認められている鷗外の最古の筆跡、一番古い筆跡のものであろうというふうに言われておりますので、この有効活用についても、今後また検討を続けていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先日も中島町長に、この当時のお話をお伺いしたり、先輩の議員方にお話をお伺いし、今までのミッテ区との姉妹都市縁組に至るその御苦労、また皆さん方から今後も非常に大事にしてほしいという願いを聞いておりますので、特に森鷗外という津和野町が輩出いたしました偉人を、これは教育のためにも、また文化・観光のためにも役立てて、来年の開館25周年を迎えられるまでにさまざまな準備をしていただいて、すばらしい会になることを望みまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3点目の質問でございます。

日原診療所・日原庁舎等の活用についてであります。

日原診療所周辺には、日原駐在所、日原消防分遣所があり、永田歯科医院が移転・新築され、日原庁舎が移転発熱外来が松ヶ丘病院のサテライトになれば、日原地区の多くの行政・医療関係が集中します。これは住民にとって、非常に利便性が高くなります。山村開発センターが使えないこともあり、日原庁舎にも高齢者がバスを待つ間に休める空間があれば、一度にさまざまな受診や行政手続きができると考えます。松ヶ丘病院のサテライト診療所の進捗状況。また、永田歯科診療所前の道の勾配が急であり、高齢者から永田診療所前にも町のバス停があればという要望もたくさん聞いております。今後の日原庁舎や日原診療所を中心とした構想について所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原診療所・日原庁舎等の活用について、お答えをさせていただきます。

現在、実施設計中である本庁舎の改修工事では、本庁舎入り口部分にある既存のバス停を現状のとおり利用できるよう、そして、本庁舎1階にはエントランスホールを設ける計画にしており、バスを待つ間の休める空間として利用していただければと考えております。

発熱外来施設においては、8月6日の議会全員協議会で説明させていただいたとおりですが、益田市内で精神科の病院を開設されております社会医療法人正光会により、10月2日から毎月第1及び第3水曜日を診療日として、「かのあしあぼる診療所」を開業することとなっております。今後、通院する患者の数等により、診療日をふやしていくことも検討されていると聞いております。

永田歯科医院の移転に伴い、町営バスを利用して永田歯科医院を受診される際の最寄りのバス停は、日原診療所となっております。議員御指摘のバス停の設置につきましては、通院する利用者の利便性を図るため、運行事業者と安全上の点検を行った上で設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、今後の構想につきましては、議員御指摘のように行政・医療機関が集中する地域になると考えているところですが、本庁舎改修後の周辺施設の利用実態等を把握しながら、住民の皆様の利便性が向上するよう、財政状況を考慮しながら利用しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいまお答えがありまして、永田診療所だけ行かれるという方の場合は、特にあそこに歩行器具の道具を使っておられる方などは、非常にあの坂が厳しいということでございますので、今後設置に向けて検討していきたいという答弁でありますので、そのことは大変高齢者の方々も喜ばれるのではないかと考えております。

その中で、今いろいろ答弁がありました。診療所があり、歯科医院があり、また、こうして正光会の心療内科の受診もあるということで、さまざま受診などをされる、そういう機会も多いかと思えます。その中で、やはり介護の器具やそういうものが、そこに行ったときにいろんな物を見たり相談をしたりするそういう場所とか、例えば高齢者が住める場所があれば、より、この庁舎と診療所なども、非常に有効に活用されていくかと思えますが、その点について所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。担当課長の答弁か。できるだけ、基本的なことは町長がお答えをいただきたいと思えます。

町長。

○町長（下森 博之君） そうした周辺に高齢者住宅という、この高齢者福祉対策としてのそういうことも検討できないかという趣旨の御質問というふうに受けとめたところでございますけれども。住宅政策というのは、これまで若者向けの定住を中心にやってまいりましたけれども、やはり今後も高齢者の方々、高齢化率が上がってくる中で、そうした観点も、この住宅政策の一つとして考えていく必要があるというふうには、当然受けとめているところであります。これまでも、津和野の共存病院の3階部分にそういうものできないだろうかとか、あるいは日原の現在のせせらぎの3階部分等もあいておりますので、共存病院のほうは、もう既にあそこせせらぎのほうが入所施設が入りましたので、もうその選択肢はなくなっておりますけれども、今度はせせらぎのほうの3階の部分というところも空きスペースになってまいります。そういうものも、この住宅に使えないだろうかというようなこと、これまでも検討してまいりましたし、今後も検討課題の一つとして継続していくことには間違いないと

いうふうに思っております。その他、周辺の空き家等々も改修をするということも、当然検討していく必要があるかとも思っております。

ただ、そうしたもののなかで、やはり財政的なものを一番心配もするわけでございます。現在、御承知のとおり、P F I方式によるそうした住宅の事業を展開しておりますので、そうしたものがしっかり成果が上がってきたということ、また実績としながら、高齢者のそうした住宅ということについても、財源面で解決できるかどうかということも含め検討して進めてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 特に今回、旧日原診療所の2階・3階部分とか、せせらぎの3階部分とか、そういう空きスペースがかなりありますので、そこで介護とか居住だとか、そういうことが考えられないのか、また、介護用品なども展示して、こういうものがあればというふうにも実際に使ってみて体験していただくということも可能かと思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今議員さん言われましたように、医療あるいは行政等が、この日原地域に集中をしていくと。ただいま町長の答弁にもありましたように、そこには住まいという形の中で、今後、地域包括ケアを考えていくのであれば、そこで日常生活用品と今議員さんが言われました介護用品、そこを1カ所でできるような形ということで、今後、今の本庁舎2階・3階部分をどういうふうにも活用していくか。

津和野共存病院においては、現在、売店があります。その中で通院等で来られたときに、例えばしょうゆが必要だというときには、そこで予約をして、次に来られたときに買って帰るというような状況も、医療法人橘井堂のほうも業者と話してそういうこともやっておりますので、今後におきましては、この本庁舎、町長の答弁にもありましたように、今後、住居等、空き家等を活用していく中でのそういう日常生活用品が、いわゆる個人商店とのお話し合いの中で、今後はまた検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、答弁にありましたけれども、地域包括ケアの中で診療所の3階、旧本庁舎の3階というものも活用していきたいということでございますので、やはり橘井堂と綿密な話を進めながら、高齢者が安心して暮らせる、そしていろんなことの相談がそこでできていき、また、介護が必要になってもこの町で住み続けていける、そういう施策を、ぜひとも庁舎内、そして橘井堂連携しながら考えていただきながら、せっかくこうしてたくさんものものが集まってきた空間ができていくわけありますので、これを十分に活用して町民の福祉に貢献していただきますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問が終わり、10時まで休憩といたします。

午前9時47分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） おはようございます。議席番号10番、後山でございます。通告をしておりますので、逐次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、防災無線についてのお尋ねをしたいと思っております。宮城県の石巻市役所では防災無線を利用され、時報やアート作品の「恋はみずいろ」「椰子の実」「家路」といった音アートで放送をされておりましたが、防災無線を利用して緊張感のない音声を流すべきではないというふうに町民から反対意見がありまして、市役所のほうへ相当抗議があったようであります。そのため、放送は一時中止をされておるようでございます。市も再検討すると報道されておりましたが、防災無線の利活用については、各自治体によっていろいろな利活用の方法があると思われませんが、市民へ周知徹底が欠けていたのかわかりませんが、このような騒動になったところもあるわけでございます。

この前、台風10号が8月15日に島根県に最接近いたしました。このとき、テレビで吉賀町が警戒レベル3を発令され、避難準備で3,216世帯6,288人に避難するようにとテレビで放映中に、津和野町の防災つわのの音声が流されたわけですが、余りにもおおような音声で緊張感に欠けているように私には聞こえました。何かのイベントの放送であれば、音声の語尾を長くしたりすると感じがいいわけですが、防災無線については歯切れよく、テンポよく、緊張感を持った音声に検討されたい、このように思っておりますが、執行部はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

防災つわの放送についてでございます。

防災行政無線による放送につきましては、毎月1日と15日のいずれも18時から試験放送としてのメロディー放送を行っております。そのほか、音声放送の前にはチャイムもしくはサイレンを鳴らしてから音声放送に入っております。御指摘のような音アートなどは、現在までのところ流してはおりません。

一方、現在、町内にある屋外拡声器は、ケーブルテレビ関係のものと防災行政無線関係のものがあり、お昼の「エーデルワイス」や夕方の「夕焼け小焼け」の放送はケーブ

ルテレビの拡声器によって放送されております。このケーブルテレビの屋外拡声器も劣化が進んでおり、これが故障した場合には、防災行政無線の拡声器において、お昼、夕方の放送を流すことも検討しており、その際には親しみのあるメロディーが防災行政無線から流れることも想定されます。

基本的には防災行政無線では緊急放送を流す考えでおりますので、御指摘のように緊張感を損なわない対応に努めたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 御答弁いただきましたが、この防災無線の余りにもおおような音声であったことを、私だけではない、いろいろな人も聞いておられまして、そういう意見があったということをおし上げたわけでありますが、今後こういった放送倫理委員会もありますので、ひとつ検討していただきたいと思っております。2番目に、安野光雅作品展についてお尋ねをいたします。

絵本作家の安野光雅作品展が、日本の魅力を世界に発信する英国の広報施設ジャパン・ハウスロンドンにおいて開催されることになっておりますが、開幕前に同施設のカイリー・クラークPR局長3名が8月の5日に安野美術館を訪れたというふうな報道はされておりましたが、町としてどのように対応されたのか、展示会に至った経緯について、お伺いしたいと思います。

また、前回アメリカでの展示会には安野先生が行かれたと、たしか2人か3人、行かれたというふうに思っておるんですが、今回の展示会は8月の22日から10月の21日までであるわけでございますが、この会場へ、どなたか津和野を代表して行かれたのかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、安野光雅作品展について、御質問にお答えをいたしたいと思います。

2003年、アメリカのエリック・カール絵本美術館において「安野光雅展」が開催されました。このときは、エリック・カール絵本美術館から安野先生に展覧会を開催したい旨の打診があり、朝日新聞社がエージェントとなって実現したものです。会場となったエリック・カール絵本美術館には、安野先生を初め関係者と、安野光雅美術館からは廣石副館長が出向きました。

今回、「安野光雅の世界展」が開催されているジャパン・ハウスロンドンは、外務省が世界3都市に設置した日本文化を発信する対外発信拠点です。開催に至った経緯につきましては、エリック・カール絵本美術館と同様に、相手先のジャパン・ハウスロンドンから安野先生に展覧会を開催したい旨の打診があり、実現に至ったものでございます。安野光雅美術館からは、「繪本平家物語」や「旅の絵本Ⅲ（イギリス編）」など81点を、京丹後市の森の中の家安野光雅館からも「洛中洛外」18点が貸し出されています。会期は8月22日から10月27日の67日間となっております。

今回の館外展につきまして、予算的な関係があるとのことで、安野光雅美術館からは誰も立ち会いに行っておりません。ちなみに、森の中の家安野光雅館からは、館の経費で副館長が行っているということでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） ちょっとお尋ねしますが、8月の5日にクラーク局長らがおいでになったときにも、津和野からは誰もこれにお話をされておらんのか、どのように対応されたのか、その点をちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） このジャパン・ハウスロンドンから来られた方につきましては、安野光雅美術館としては作品の貸し出しということで協力をしている形でありますので、そのときも、どの作品、向こうが借りたい作品と当館のほうで他の館外展等との関係もございまして、望まれても貸し出しが難しい作品等ございまして、そのあたりの調整を行ったということでございまして、美術館の職員が対応しております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） それでは次に、3番目、狐尾線の曲線改良についてお尋ねをしたいと思います。

平成26年の6月に狐尾線の道路改良工事の陳情書が、中座自治会長より町長へ提出をされております。また、議会には請願書が提出され、総務経済常任委員会に付託されて、現地調査の結果、議会で採択された案件であります。

その後、建設課で、曲線部分の拡幅のために用地、立ち木の補償について地権者と数回協議を重ね買収の運びとなったわけではありますが、現在買収も済んでおるわけですが、請願についても、採択されたので即時実施されるとは思っておりませんが、財源等の問題もありますので、そうは申しましてあれから5年も過ぎておりますが、一向に進捗しない状況の中で、今回、建設課長は退職されました。また、課長補佐は配属がえで現場を知る職員はいない状況にありますが、事務伝達はどのようになっていますか。

この付近はSLの写真撮影のために最良の場所として、これまでもいろいろ質問しておりますが、交通量も多い道路でありますので、曲線の改良部分だけでも早急に実現していただきたい、このように思っている質問であります。御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、狐尾線曲線改良についてお答えをさせていただきます。

御質問の町道丸山狐尾線について、地元から平成26年に御要望いただき、町議会におかれましては請願採択をされているところでございます。要望された区間は延長約9

00メートルで、道路幅員が狭小のため、車の離合も困難な箇所や視距が確保できない箇所もあるという状況にあります。また、地元住民、観光客の方々が利用されている道路であり、その通行に支障を来すという状況も承知しているところでございます。

このような中、平成29年度に、本路線の中間に位置し、特に見通しの悪い屈曲部について、道路拡幅を目的に土地所有者の御理解を得て用地買収をさせていただきました。現在、その拡幅工事には至っておりませんが、隣接する水路の処理をどのようにするのか、道路法線計画を含めて検討しているところでございます。

御質問の箇所については、できるだけ早い段階で改善を図る必要があると考えておりますが、財政状況も勘案しながら対処していく所存でございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） この前、請願出して陳情したときも、この部分が本当に危険な区域で交通量も多い、そしてガードレールもありましたが、余りにも事故が多いので、ガードレールも外していただいておりますというふうな場所でもあったわけですが、曲線部分の拡幅には、前課長さんも財政状況も勘案されての実施の可能性があると、このような判断をされての用地買収をされたと私は思っておりますので、事故の起こらないうちに、なるだけ早い時期に、これを予算化して対処していただきたい、このことを強く要望しておきたいと思っております。何かあれば。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 確かに議員おっしゃるとおり、この丸山狐尾線のおっしゃられるところは、こちらの財間酒造のところから入って、踏切を渡って初めての右へ大きくカーブするところでございます。私も実際行って現場も見ておりますが、確かに向こうから車が来たら、そこのところは離合もできませんし、確かに見通しの悪いところでございます。

先ほど町長も申し上げましたとおり、できるだけ早い段階で、今ちょっと水路があそこに走ってしまして、その水路をどうしようかというのも若干検討しているところではございますけれども、できるだけ早い段階で改善を図る必要があるというふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 課長さんも現場はよく知っておられると思いますが、水路問題も今現在の水路にヒューム管でも入れれば、2本も入れれば問題は解決するんですよ。そういったことも踏まえて、ひとつ早急に検討していただきたい、このように強く要望しておきます。

次に、駅前開発についてお尋ねをいたします。

この前も、私もこの問題については質問をしておるんでございますが、工事の進捗状況によりまして形がだんだん鮮明になってきますと、町民の方からもいろいろ疑義が生じております。我々にもいろいろな苦言が来ております。

特に駅前広場は、イベント会場確保のために車両等の乗り入れが禁止され、駐車場より回廊を通して駅舎に入る計画のもとに工事は進捗しておりますが、年間数日間のイベントの開催であります。その都度、車両進入禁止とされ、平日は一般車両で送迎できるように再協議されたい、このように思っております。駅舎の利用は全住民が利用する場所でありますので、歴史的風致維持向上協議会の委員の中にも、島根県の風致維持向上協議会の委員の中です、島根県の都市計画課長さん、島根県の文化財の課長さん、この方らもおられるんですから、再度、この方たちと検討していただきたい。駅舎は町民が利用するものであります。不便をこうむるようでは開発の意義はありません。これについてどのようにお考えか、御答弁をいただきたいと思っております。

2番目に、SL前の回廊設置のベンチ設置についてお尋ねをいたします。

SLの雄姿を前面より写真におさめようと思しますと、計画されている回廊があります。これは写真撮影は大変不利でありまして、前から撮られないと横のほうから写真を撮るということになります。そうすると横からの撮影は町道があつて、なかなか写真が撮りにくい、危険でもあるというふうに思っておりますが、この際SLの前面の回廊及びベンチ設置中止の方向での検討はできないのか、これについてお尋ねをしたいと思します。

3番目に、駐車場の除雪体制であります。

駐車場の自動車回転場は5%の勾配があります。冬場の路面凍結、必ず起こってきます。そうしたときの除雪計画と凍結防止剤散布計画について、どのような体制を検討しておられるかをお伺いしたいと思います。

今まで駐車場は平面でありましたので、町民から、この構造がだんだん見えてきますと、擁壁が高くできたこの状態を見ますと、いろいろな町民からの意見があります。そういったことも踏まえて万全の対策をとっていただきたい。駐車場でスリップ事故というようなことのないようにひとつ、どのような体制でいかれるのか、それをお聞かせいただきたいと思します。

4番目に、駅舎の購入計画であります。

旧駐車場入り口の公衆便所が撤去されました。新しく、駅舎購入と同時に旧手荷物取扱所付近に公衆便所を設置するという案を前にも説明をされておりますが、駅舎購入計画については、JR西日本との協議はどの程度まで進捗しておるのか、進行しておるのか、そして購入計画と具体的な工法、どのようにされていかれるのか。いろいろ、購入してからの計画もあるとは思われますが、この中にまた観光協会でも入れられるような考えがあるのかどうか、それについてどのような構想を持っておられますか。駅舎の購入計画は大体いつごろになるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、駅前開発についてお答えをさせていただきます。

駅前周辺整備につきましては、平成27年度に行ったデザインコンペの結果を基に進めてきたところでありますが、駅前広場の一般車両の送迎につきましては、さまざまな御意見をいただいているところであり、津和野町歴史的風致維持向上協議会の議論を踏まえ、今後、安全面等考慮し、再検討させていただきたいと思っております。

S L前の回廊設置、ベンチ設置について、当初はデザインコンペの結果に基づき、交差点付近まで回廊及びベンチ設置を計画しておりましたが、その後、歴史的風致維持向上協議会の議論を踏まえ、移転後のS Lの周辺環境を検討し、当初の計画ではS Lの記念撮影等に支障をきたす可能性が高いこと、広場全体の圧迫感があることなどから、S L前の回廊は最小限の長さとし、ベンチ設置はしないことに見直しをしたところでございます。

駐車場の除雪に関しましては、重要拠点の一つであると考えておりますので、利用者の方の不便にならないよう配慮してまいりたいと考えます。

駅舎購入計画につきましては、平成29年12月にJR広島支社とJR津和野駅関係整備について覚書を締結しており、建物を町が取得し、土地は無償使用という内容となっております。駅舎内に津和野町観光交流センターを整備し、JR運行部分については、今後も今までと同様にJR管理として、建物、土地を相互利用する計画です。現在、補償調査を行っており、今後、建物の取得後、工事着手していくこととなります。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 1番目にお尋ねをしました駅前広場の一般車両の進入についてでございますが、これについては協議会で検討するというふうに申されておりますが、これは年間、本当、1週間も、その駅前広場でイベントをすることはないと思っております。仮にあっても、1カ月もイベントがあそこで続くような状態は私には考えられませんが、そうしたことも考えますと、平日は一般市民に開放され、駅舎の利用をするというふうにさせていただきたい。そしてイベントがあるときには、そこをどうせ施設をつくられるんですから、進入禁止のポールなど立てられるようになるだろうというふうに思っておりますが、そうしたような対応に、ぜひ、させていただきたい。津和野町の歴史的風致維持向上検討委員会で協議をしたいというふうに申されておりますので、この件だけは、ぜひ実現させていただきたい、このように思って、強く要望しておきます。

次に、生活相談員についてお尋ねをさせていただきます。

生活相談員設置規定には、第1条、生活相談員は「相談員」という。第2条には、相談員は、町長がこれを委嘱する。第2条の2項には定数も56名とするように決められております。3項には、任期は3年で、補欠は前任者の残任期間とするとなっております。第3条の職務でも、相談員は、次に掲げる事務を担当すると、1項では住民の生活状態に関する資料及び情報の収集把握に関すること、2項めに生活問題に関する相談に応じ、また、これを指導すること、3項めに福祉事務所の事務に協力すること、4項め

にその他必要な事項、このようになっております。第4条として、組織として、相談員の組織は、民生児童委員協議会の組織に準じる、このようになっております。また、相談員の配置につきましては地域別自治会単位、自治会のないところもあるんですが、町内単位か、世帯割、人数割、どのような配員であるのか、それについてお尋ねをしたいと思います。

また、民生委員についてお尋ねをいたしますが、民生委員制度は大正6年に岡山県で発足しております。平成29年度で100周年を迎えたわけでありましたが、この民生委員制度は全国でも23万人ぐらいおられるようでありまして、これは、民生委員は当然、厚生労働大臣が委嘱するわけでありまして、非常勤の地方公務員であります。民生委員は児童福祉法に定められ児童委員を兼ねる、3番目に厚生労働大臣が定めた基準を踏まえ、市区町村ごとにこの人数を定めるというふうになっております。活動内容につきましても、相談員と余りかわらないようなお仕事であります。住民の相談、支援活動、地域福祉活動、関係機関の団体との連携、仲間同士の情報交換、研修、このようになっておりますが、また、民生委員は日々の活動については活動記録を記入するようになっておりますが、活動記録は健康福祉課に提出され、管理されるものと思っておりますが、津和野町の生活相談員は56名全員、民生児童委員であると思っておりますが、これについていかがでありますか、お伺いします。

3番目に、相談員と社会福祉協議会との関連についてお尋ねをいたします。

社会福祉協議会には福祉委員という方がおられます。この方は自治会単位ごとに設置されているようでありまして、役割としては、見守り、民生委員や社協につなぐこと、基本的には広報の配付や会費の集金、歳末助け合い募金、地域行事の協力、このための福祉委員であります。

民生児童委員の社協よりの事業の協力についてであります。これについてお尋ねしたいことは、歳末の現金の配付はあるわけでありまして、これは160万円を財源をもとに実施をされておるようであります。対象世帯の調査、これは75歳以上独居高齢者世帯、85歳以上の高齢者世帯の把握と同時に歳末の現金配付もお願いをされておるようでありまして、相談員が社協の現金を預かって対象高齢者のお宅へ配付する行為、これをどのように考えておられますか。相談員の設置規程に、第3条に反することにはならないのか。社協のことでもありますので、民生委員の方もいろいろお手伝いはしなくてはならない、このようには理解はしておりますが、なぜ現金配付まで、この民生委員にお願いをされるのか。社協には福祉委員がおられますので、この方でされるべきじゃないかというふうに思うんですが。

民生委員の仕事も、特に災害時には高齢者の避難の手助け等大変な役もあるわけでありまして。少しでも仕事を軽減してあげるべきじゃないか、そして町民から信頼される相談員であるように期待するものであります。このことについて、現金配付について、民生委員がどうしてもしなくてはならないのか。これは社協の仕事でありますので、そこ

のところがどうなのか。あんまり私も社協やら民生委員の方のことは申し上げたくないですが、一つでも、少しでも仕事を軽減させてあげたい。この間の台風でも、いろいろ民生委員の方は各町内歩き回って、高齢者の方へ避難してくださいと一生懸命駆けまわっておられました。そういう姿を見たときに、少しでも仕事を軽くしてあげるべきじゃないかというふうに思っておりますが、これについてどういうふうな経緯があるのか、何のために民生委員が現金配付をせにゃあいけんのか、そのところをどのように感じておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、生活相談員についてお答えをさせていただきます。

生活相談員は、厚生労働大臣が委嘱した民生委員と同じ方に、町として委嘱しているものでありますが、民生委員の定数基準については、高齢者を含む世帯の割合、1平方キロメートル当たりの世帯数等を指標とし、都道府県知事が定めております。御質問のお答えとしましては、地域割、世帯数割、人口割、全てを勘案していると考えます。

次に、民生委員の職務につきましては、民生委員法により、1、住民の生活状態を把握しておくこと、2、援助を必要とする者からの相談に応じ助言を行うこと、3、援助を必要とする者に福祉サービスの情報を提供すること、4、社会福祉を目的とする事業を営む者や活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、5、福祉事務所等の関係行政機関の業務に協力すること、6、必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと等が定められております。

次に、生活相談員イコール民生委員と考えた場合、先ほどの御質問でお答えをしたとおり、生活相談員は社会福祉協議会と密接に連携し、その事業または活動を支援する職務があると考えます。このため、毎年、年度当初に各地域で行う民生委員の定例会においては、社会福祉協議会から事業内容や支援してほしい事項等の説明が行われ、民生委員の方の御協力により、町の社会福祉の増進が図られていると聞いております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 御答弁の中で、生活相談員は社会福祉協議会と密接に連携し、その事業または活動を支援する職務があると考え、このように答弁をされておりますが、民生委員は当然厚生労働大臣が委嘱するわけでありましたが、生活相談員は町長が任命されるわけでありまして。そういったことにおいて社会福祉協議会と、いろいろな老人との連携は密にされても、それは当然のことではありますが、なぜ、現金を配付するのに民生委員を使われるのか、それが私にはどうしても納得できないわけでございます。なぜ、民生委員にそのような業務をさすのか。社会福祉協議会には福祉委員というのがおられるんですから、その方にお年寄りに対して年末の助け合いのお金を、現金配付をされるのは当然であります。それを民生委員、生活相談員は同じ人ですが、これにやらせるというふうなことがどうしても、現金を扱わせるということに私は得心がいかんのですが、町の任命された人が社会福祉協議会のこ

とについて、そういった仕事もしなくてはならない義務があるんですか、ないのか、そのことについて町長お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員おっしゃられること、大変よく私も感じております。民生委員の方々、町の福祉事業なりに大変御協力いただいております、御多忙であります。そういう中で私のほうとしまして、昨年度から社協のほうとお話をさせていただきまして、今、議員言われますように、福祉委員の皆様方にお手伝いをいただいて、社協のお金を民生委員さんに預けて、それを配って回るということはいかがかということをお話をさせていただいております。

そういう中で社協の言い分としましては、一つには福祉委員が町内全地域におられないというところが一つ問題があると。これは町のほうの問題では全くないわけでありまして、社協として、それは福祉委員さんを選任する努力をされることではないですかということも伝えております。で、民生委員さんは、そのほかにも社協にはいろんなことで協力しております、生活困窮をされている方、高齢者の方、その辺の福祉関連の事業なりとのつなぎ役として社協とはいろんなかわりを持っておられるわけですし、そこで十分に法律に定めのある部分についての業務は行っていただいております。

それで、今年度も、実はもう6月ぐらいの段階で、今年度12月にまたやる歳末の、今の議員おっしゃられる歳末たすけあい募金の配付、配分、これの委員会があるので、その前段で、今年度からは民生委員さんにお金を配付すること、それからその前段で高齢者宅の把握、この辺は、もし協力ができるなら町のほうでもしますし、ただ、配付は御自分のところでやっておいただくか事業内容を変えて、例えば現金ではなくて、せめて物品なりでしたら、まだ少しは民生委員さんも気持ちも楽になるんじゃないかというようなお話をさせていただきながら、今年度は検討するというところでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） なかなか民生委員をお願いされても、もう何年もやられておられる方もおられますが、なかなか大変な仕事であります。本当、だんだん高齢化していくんですから、民生委員の仕事はものすごいふえてくるわけがございます。そういったときに、災害が最近頻りに起こりますので、台風、地震のときでも、本当一生懸命、民生委員の方がお年寄りのことを心配して雨の中でも駆け回っておられる、このような状況を見ますと、少しでも仕事を軽減させてあげたい、このような思いであります。

社協のほうも大変ではあるとは思いますが、全体的に相談員も、全町に福祉委員ですか、これはおられるわけではないようでもありますので、日原地区は自治会単位でお願いされておるんかもしませんが、そういったことも踏まえて歳末の現金配付だけは、このこ

とは別枠でありますので、そういったことも軽減してあげないと民生委員になり手がなような話も聞いておりますので、ひとつ、これも前向きに検討してあげていただきたい、このように強くお願いをしておきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最初に私のほうで答弁をしたことにつきまして、誤解が生じてはいけませんので少し補足をさせていただきたいというふうにも思っております。

生活相談員イコール民生委員と考えた場合、生活相談員は社会福祉協議会と密接に連携し、その事業または活動を支援する職務があると考えますというふうに申し上げたところでありまして、これは全般として社会福祉協議会と密接に連携をしていただいて、その活動の支援等もさせていただきたいと、そういう思いで答弁させていただいたわけでございます。今回、この現金を配ることそのものが職務ということで申し上げたわけではございませんので、全般的な活動の中の一つとしてお話をさせていただいたということでございますので、そうしたことも踏まえて、また今後のことにつきましては検討もさせていただきたいということでもあります。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 民生委員さんもいろいろの方と協議されて、お話し合いをされ、協力されることは当然であると思っておりますが、私は今回感じたことは、ただ、現金配付についていろいろな声が上がっており、こういうことを聞いたので、きょう質問したようなわけでございますが、今後、善処していただきたいと強く要望しておきます。

次に、津和野小学校前のバス停の用地の進捗状況であります。津和野小学校前のバス停設置、これの用地の購入についてであります。前に質問をしたときにも、大変財政が厳しいので、ふるさと納税の活用でどうかというふうな質問もしておりましたが、町長も別に定める事業としての位置づけ、財源とすることで可能であると、このような答弁をいただいたわけでありまして。本年2月の8日に津和野の小学校で、子ども議会の学習会で、我々は津和野小学校へ津和野地区の議員と一緒に話し合いをさせていただきました。そこで子供たちは、バス停設置の案に対して、大変大きな期待感を示してくれました。そういったことでバス停設置について、用地の購入はどのようになっておられるのかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津小前バス停用地の進捗状況はという御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野小学校前バス停設置に係る用地取得につきましては、バス停設置用地といたしまして木部から津和野駅方面側の県道萩津和野線森バス停に隣接する宅地等355.7平方メートルの用地を取得することを検討しており、当該取得予定の宅地等につきましては、用地測量及び不動産鑑定士による鑑定評価を終了しているところでございます。

用地取得に係る予算につきましては、9月定例議会一般会計補正予算（第4号）での計上をしておりますので、議会の御承認をいただくことができれば、土地所有者及び土地所有者相続人と用地取得に係る協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 今回の定例会の予算書を見ますと土地購入費が計上してあります。だんだん前向きに進んでいくんだなというふうに変えたいと思っておりますが、土地を買うだけじゃあバス停にはならんわけです。これから建物をどうしていくんか、バスの移転を石見交通と協議せにゃならんと思うんですが、そういったことの仕事を、もう今から着々と進めていっていただきたい。ほいで、建物も大体どのくらいの規模にされるのか、これからの構想であろうと思いますが、子供たちの期待感を裏切らないような、ひとつ、なるだけ早く、5年生、6年生の子は、ここでバス停を利用することはないわけですから、なるだけ早い時期に検討してバス停の設置をお願いをしたいと思っておりますが、今後の条件についてどのようにお考えか、もう一回お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員のほうからも、いろいろ今までのところで御指摘等もいただきました。津和野小学校のバス停設置ということで、なかなか場所的にも困難なところということで、今回ようやく土地の交渉をすることになりまして、用地買収の予算を計上させていただいたということでもあります。

今から、どの程度の規模でバスの待合所を建てるかということと、あと、教育委員会のほうからお聞きしても、大型バスがなかなかあそこ、津和野小学校まで入りにくい状況があつて、遠足等で支障を来すというようなこともあります。あの間口のところが15メートルぐらい横幅があつて、奥行きが今20メートルぐらいということになっておりますが、そういったところであそこの町道の拡幅も視野に入れながら、待合所の規模、そういったところを検討していきたいというふうに思います。

まずは、9月の定例会のところで議員の皆様への御承認いただいた後、そういったところの具体的な部分、それから石見交通のバス停の設置のところの協議、ここの辺もスムーズに行わさせていただいて、年度末までに完成できるかどうかというところで、非常に厳しいスケジュールになろうかと思いますが、私どもとしては早急に取りかかっているというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 津和野の将来を担う子供たちのために、ひとつ、一生懸命町政のほうでも頑張ってください、一日も早い建設をしていただき、このように強く要望して、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。以上で質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、ここで11時まで休憩といたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、1番、草田吉丸でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

最初に、日原にぎわい創出拠点「かわべ」についてお聞きをいたします。

9月1日、日原にぎわい創出拠点「かわべ」がグランドオープンをいたしました。新築された日原図書館とともに各施設がいよいよスタートをいたしました。この施設の指定管理者については、地域の有志の皆さんにより設立された特定非営利活動法人にこはらが運営することとなりました。大変厳しい状況の中にあつて、地域を思う強い気持ちが法人設立につながったことと思います。関係者に対し敬意を表すものであります。

そこで、次の点について質問をいたします。

1点目でございますが、運営の基本的方針と体制について。

2点目でございますが、具体的に町民がどのようなことに利用できるのか、これについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

日原にぎわい創出拠点「かわべ」についてでございます。

日原にぎわい創出拠点「かわべ」につきましても、去る9月1日に式典を挙げていただき、日原図書館とあわせて無事グランドオープンとすることができました。

また、施設の運営につきましても、地域の皆様が特定非営利活動法人にこはらを立ち上げられ、本町が公募いたしました指定管理に応募いただき、運営を行っていただくこととなりました。

運営の基本方針でございますが、町としては指定管理の募集の中で施設の設置目的を「津和野町における地域文化の伝承、交流の増加による商工業振興及び地域振興」としており、これを踏まえて、法人の事業計画でも、町内外からの幅広い誘客に努めること、SNS等を活用したPRの実施、図書館との連携、地域・住民等との連携による一体性を醸成することを基本的な考えとしていただいております。

また、先日の式典の中でも理事長が法人の基本理念として、日原地域のにぎわいの創出、日原の文化を創造し発信すること、日原の歴史を学び伝承していくことを掲げられております。

町としては、法人と連携をしながら、この施設が地域のにぎわい創出の核として機能し、町内外から多くの皆様にお越しいただくように努力してまいりたいと考えております。

次に、体制についてですが、法人では、理事長、副理事長のもとに、総務部門を担う総務・管理部、これは集落支援員1名、職員1名、そして営業部門を中心に担う営業・企画部、これは集落支援員2名、パート2名を予定し、各理事が分担してサポートしつつ会員の確保に努め、組織を充実させる計画となっております。

町民の皆様にはどのような利用がいただけるのかということではありますが、各施設は、それぞれ母屋棟、これは1棟貸しスタイル、蔵棟1、これは事務所及び席貸しスタイル、蔵棟2、カフェ棟1階部分、広場、これは全室貸しスタイルでのレンタル利用が可能です。また、母屋棟につきましては、貸し切り利用のないときには、受け付けを済まされた後、自由に休憩、読書等の御利用をいただくことも可能です。

これまで町が管理しておりました期間内の利用については、プレオープニングイベントとして開催した水辺の活性化を願い、全国各地の人々が集うミズベリングイベント、ビアガーデン、ジャズほかライブ演奏、施設貸し出しとして、町営塾HANKOU及び民間運営による学習塾、同窓会、公民館長会議、自治会長会議、蔵でのディスコ大会、研修会、懇親会、会社総会、趣味サークル総会、PTCによる交流会などが開催されております。

古民家の性質上、直接火力を使用することはできませんが、幅広い御利用の形態が可能であると考えており、今後、指定管理者に対しましても、多くの皆様方から多彩な御利用方法を御相談いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） グランドオープンにつきましては、回答にありましたように指定管理者のには、この理事長さんが大変力強い挨拶をされたわけがあります。日原地域のにぎわいの創出、そしてまた日原の文化を創造し発信する地にしていきたい。そして、日原の文化を創造し発信することとあわせて、日原の歴史を学び伝承していくと、この三つを大きな基本理念として運営していくんだということでした。大いに期待をしてまいりたいというふうに思うわけですが、少し、このかわべについて再質問をさせていただきたいと思いますが、まず最初に、開館のことですが、図書館につきましては年末年始の休日があるというふうに思いますが、それと各月の末日、これが休館日だというふうに思いますが、ここの新しくできました古民家とか蔵の、これの営業といいますか、これは定休日とかがあるのかどうか、それからカフェ棟についても、あわせてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、基本的に古民家側といいますか、古民家棟と母屋、蔵棟及びカフェ棟についてでございますが、カフェ棟につきましては、まず運

営が、スタッフの体制等の問題もございまして、金、土、日、月のこの4日間を運営ということにさせていただいております。基本的なオープンする営業時間は11時から18時までということにさせていただいております。

それから、社員と申しますか、にこはらの職員が常駐しますのはウイークデー、月曜日から金曜日、事務室のほうに基本的におりまして受け付け等をさせていただいております。貸し出しの申し込みとか、そういった部分を対応させていただくという形になっております。また、いろいろ企画を、今後出していくという形になると思います。

ただ、年末年始等も含めまして、施設のレンタルといいますか、貸し出しはできますので、休日も、そういった形で御予約をいただけますと鍵をお貸しするような段取りをさせていただいて、最終的に利用が終わりましたら、母屋の玄関横に郵便ボックスがございまして、それダイヤル式で鍵がかかっておりますので、その中に使用が終わると投げ込んでおいていただくとそれで終わるといような形で手続をさせていただくということで、基本的に事務をとっておるのはウイークデーでございますが、御利用は年間通して、ある程度できるという形になるのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 事務所については月曜から金曜、土日については、一応閉まっているということだろうというふうに思いますが、カフェ棟については4日間ということで、火曜、水曜、木曜日の3日間が定休日になるというふうに思いますが。あと古民家とか蔵棟を自由に見学できないかということではありますが、これは利用の申し込みがない場合は自由に中に入って見られるというふうに回答いただきましたが、土日に、例えば利用者がなくて、誰かが古民家が見たいとか蔵の中を見てみたいというようなときは、土日に割と人が来られるんじゃないかと思うんです。そういうときは、中は見られないんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） カフェの運営をしております、おかげさまで、私もこの日曜日あたりものぞいたところでございますが、お客様かなり入っていただいております。

それで勤務が、まだちょっとフルの体制になっておらん部分もございまして、フルの体制になった上で、土日にお越しになられたときに、スタッフの対応ができればお見せすることもできるかと思うんですが、基本的に図書館の本とかも持って入って読んでいただけるという形で――母屋とかに――させていただくような形になっておりますが、その際も一応蔵とかで受け付けを済ませた上で中へ入ってくださいと、防犯面のこともございますので、そういう対応をさせていただこうと思っております。

そういうことで、土日が、フルそろった上で、カフェ棟等の勤務の状況に応じては、お声をかけていただければ、ごらんいただける機会も持てるのかなというところだというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） できるだけ、そういった対応をしていくべきではないかと思います。私もこの前、何日か行って見たんですが、事務所が閉まっとなるために中が見れない、何人か、よその方も来ておられましたんで、そういうところをぜひまた検討いただきたいと思います。

それから、回答にもありましたけども、この施設はカフェライブラリーというような形で、ずっと提言部会の中でも言ってこられて、コーヒーを飲みながら読書ができる施設であるということであったわけです。当然この回答でも、そういうことができるということで回答がありました。例えば図書館の本を、あの施設内なら、どこに行ってもいいと、コーヒーを飲みながらということだろうと思いますが、図書館のほうは、あの施設なら受付で借りるとかそういうことをしなくても、勝手に持ち出して、あの施設では読めるということなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） わざわざ貸し出しをせずに、この本を読みたいということを一言受付のほうで言って、向こうへ持ち出すという形をとっていただければ、読めることにしております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 一応、受付のほうに言えば、その施設内なら自由に持ち出して読めるということによろしいですね。はい、わかりました。

あと、蔵棟等については、今後いろいろな展示とかも考えてやられるというふうに思いますが、これについては、そういう展示をした場合は入場料とか、これもやっぱり今から考えていかれるのかどうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 特に、蔵の、道路側の、川側でないほうの小さいほうの蔵ですが、あそこあたりはダウンライトがついておりまして、性質上、靴を脱いで入っていただくようにはなるんですけど、要はいろいろな展示ができるような形にも整っておるといふふうに思っております。そういうところで趣味のサークルの皆さんいらっしゃって、何か借りて展示をしたいというようなときがあったら、余り私が出しゃばってもいけません、NPOさんのほうとも連携をしてやっていただいたりすると、NPOとしても、そのことでお客さんお越しいただくのは大変ありがたいことになってまいりますので、単純に貸し出しをするとそれなりの利用料ということも出てくるかもしれませんが、連携をしたりすると一緒になって無料で見ていただいたりとか、そういったことも可能になってくるのかな。

また、今後、日本遺産の百景図の中で日原関係のものについても、何らかあそこでいろいろ御紹介ができるようなことも考えられたりというようなことも思っております

ので、そういったとも踏まえて、いろいろ展示等には、今後活用いただけるようにさせていただきますというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひ、いろんなことで活用できるような施設にさせていただきますというふうに思いますが。

特にカフェ棟の関係で、週に3日が休みというところがどうかという気はちょっとするんですけども、やっぱり来られた方が、閉まっちゃったということは、せっかく来たのにコーヒーも飲めないというような日が週3日あるということは、これがどういうふうに来られた方に受け取られるかということなんです。できれば週1回ぐらいで定休日を設けて、たくさん人が来る、どうでなしに、1人でも2人でも来られたときに、そこに入ってコーヒーが飲めるとかいうと、一番、第一印象が私は大切だというふう思うんです。行っても休みだったというようなうわさが広まってくると、どうしても来る人もなかなか行きにくい部分もあるというふうに思いますので、その辺について、また、できれば法人のほうでも検討いただいたらというふうには思います。

そういったことで、出だしでありますので、いろいろこれからが本番になってくるといことでありますが、できれば来た人が、あそこに来て利用してみて、どういうことを感じられたか、そういった利用者の声を何かで聞いて、ちょっとアンケート用紙みたいなのもいいと思いますが、そういうのを少しやられたら、いろんな意見も聞けて、また改善するところも出てくるんじゃないかなというふうに思うわけですが、ぜひその辺も検討していただきたいと思いますというふうに思います。

いずれにしても、この新しいかわべの施設であります。何にしても、多くの人に利用してもらおうということが一番であろうという文化施設だというふうに思います。日原地域の皆さんはもちろんでございますが、少し離れておりますけども津和野地域の人にもしっかりここに来ていただいて、お互いの交流がさらに深まるような施設に、ぜひ発展していくことを期待をしているところでございます。

それでは、次の質問に移ります。

2点目でございますが、日原地域の各種建物改修と整備計画についてであります。

本庁舎を中心とした日原地域における建物改修などの整備が計画をされております。地域が大きく変わろうとしている本計画は、地域住民にとって大きな関心事項でもあります。そこで、次のことについて質問をいたします。

1点目として、本庁舎についての設計の進捗状況と今後の具体的計画について。

2点目として、山村開発センターの解体と跡地利用計画について。

3点目として、山村開発センターにかわる日原第2庁舎の改修計画について。

4点目といたしまして、本庁舎移転後の現本庁舎と旧日原工業跡地の利用計画について。

5点目として、発熱外来施設の活用について。

6点目であります。これらの計画について町民の意見をどのように集約をされるのか、この点について、お聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原地域の各種建物改修と整備計画についてお答えをさせていただきます。

まず、本庁舎について、設計の進捗状況と今後の具体的計画についてであります。庁舎の検討については、平成29年度5月から内部検討会議で協議を始め、平成30年3月に津和野町庁舎基本構想をまとめ、平成30年度に津和野町庁舎建設検討委員会の御意見をいただきながら、本庁舎の基本設計を行いました。

今年度については、5月末に実施設計業務の一般競争入札を行い、町内の石川建築設計室が落札し、基本設計をもとに実施設計の作業を行っているところです。具体的には6月から業務に着手し、7月、8月で既存部分の把握、9月から各課調整後に実施設計を行い、終盤で精査を行う予定としております。

今年度末あるいは来年度当初には工事の発注を行い、改修規模にもよりますが、おおむね令和2年12月の整備完了を目標としております。

山村開発センターの解体と跡地利用計画についてであります。このことにつきましては、6月20日の議会全員協議会で説明させていただきましたが、山村開発センターを解体し、日原保育園、日原子育て支援センター及び病後児保育室を移転新築する予定であります。時期につきましては、解体を来年度中に、保育園等の新築工事を令和3年度中に終わるように計画しているところであり、解体には国の空き家対策総合支援事業補助金を活用するため、現在、県と協議を行っているところです。

山村開発センターにかわる日原第2庁舎の改修計画についてであります。日原第2庁舎の改修につきましては、令和2年に耐震診断を実施し、その診断結果に基づき、耐震補強・改修実施設計を行い、令和3年度末に改修工事が完了し、令和4年度から供用開始の予定としております。

なお、現時点においては耐震診断を実施していないため、具体的な改修計画はございませんが、用途を事務所から集会所に変更するための改修や調理室の増築、屋根の改修は必要になると考えております。

本庁舎移転後の現本庁舎と旧日原工業跡地の利用計画についてであります。現本庁舎につきましては、昭和29年に木造2階建てで建築されており、建築から63年が経過しております。老朽化が著しく、旧耐震基準で建築されており、既存施設を建物として利用することは困難であると考えております。今後、庁議等の内部会議で跡地利用について検討したいと考えております。

また、旧日原工業跡地につきましては、山村開発センターの解体に伴い、日原公民館を移設したいと考えております。

発熱外来施設の活用についてであります。発熱外来施設においては、8月6日の議会全員協議会で説明させていただいたところであります。益田市内で精神科の病院を開設されています社会医療法人正光会により、10月2日から毎月第1及び第3水曜日を診療日として、かのあしあぼろ心療所を開業することとなっております。今後、通院する患者の数等により、診療日をふやしていくことも検討されていると聞いております。

これらの計画について町民の意見をどのように集約されるのかということですが、本年5月16日に日原・津和野両地域で開催いたしました自治会長、嘱託員合同会議におきまして、町長の挨拶の中で本庁舎、津和野庁舎及び第2庁舎について、今後の整備計画を説明しております。

また、9月9日には日原地域の自治会長にお呼びかけをし、山村開発センターの解体とその跡地利用や旧日原工業跡地の利用について説明会を行っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、少し、それぞれについて再質問をさせていただきます。

最初に本庁舎の関係でありますけども、今、設計が行われているというところであります。大体、令和2年の12月の整備完了を目標として進められているということでもあります。

この本庁舎については、先ほど同僚議員の一般質問の中でもありましたが、特に1階部分は庁舎、2階部分が議場ということで、今、計画をされておりますが、3階部分があくというふうに思います。それとあわせて、隣のせせらぎの3階の話もありましたけども、これは、私もあれだけの建物でありますので、ぜひ何らかの形で利用を進めていくべきであるというように考えておりますが、先ほどは、いろいろ高齢者の関係の利用というふうな話もありましたが、もう一つ考えてみる必要があるんじゃないかというのが、以前も少し話したことがありますけども、避難所として、これ利用できないかなということでもあります。

特に、日原の市街地が非常に危険な地域であります。今、岩川の関係で、土石流の警戒区域がずっと町中であります。そして山側は急傾斜地の特別警戒区域、そういったことになっておりますし、東枕瀬の集落の上も、これは大変急傾斜地の特別警戒区域、こういうことになっております。それで、今、日原の町の避難所は日原小学校、それから第2庁舎ということで指定をされておりますが、これもわずかに危険地域から外れとるちゃ外れとるんですけども、大変危険な部分であります。

こういったことを考えると、このハザードマップでいいますと、今の本庁舎になる位置、これ一番安全地域のように思えるわけですが、避難所として、ひとつ検討してみるのも一つの方法というふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 本庁舎の3階につきましては、現在、空きスペースということで、具体的な計画を持ち合わせてはいない状況でございます。先ほど議員おっしゃいましたように、その辺につきましては、避難所あるいはいろんな使い方が想定されると思いますので、またそういった利用については内部で検討していきたいなというふうに考えています。

あわせて、東棟の3階も、今そういった空きスペースになっておりますので、そういった部分も含めて、今、日原の市街地が土石流警戒区域、いろんなハザードマップが指定されているという状況を踏まえまして、そういった避難所等についての検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

それから、この本庁舎の建物自体については、そういうことで、今計画をされているわけですが、一番思いますのは、少し周辺の整備のこと。前回の私の一般質問でも少しさせていただきましたが、駐車場の関係です。十分なスペースが、今のままでとれるかどうかということでもありますけども、私もあそこへ行って、よく見るんですけども、玄関の前に立つと、今、高手に駐車場があるんです。自然商店の専用駐車場なんですよ、あれが、なっております、土地は町の土地だろうというふうに思います。あそこの高い駐車場があるために、非常に沈んだような気分になるし、ちょっと開放感がないんですよ。できれば私は、これを切り下げて、玄関の高さと同じようにして広くすれば、大変活用できる駐車場になるような気がするんです。

特にあそこは診療所に来られる人、そして下のデイサービスとか、いろんな人が出入りをされる。それで停留所、これもあそこになるわけです。そうすると、いろんな車が回転をしたりするにも、あそこを切り下げて広い駐車場にしておけば、非常にいい駐車場ができる、そういうふうに思うわけですが、そういった周辺整備——もちろん本庁舎ですから、周辺をやっぱりきれいにしておく必要があると思うんです。そういったこともあわせて、今回もう私はやる必要があるというふうに思いますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいますように、本庁舎周辺の周辺整備ということで、当然、現状いろいろとかなり傷んでいるといえますか、いうふうな状況が見受けられますので、そういった部分につきましては、今実施設計の中で、ある程度の周辺整備についてはお願いをしております。

それと、今議員のほうから高手にある駐車場、同じレベルにという御提案でございますけども、確かに言われますとおり、そうするとかなり視界も開けて、イメージ的にはよくなってくるというふうなことも思うんですけども、ただそうすると、かなり事業費がかさんでくるだろうというふうに思っております。

きのうも決算の審査を報告をさせていただく中で、監査委員さんの意見として、財政状況が確実に厳しくなっていくだろうというふうな御意見もいただいております。そういった財政状況を見据えながら、そういった整備については検討していかなくてはならないというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 財政のことが出てきますと、なかなか厳しいところがあるというふうに私も思いますけども、せっかくの機会でありますので、きちんとした整備、これはぜひしていただきたい、そういうふうに思っております。

次の山村開発センターの解体と跡地利用計画ということで、ここには新しく保育園を設置する——開発センターを解体して、保育園を新築するという計画であります。

そこで、今の開発センターあるいは今ある日原保育園を解体をしますと、相当な広さがあるところであるというふうに思います。その中で新しい保育園を建てても、相当な広さの土地が出てくるわけですが、このあたりは、その後、周辺というのは恐らく建物が必要であり、駐車場が必要であります。保育園ということになれば園庭が必要であると、そういったこともスペースもいろいろ必要になると思いますが、ああいった部分を何か計画をされているのか、その辺についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 山村開発センターにつきましては、町長答弁のとおり、解体をして日原保育園を建設するという予定にしております。確かに土地が大変広くございまして、ただし職員の駐車場、例えば南側のやまびこ側の駐車場が今あるわけですが、この辺は職員の駐車場とあわせまして、現在もやまびこに来られるお客様の駐車場としても利用されております。その辺は、ある程度のスペースを確保しなきゃいけないこと。

保育園につきましては、今のような2階建ての大きな建物は、もう今後は園児数からして必要ないというのはわかっておりますので、建物的にはかなり小さくなるかとは思いますが、あわせて日原子育て支援センターと病後児保育室、これを別棟になるか、ちょっとくっつけた建物になるかはまだ決まっておりませんが、その辺は十分なスペースをとりながらつくること。

それともう一つ思っておりますのが、今といいますか、これまでも日原保育園、運動会なんかは日原小学校のここのグラウンドに、ずっと来て行っております。これが9月になりますと、毎日のように子供らが日原小学校まで歩いて来て、練習をして、また帰ると。太鼓もたたけば笛も吹くという中で、小学校に対しても、小学校も御協力いただきながらしていただいておりますので文句も言いませんが、例えば学習の障がいにならなくてもおるかなというところもありますし、子供らのここまで歩いて通うことがどうか

ということもありますので、せっかく十分な広さがとれるのであれば、今後は園庭で保育園の運動会が十分にできるぐらいのものをつくりたいというところ。

それから、現在、本当に狭い保育園の中で、遊具もほとんどありませんけれども、例えば園庭の中に小山をつくったり、遊具なんかも十分なものをできれば備えながら、今後の子供の数は少なくなります、町としての子育て支援として、そういうところはしっかりとしたものをつくっていききたいと考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） できるだけ、あいたとこが草が生えてくるような場所になってはいけないというふうに思いますから、そういった保育園の園庭等もしっかり考えていただいて。

私が思いましたのは、あれだけの広さがあって、何ぼか空き地ができれば、やっぱり公園みたいな形できちんと整備をしておく。それして、保育園の子どももちろんですけども、小学生、中学生、一般の人があそこに行って憩えるような、そういう公園とかができれば一番いいというふうな思いは持っておりましたけども、今のような形でそこが利用できるのなら、その辺をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

公園については、小学生議会の中でも一番の要望が、公園をつくってほしいという子供たちの声が多かったというふうに思います。本当にこの日原地域、津和野地域、一つぐらいずつは公園というものがあっていいんじゃないかなというふうに思っております。こういった機会でありますので、それとあわせてしっかりと公園的な整備、これも考えていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

あと、山村開発センターにかわる第2庁舎の改修計画についても回答がありましたけども、これと今の本庁舎については、今後、利用計画を検討するというございでしたが、あそこの旧日原工業の跡地のところを、今度、中央公民館あるいは日原公民館があそこに入るというふうに聞いておりますけども、この公民館については、今後、この第2庁舎を改修計画した後は公民館はどうされる、あそこに残されるのか、あるいはここに前と同じような形で設置をされるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） そのあたりについてであります、まだ明確にこれという形で決定は、現在のところはしておりません。今回、ああして急遽公民館を場所を変えるという形で旧日原工業跡地のほうへ移転をする形になりました。これは経緯は以前お話をしたとおりでございますけども、とりあえず暫定的に日原工業のところに席を持っていくという形で、第2庁舎を改修して、いろんな集会施設としては利用するという、この計画については、今のところ変わっておりませんが、事務所自体をこちらへ移すのか、今の変った日原工業のところに事務所を置いたまま、こちらを利用するのか、この辺については、また今後、実際に入る公民館の職員、それ

から地域の皆さん等の御意見をいただきながら、最終的に決めていきたいというふうに考えております。

昨日、先ほどの回答の中にもありましたように、日原地域の住民の皆様に対しての説明会を開催したところであります。人数的には十四、五名というところでしたが、その中で自治会長さん方を中心に、いろんな御要望の御意見もいただいておりますので、そういった意見も参考にさせていただいて、今後最終的な決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） その辺についても、これからのことでありますけども、しっかりした検討をよろしく願いをしたいと思います。

それから、外来施設については、同僚議員の質問にもありましたけども、新しく利用がされるということではありますが、一応、再確認でありますけども、この発熱外来施設につきましては、新型のインフルエンザの発熱患者に対して敏速に医療が提供できるということで、これ設立されたものでありますけども、今後新しい形で利用されるわけですが、これは当然、そういった緊急的にインフルエンザが発生したというような場合は、この施設は以前と同じようにこれは利用できると、そういうことで、新しい利用とあわせて、今までと同じような施設を併設して利用できる施設というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 発熱外来施設の条例自体はそのまま残してあります。ということは、そういうパンデミックみたいなことが起これば、それで利用はできるということではありますけども、ただし、その場合には必ずドクターとの協議なり、例えば津和野共存病院——津和野町です——との協議というのが必ず必要になってきますんで、必ずあそこで発熱外来の施設を利用することになるのか、もしくは現在の津和野共存病院の医療体制の中においては、津和野側でそういう施設を急遽用意をするとか、そういうことはあり得るかもしれません。その辺は町が単独で決められることになりませんので、また橘井堂ともいろいろ協議をしながらやっていくことになるのかなと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） いろいろ、この日原地域でいろんな改修計画等が上がってきております。

最後の質問になりますけども、町民の意見をどう集約されるのかということでお聞きしましたけども、自治会長会とか、そういったところで意見も聞いておられるようでありますけども、できれば、そういった代表者の方も、確かに意見を聞くということも非常に大事だというふうに思いますけども、これだけの大きなことが変わる時期でありま

す。一般の町民の人はいろんなことを持っておられるというふうに思います。町全体のことではありますが、特にこの日原地域、市街地の地域の皆さん、そして枕瀬地域の皆さん、いろんな思いを、私は持っておられるというふうに思います。そういった一般の人のいろんな意見も少し聞く、そういったことも必要である。計画段階でやっぱりそういったことを聞いて、いろんなアイデアもありましょう、そういったことも大事であるというふうに思うんです。

津和野町が今、協働のまちづくりということで進めております。そういった意味でも、いろんな人の意見をやっぱり聞いていくということ、そのことが将来の行政運営にも、非常にいい方向で行くんじゃないかなというふうに思いますので、その辺についても、ひとつぜひ検討しておいていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） いろいろな、きょう御質問いただいております、日原地域の各種施設、これまでいろんなことを検討しながら進めてきたわけでありまして、今、私の率直な気持ちとしては、よくぞここまで来たなというのが、自分自身の思いであるわけでありまして。というのも、本庁舎の耐震改修という大変重要な大きな問題があって、そこにせせらぎの移転という問題も出てまいりました。それから、日原保育園もかなり老朽化をして、いつまでもほっとけないという問題があつてというところがあります。

ただ、その計画をしてきた期間においては、繰り返しになりますが、災害が起きて、大きな起債をして、そしてケーブルテレビ事業という、また多額な事業費を要する事業もしなきゃならないと。そこに青原小学校の施工不良問題が起きて、小学校も約5億円かけて新しくしたと。さらには開発センターという、これがまた欠陥工事というような、本当に不測の事態が起きまして、建てかえたいけれども建てかえられないし、じゃあ建てかえられない場合に、どう行動すればいいのかというようなこと、その本庁舎の問題やいろいろ絡み合う中で、本当にこの糸を一つ一つ解きほぐすような形で、迷路に入りながらも、いろんなことを解決してきたといったところがあります。

そうした中で、そういう早い段階から町民の皆さんの全体の意見を聞くことも必要かとは思っておりましたけれども、やはり、財政に大きな影響を与えるような大事業が一つ一つが絡み合うわけですから、これはやはりある程度行政の責任として方向性をまず出すまでは、我々のほうできちっと考えていかなきゃならないだろうという思いでこれまでやってまいりました。

ただ、それは我々行政側の独断で進むということではなくて、当然議会のほうにお諮りをして、そして全員協議会等で議員の、町民の代表である議会の皆さんの御意見もお聞きをしながら、これまで計画を進めてきたといったところがあります。

こうして大まかな方向性というのは今回出すことができましたので、今後は踏まえていろんなことについては、また町民の皆さんの意見を聞いていこうというスタンスであ

ります。それが昨日の公民館の移転等に関しての御意見を聞く会ということでありました。

また、今後につきましても第2庁舎、こちらを、やはりこれは住民の皆さんが使い勝手がいいものにしていく必要があると思いますので、これもまた広く町民の皆さんの意見を聞きながら、例えば調理室が本当に必要かとか、どういう形のものが要るのかとか、そういうことも御意見を取り入れながら改修に生かしていきたいというふうにも思っているといったところであります。

ただ、全町民の皆さんに呼びかけてやるということが、そこまで本当にできるかどうかというのは現実論として難しいところもあるかと思っておりますが、どういう形で町民の代表の方々の意見を聞くかということももう少し検討させていただいた上で、しかしながら、しっかりこれからは御意見を聞くことをまた尊重しながら、今後の具体的な改修計画に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、例えば現本庁舎、これも空き家になりますので、今後これをどういうふうな形に使うのかというようなことも御意見は聞いてみたいというふうに思っているところでもございます。そうしたところで話を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 町民の皆さんの意見を聞くにもいろんな方法があろうと思ひますので、いろんなそういった方法もぜひ検討いただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問に移ります。柚の里よこみちでございませう。

柚の里よこみちについて、先般の議会全員協議会において解散するとの報告がされました。地域の活性化に数多くの貢献をしてきたことを思うと残念でなりません。地域の元気が減退するのではないかと、そういった心配もあります。

そこで、次のことについて質問をいたします。

解散に至った経緯について。

そして、各施設の今後の管理運営について。

そして、今後の地域に対する支援策についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、柚の里よこみちについてお答えをさせていただきます。

株式会社柚の里よこみちは、横道地区の自治会と町により第三セクターとして平成2年に設立され、廃校となった旧校舎等を活用して横道地区の住民が主体となり、宿泊事業や農産加工品の生産と販売等を行い運営してまいりました。

近年は高齢化と人口減少の進展による人手不足が深刻となり、宿泊の受け付けを制限するなど、厳しい経営環境が続いていました。町といたしましては、人手不足による地

域の活力が失われることを懸念し、地域おこし協力隊や集落支援員の配置等を行うなど、柚の里よこみちを支援してきたところでございます。

会社解散に至った経緯といたしましては、平成30年度の体制は代表取締役社長とパート1名に集落支援員2名の合計4名であり、高齢化や人口減少に伴う働き手の不足と、それに伴う経営環境の改善見通しが立たないことが主な要因と考えております。会社としては、将来の経営環境の安定化が図れないと判断し、他の第三セクターとの合併等も検討してまいりましたが、合併が整わない中、平成31年2月13日の臨時株主総会で施設の指定管理者の申請をしないことを提案し賛成多数で承認されました。その後、平成31年3月28日の臨時株主総会において会社解散を提案し賛成多数で承認、株式会社柚の里よこみちは平成31年3月31日に解散となりました。

各施設の今後の管理運営といたしましては、浄化槽の設置等修繕に多額の経費を要するため、当面は避難所として町が直接管理することとし、今後の地域に対する支援策につきましては、地元自治会と協議し検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この柚の里でございますけども、私も若干かかわってきたというようなこともありまして、これが解散するというのを聞いたとき、何となく寂しいような思いがしてならなかったわけでございますけども、この柚の里は平成3年の5月に自然体験宿泊交流施設ということで旧横道小学校の校舎を再利用してオープンをしております。横道小学校が廃校したのが平成2年ですから、1年後に地域の皆さんがそういったことを立ち上げたわけでありまして。当時、横道地区の全戸42戸、それから町とが一緒になって第三セクターとして立ち上げたものであります。主な取り組みとして宿泊体験施設、そしてまた農産加工部門、そして木工部門、こういったものを中心として今日まで頑張ってきたらされました。そして、あそこはちょうど安蔵寺山のベースキャンプ地にもなるような位置でありますので、そういった登山客の皆さんのいろんなベースキャンプとしても活躍をしてきた施設であるというふうに思います。特に地元の婦人の皆さんが中心となってみそ加工、あるいは豆腐、そば、ワサビ漬け、とんのす漬けとか、それからイノシシ料理、そして山菜料理等を数多く提供されて、多くの人とその食を楽しんできたところであります。

その後、平成13年には、あそこに柚の里よこみちふれあい広場がオープンをしました。ケビンが3棟、あずまや、それからせせらぎ水路、キャンプやバーベキューができる多目的広場というものが完成しまして、県外からも多くの方が訪れておりました。私は、あそこは非常に魅力のある地域であるというふうに思っております。特に安蔵寺山から流れるきれいな水であります。その水を利用して、今でもワサビづくりを頑張っておられます。まさに山紫水明の地であって、自然環境面からも津和野町の誇りとすべき地域であると思っております。

平成3年から今日まで約28年間でありましたけども、この柚の里の歴史が閉じるわけではありますが、活性化に取り組んでこられた功績は、いつまでも私は語り継がれるものであるというふうにも思っております。地域の皆さんの頑張りに対して、心より敬意を表するところでございます。

こういったことが起きてきたということでもありますけども、やはり一つの会社が解散をしたということは地域の衰退にどうしてもつながってくると思うんですね。この解散したことについて、町としてはどのように受けとめておられるか、その辺について、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員、これまで御指摘いただいているように、柚の里の歴史というのは横道地区の一つの活性化の歴史でもあったというふうに私自身も受けとめているところでございます。こうした中で、やはり会社が解散するということは地域にとっても一つの大きな活力源を失うということにもつながるわけでございます。我々町としても、これは横道地区に限らず、全町的にそれぞれの地域がいつまでも輝いて生き生きと活動されていくようにということを行政の一つの使命としておりますから、その中でこうした横道地区、そして柚の里が解散をしたということは、本当に我々にとっても残念なことだと受けとめているということが率直な思いでございます。

当然ながら、これまで我々も何にもしてこなかったというわけではございませんで、途中から、やはり人手不足ということが会社にとっても大きな問題になってまいりました。そうした中で我々としても集落支援員を投じて、そしてその人手不足の解消に協力をしてきたりというようなこともやってきたわけでもありますけれども、ただいろいろな思いとしましては、結局我々が、行政がまたかかわったという、人手不足を解消するために送り込んだということが、一方で地域の方々にとっては、地域でこれまで自己責任で一生懸命頑張ってきたという部分において、少しそごが生じたりというようなことも起きたというのも事実でございます。ですから、やはり行政として地域のかかわり方というのは非常に難しい問題があつてということでも思っておりますけれども、しかしながら、我々としてはできることをやってきたと。その上での、最終的には地域の思いがこの解散に至ったわけでもありますから、地域の思いで始まったものでありますから、我々行政も協力はしてきたけれども、最終的に地域の思いとして決断されたことについては尊重するというところでございます。

ただ、これで横道地区がなくなるわけではございませんので、また今後も柚の里の施設の改修のあり方ということも、再開の何か方法があるのかどうか、あるいはケビンの活用もあるのではないかとということ、そうしたこともいろいろまた地域の皆様とも——あの地区は毎年、町政座談会を必ずやっておりますので、そうした中での話し合いもしながら——今後も協力もしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 本当に地域の人少し元気が落ちてくることにつながっちゃいけないなというふうに思いますので、できる支援については、またぜひお願いをしたいというふうに思います。

この柚の里の一連のことを考えてみますと、やっぱり今現在の農村におかれている象徴的な出来事の一つでもあると思います。このようなことが、今後いろんな地域で起こり得ることもあろうというふうに思っております。時は今、小さな拠点づくりに取り組もうとしている時代であります。小さな拠点が、逆に今、廃止をされていく。本当に時代の流れの無念さを感じずにはいられません、このような地域の衰退をとめることはできないのか、やっぱり行政に課せられた大きな課題であると思っております。ただ単に柚の里よこみちが解散しただけのことではなく、津和野町が直面している大きな課題であると思っております。このことから、今後各地域をどう守り育てていくか、やっぱりそのことにつなげていく必要があると思っております。

町長の回答にもありましたように、またいろんな支援もしながら地域が元気を取り戻せるように、ひとつ支援をよろしくお願いをしたいと思っております。横道地域が今後衰退することなく、住んでいる人たちがいつまでも笑顔で暮らせる地域であり続けることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質疑を終わり、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 59 分休憩

.....
午後 1 時 00 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。各種コラボレーション企画と森鷗外記念館の考え方についてお尋ねをいたします。

先般、津和野町のマンホールカードが発行され、メディアで報じられております。このマンホールカードを発行しております下水道広報プラットフォームは、下水道界を初め、さまざまな人々が交流する場として、情報共有や広報活動を通し、下水道の真の価値を伝えるとともに、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークの構築を目指すことを目的としています。

このマンホールカードの発行については、世界に誇れる文化物でもある日本のマンホールぶたを国民の皆様楽しく伝えるとともに、下水道への理解・関心を深めていただ

くためのコミュニケーションツールとして、ふたの先にある下水道の大切さをより深く理解していただくことを目的として、自治体と一緒に発行されているものであると、このプラットフォームのホームページにおいて紹介されておりました。

当町においては、このマンホールカードに似たものとして、100名城スタンプラリーがあります。これは、日本城郭協会が全国各地の名城探訪の手がかりとして始められたものであります。

また、JR駅や道の駅のスタンプラリーも、恐らくスタンプラリーをきっかけとして、より鉄道を、より道の駅を利用してもらおうというきっかけづくりであると考えております。

いずれにしても、カードの配布やスタンプ台設置そのものが目的ではなく、その先にある深いところまで導きたいという狙いからの企画であり、関心のない方やこれまでターゲットとされてこなかった方に関心を持っていただけるという点で、当町の魅力の向上につながっていると考えております。

そこでまず、これらいわゆるコラボレーション企画について、どのような意思決定があってなされるのか、お尋ねいたします。

また、これらの観点から、当町ゆかりの人物が登場する漫画について質問いたします。

谷崎潤一郎、太宰治、中原中也、与謝野晶子、中島敦など、文豪が実名でキャラクター化された漫画「文豪ストレイドッグス」という漫画が人気を博しております。雑誌の連載漫画であります。2014年に単行本の第1巻が発売されてからは、現在まで17巻が発刊されております。現在、シリーズ累計が750万部を突破したという記録もあるようでございます。東京MXテレビにおいては、この「文豪ストレイドッグス」がテレビアニメ化されておまして、また劇場化、小説化もされております。この作品には根強いファンが多く、当然ながら、この作品では森鷗外も登場してまいります。登場するだけではなく、ストーリーの中で重要なキャラクターを担っている点が重要なことだと考えております。

出版業界からすれば、若者に対し、これら文豪の作品の掘り起こしを狙っているのであろうと推察できますし、実際にこの人気を逃さないよう、全国の文豪の名を冠する記念館などにおいてはコラボレーション企画が実施され、多くの入館者でにぎわったとの情報でもあります。

そこで、現在までコラボレーション企画未実施である当町の「文豪ストレイドッグス」に対する所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

各種コラボレーション企画と森鷗外記念館の考え方という質問でございます。教育長のほうから御説明をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、御質問に対してお答えを申し上げます。

最初の御質問であります、いわゆるコラボ企画実施についての意思決定についてでございますが、例えばマンホールカードについては、県の観光部局より投げかけがあり、費用負担もカード制作費のみであることから、参画した状況であったと伺っております。しかし、企画ごとにさまざまなケースが想定されるものであり、一概にどのような意思決定が行われるとお答えできかねるものであります。

次に、「文豪ストレイドッグス」につきましては、議員御説明のとおり、森鷗外を初めとした多くの文豪をキャラクターとした漫画であり、テレビアニメ化や劇場化等で若年層を中心に人気を集めているものであります。

昨今、さまざまな文豪をテーマとしたものがございまして、森鷗外記念館が入会しております全国文学館協議会においても、「文豪ストレイドッグス」とのコラボレーションのメリット・デメリットについて議論が重ねられております。その中では、入場者数が大幅に増加したというメリットはあるものの、グッズ目当ての方が多かったこと、大きな予算が必要となること、権利関係の問題等のデメリットが挙げられております。

本町の近隣では、中原中也記念館においても、過去にコラボ企画を実施されておりますが、コラボには大きな予算が必要となり、当時は生誕110周年で予算確保が可能であったこと、またグッズありきの企画であり、オリジナルグッズがなければ入館者数増につなげることは難しいとお話を伺っております。そういった情報を踏まえ、現時点では具体的に検討していないという状況であります。

しかし、森鷗外記念館においては、そういった新しい媒体を完全に否定するものではなく、例えば「文豪とアルケミスト」というブラウザゲームを軸とした文学館ガイドには写真提供を行う等、新しい入り口から森鷗外を知っていただく道も模索しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） まず、その意思決定といえますか、今、「文豪とアルケミスト」というのは写真提供を行っているということなんですけれども、コラボレーション企画というのはさまざまあると思います。このマンホールカードや城山スタンプラリーというのが検討されて、現在実施されております。実施主体が津和野町である、町じゃないという場合もあるとは思いますがけれども、例えばですけれども、大阪府堺市では与謝野晶子記念館が、この「文豪ストレイドッグス」とのコラボ企画を行いまして、小中高生だけでも前年比1.4倍の入館者数があったと言われております。

また、津和野町とゆかりもあります文京区の森鷗外記念館、我々議員も訪れたことがあります。あの記念館においても、2016年、そして17年から18年にかけて田端文士村記念館と共同でコラボ企画、これも「文豪ストレイドッグス」を兼ねてやっております。

そういったことでやっている中において、このメリット・デメリットというのを考えたのが、全国文学館協議会においてはメリット・デメリットがあるということだと思っ
たんですけども、このデメリットの中における予算が必要だというのは、ゼロ予算では
できないというのは当然だと思っ
たんですけども、そのデメリットに上がるぐらいの予算とい
うのはどれぐらいの予算でデメリットということになるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 具体的な予算というものは聞いておりませんが、例
えば文京区の森鷗外記念館で実施したときに、たまたま私も、その実施期間中に伺っ
ておりましたので様子を聞いてみましたところ、あそこの場合は2階に図書室が
ございますが、そこを会場としてやっております、キャラクターの缶バッジをつく
ったものを配っているという感じで実施をしておりました。実際かかるのが、そうし
たもののグッズの製作費と、あと、まだちょっと確認していないのでわからないん
ですけども、KADOKAWAのほうに幾らかお支払いする費用が発生するのかわか
らないことは、まだそこまでの検討していない関係で聞いてはおりませんが。

ただ、メリットの中の入館者数がふえるという点ですけども、文京区の森鷗外記念館
にしても、館への入館はふえておりますが、当然、その2階の図書室は無料ゾーン
になっておりますので、有料で展示室に入る人が何倍もふえたということではないとい
うふうに聞いておりますのと、あと、どうしても客層と申しますか、来られる方が小中
高といった学生さんが主になりますので、当然、漫画の本を読まれて来られるので、そ
のことについては関心がありますけれども、なかなか小学生、中学生で、来たから、つい
でに下の鷗外の展示を見て帰ろうという形にはつながっていないということはお聞き
はしました。

全くこの話を当館でしていないかというわけでもなくて、以前、東京でやっているとい
う話もありましたので、館長が来たときに館長のほうとも話はしたことはございま
すが、当館の館長的には、それがすぐに文学館としてのPR、メリットになるとはなか
なかな思えないような御返事でしたので、当館としてはまだ実施はしていないとい
う状況でございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） これからの再質問の中で、実施するほうがいいなと思
っていただければ幸いなので続けたいと思っ
たんですけども。

例えば、今おっしゃられた文京区の森鷗外記念館の2階の図書室に入られると有料展
示の入館者数カウントに入ってこないとか、そういうことだと思っ
たんですけども、やりようによっては、できると思っ
たんですけども、いろいろ工夫をすれば、入館料を払わなければ
もらえない企画とか、いろいろそれは考えられると思っ
たんですけども、このデメリットの中でおっしゃられたこともそうなんですけども、例えば商工観光課長、津和野町に
おいては三大芋煮というのをやっております。あれは、鯉を見に来た方々がたまたま芋

煮を食べに来たんですか、それとも、芋煮を食べに来た方々がたまたま津和野町の観光もしていこうかとなったのか。そして、これから実施しようとしている竜王戦第5局、たまたま郷土館に来られた方々が竜王戦を見るために実施するのか、竜王戦を通して、将棋ファンの方々について津和野を見ていってもらって、新たなファンを獲得しようとされているのか、どちらでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、芋煮につきましては、具体的に、何かアンケート的に、たまたまですかというような形はとっておりませんが、雰囲気と集まった時間帯等を考えると、やはり芋煮を目的に来られた方が多いというふうには認識をしております。竜王戦につきましても、当然マニアな方を中心に訴求効果があるだろうという認識で企画を進めていきたいというところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 庁舎内でけんかをさせようというか、そういうつもりではないんですが、やはりそういう発想だと思うんです。今、皆様のお手元に、この「文豪ストレイドッグス」の資料を配付させていただいています。著作権とかの問題で映像に出していいかわかりませんので、この場では出しませんが、どこにもこの資料には森鷗外って書いていません。しかし、能力名「キタ・セクスアリス」と書いてあります。そして、中にエリスって名前があれば、津和野に来たことがあるからちょっとでも興味のある方は、これを見て、「あ、森鷗外のことだ」っておわかりになられたと思うんですよ。この作品知らない方でも、これを見たら、「あ、森鷗外なんだ」って思われると思います。

実際、僕も、この1巻から17巻、読ませてもらいました。非常におもしろい漫画です。森鷗外を読んでいる方がこれを読むかということ、それはないかもしれないんですけども、例えばこれに出てくるキャラクター名ですけども、中島敦——僕、不勉強です。中島敦っていう存在を知りませんでした——彼の能力名というのは「月下獣」という能力名なんです。中島敦を読んだことがある方が月下獣って聞いたら、「あ、中島敦なんだ」と思うと思うんです。ほかにも、国木田独歩、この能力名が「独歩吟客」ですとか、泉鏡花「夜叉白雪」、中原中也「汚れつちまつた悲しみに」とか、そういった連想させる、漫画を読んでから中原中也記念館に行ったら、「あ、このことなんだ」って気づかされる部分が多々あるんですね。

この森鷗外を通じて、何でやってほしいって思っているかといいますと、これ決算状況から見た数字です。森鷗外記念館の入館者数というのは、平成26年（2014年）には1万3,292人、平成30年度が1万4,988人、この差というのが大体73%ということで、大分下回っています。一時期、平成27年度には——1万3,292人、1万4,358人、1万9,399人と一瞬上がって、下がってきています。そういった中で、今この入館者数というのをふやす必要性は十分にあると思いますし、森鷗外記念館という価

値というのが研究の分野ですとか、文学的価値を高めるためのものだとは思いますが、やはり記念館の指標というのは入館者数であり、そして利用料金というのが、これが一番の指標になってくると思います。幾ら、どれだけ努力されて数値が上がらなかつたら、やはり残念だと思うんですよ。ですので、この数値を上げるためには、この企画っていうのはものすごく有益だと思います。

先ほど申しました大阪府堺市の与謝野晶子記念館が、前年比、小中高生、1.4倍に膨らんだと。津和野町でいったら、ちょっとずつ下がっているわけですよね。これ2倍でも3倍でもありがたい話で、一度でも来てもらったお客さんが、もしかしたらほとんどの方がグッズ目当てかもしれませんが、その中の何人かが与謝野晶子ってすごいなって思った瞬間が、これ成功だと思うんですよ。

ぜひ、津和野町もおくればせながら、このコラボ企画っていうのに便乗させてもらうといえますか、森鷗外のこのキャラクターを使って全国のファンをつかまえるという気にはなれないものでしょうか、いかがですか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 先ほどお答えしましたのは、これまでの経緯という話になります。今、そういった御意見もありましたし、確かにこの答弁書に書いておりますとおり、当館として、全くそうした新しい分野に目を向けていないかというわけでもございませんので、きょう、ちょうど館長が津和野に入られまして、あす、あさつてとおられますので、議会でもそういう御意見があったということも踏まえつつ、再度そのあたりの検討ということは、今後進めてまいりたいと思っています。

確かに小中高生とはいいますけども、外から来る場合には、彼らだけでは当然来られませんので、そういった意味では親御さんが一緒に来るといことも考えれば、そういった効果は期待できるということもありますので、前向きに館長のほうと協議をしてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） もう一点なんですが、先般の津和野高校の文化祭においても、生徒会長の子が「文豪ストレイドッグス」、略して「文スト」、文スト研究会という中で研究発表を行ったそうであります。内容も、森鷗外とこの漫画との絡みを含めてお話もされたようです。教育長も覚えていらっしゃるのでしょうか、冬にありましたオトナの学級会の中で——あの子が、もしかしたら今の生徒会長なのかもしれませんが——「文ストを、何で津和野町はコラボしないんですか」という提案がありました。その中には、高校生ではなくて、ある町内業者さんも、「いや、うちのおやじがそれ言っていたんだよ」という話も聞かれたのを覚えていらっしゃると思います。やはり、小中高生だけでなく、津和野町民、これを知っている方が見れば、「何で、ほかの町の記念館はやっているのに、津和野はやっていないんだ」というのをやはり疑問に持つと思います。

ですので、近くには中原中也記念館もありますし、いろんなコラボレーション企画できると思っていますので、ぜひ、これを機会に、来年はまた、いい機会にもなると思っていますので、そういった意味も含めて前向きに検討していただければと思います。教育長、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、川田議員さんのほうからありましたように、大人とオトナの学級会の中でそういった御意見をいただいて、その後すぐに、私も帰って、担当者を通じて館長にもその旨もお伝えをしております。その高校生にもいろいろその場で、本当のいわゆる深い理由というのはお伝えすることはできませんが、全体的な事情の中で、すぐには手が出せない状態であるということは伝えてありますが、ぜひ高校生からも、館長さんも津和野高校へ毎年講義に訪れますので、そういった機会を捉えて、あなたの声で、ぜひ伝えてやってくれということをその場でも伝えたいというふうに記憶しております。

今、次長のほうからもありましたように、館長さんがちょうど来られますので、こういう議会でも御質問がありましたよということもお伝えをして、前向きに検討ができればそれにこしたことはないなというふうには思っております。

これが、いわゆる文ストがコラボ企画というのを言われたときに、一度相談があるのはあったわけですが、今の段階では館長としては進められることを考えていないということでありましたので、それをまた強引にこちらの意向だけで進めるわけにもいきませんので、今の状態が続いているという状況でもあります。また、世の中の情勢もわかってきた部分もあると思っておりますので、また館長さんのお考えも改めて伺ってみたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 大変しつこいようなんですけども、今おっしゃられた館長さんの当時の判断というのが、僕もちょっと耳にしたことがありまして、なぜ館長さんは実施しないという決断をされたかという理由ってのは、把握といいますか、分析といいますか、御存じなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 私のほうは、深い理由についてはお伺いはしておりません。ただ、文学館としてのスタンスがあった上での、いろいろなコラボ企画になりますので、まずは自分のところはしっかり文学館としての位置づけを築きたいというのが、主な理由ではなかったかなというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 当然、文学館としての位置づけは大事でありますけれども、やはり疲弊しているこの津和野町にとって、これもものすごく光だと思います。また、きっかけをもって、これで森鷗外ファンがふえていくってこともすばらしいこ

とだと思いますので、前向きに検討していただけるということでございますので、期待して結果を待ちたいと思えます。

では、次の質問に入らせていただきます。

広葉樹を初めとする木材価値の向上と、その取り組みについてお尋ねをいたします。

島根県において広葉樹は雑木、いわゆる「ザツ」と呼ばれております。伐木された、切られた広葉樹はパルプの原料として工場に持ち込まれます。A、B、C、Dというランクづけがありまして、A材、B材というのは用材として使われますけれども、C材、D材というランクづけをされた木は、針葉樹におけるチップと同様、粉碎され、その樹種として生まれた価値を生かせぬまま生涯を終わらせてしまうのが現状であります。

広葉樹は、樹種や林齢によっては破格の価値があるものがありますが、現在、この島根県西部においては、その価値を見出せてはいないのではないのでしょうか。課題は、伐採業者の樹種に関する知識、乾燥技術、市場等であります。これらをクリアすることで、津和野町林業の発展、林業従事者の雇用改善につながると考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、津和野町のような山林がある町にとっては、人材育成、担い手確保、間伐の実施、木材利用促進など森林環境譲与税の用途は、木材を市場に出す側であると考えられます。一方で、山林がない都市部の自治体において森林環境譲与税の用途は、いかに木材を消費するかが重要になってきます。大阪府の高槻市は、譲与税の用途として、隠岐の島の隠岐材を使用することによって、このことは高津川流域にとっても興味深い話であります。例えば、原木ではなく、加工木材などを建築物の素材や材料、器具といったマテリアルとして都市部で活用されることで、木材利用の普及につながると考えます。

そこで、木材の地産都消についての考えをお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、広葉樹を初めとする木材価値の向上と取り組みについてお答えをさせていただきます。

島根県内では、広葉樹の多くを炭焼きやパルプ材として活用してきた歴史があり、近年では木質バイオマス発電所が稼働したこともあって、燃料として活用されることが多くなっております。本町の森林は広葉樹が6割を占めており、広葉樹を木材として活用する取り組みが期待されています。

県内では、浜田市弥栄にある島根県西部山村振興財団において、広葉樹を活用した取り組みを開始しており、ことし、益田市内に完成したホテルの床材やテーブルなどに、広葉樹（ホオ、クリなど）を使用していると聞いております。

また、岐阜や大阪で広葉樹の取引が多いことを知り、島根県大阪事務所の協力を得ながら、町内の林業事業体の参加もいただいて視察研修を行っております。その結果、岐阜県ではトチやホオ、ミズメ、カシ、桜など20数種類が市場で売買され、大阪市では

スタジイが欲しいという大型事業者の存在を知り、広葉樹は「雑」ではなく「活用樹」と呼ばれていたと聞きます。

しかし、価値の高い広葉樹を分別できる人材育成や、製材及び乾燥技術を習得する必要がある、高津川流域が一丸となって取り組むためにも、県や森林組合、林業事業者と連携を図り、推進することを検討したいと考えております。

次に、今年度から交付される森林環境譲与税を生かした取り組みについては、本町分は現在のところ、川上側と呼ばれる山の現場の取り組みが中心となっております。

しかし、都市においても人口による配分があり、整備すべき森林がほとんどなくても多額の譲与税が交付されることになっております。大阪府高槻市は、平成30年6月の大阪府北部地震で被災した際、隠岐から木材提供したことがきっかけとなり、隠岐材を使用すると聞いております。

本町では、東京都文京区や北九州市などと友好交流活動を行っておりますので、本町の森林や、森林から生産される木材を活用する取り組みを、このような自治体へ働きかけているところです。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

現在とれる広葉樹の大半が、先ほど申しましたようにパルプの原料ということで、近隣の広葉樹——この辺、全ての統計をとったわけではないんですけども——この広葉樹というのは、多くが岐阜県の各務原市ですとか岐阜市といった銘木市場のほうに出されるというらしいんですけども、実際のところ、ほとんどの場合がパルプになっているのかなと思いきや、調べてみますと——平成26年のデータしか出てこなかったんですけども——島根県というのは全国で7番目の広葉樹の産地だそうできて、1位が北海道、2位が岩手、3位鹿児島、4位福島、5位広島、6位秋田、7位に島根が上がりまして、宮崎県がその次なんですけど、年間7.9万立方メートルの広葉樹が全国に流通させているのが島根県だそうです。

ですから、島根県内で流通していないのかと思いきや、結構西部のほうで流通していないのかなというイメージを持ってしまったんですけども、チップの原料としてではなくて、やはり用材として使うことが一番山主にも、かかわるものにも重要になってくると思います。いわゆる昔は山が高かったというのがそういったところから、立米単価が何十万円という金額がついてのことだと思えます。実際、今、針葉樹で、高いところでいっても1万2,000円つけばいいぐらいのものだったりしますので、そういった部分では広葉樹っていうのが今捨てられているというのは大変懸念される問題だと思っております。

広葉樹の使用されるものというのが、益田市のホテルの床材やテーブルっていう御紹介もありましたけれども、やはり、我々針葉樹を見てますと、どうしても建物、建築材っていう、4メートル材や3メートル材というイメージになるんですけども、フォーク

ですとかナイフの柄だとか、そういった小さなものから大きなものまで、時計ですとか、こういったテーブルとかいろんな、広葉樹の使い道、多岐にわたって、どれぐらいの寸法に切ったらいいのか、じゃあ桜は何に使える、クヌギは何に使えるっていう、そういった知識なども必要になってくると思います。

重要になってくるのは、物はあるんですよね。あるんですけども、じゃあ岐阜に出せばいいかっていうと、岐阜に出してもいいんですが、さすがに2トントラックで出すと、運賃のほうが高くなってしまいます。そうすると、この高津川流域、津和野町域から広葉樹を出すとすれば、大きな木の、最初の3メートルから4メートルぐらいの木をストックしておかないといけないわけですね。そのストックしたものをトレーラーで運んで、やっと岐阜で値段がつくというのが、今の現状だと思います。

そうした中で、これは提案ではあるんですけども、ストックをする場所が必要になってくると思います。現在は、針葉樹は木を切って、木材市場ですとか加工場に持って行って、そのまま何とかありますけれども、広葉樹はストックしていても乾燥する技術が、まずありません。で、わいて一枚板にして自然乾燥をさせるのはできるんですけども、これは大体20%から25%ぐらいの含水率で、物になるのは8%まで落とさないといけない。そこまで落とすためには、やはり乾燥技術が必要になってきて、なぜ岐阜に木が集まるかという、その乾燥技術が岐阜にあるから岐阜に集まるらしいんです。じゃあ、あしたからその乾燥技術ができるかっていうと、教科書を読んですぐできるようなものでもないらしくて、そうすると、その広葉樹を生かすためには、まずはその市場に持っていくというのが第一になってくると思います。

そこで提案なんですけれども、山から出してきた木を、すぐ運ぶわけにはいきません。どの木が要るかというところを、まず選木してもらわないといけません。この木は、ここからは要りません、ここからは要るよね、じゃあこれだけ集まってきたから持っていきましようというところに持っていくまでのストックの場所ってというのが、一番最初に必要になってくると思うんですけども、この取り組みを始める上でのストックの場所、何かいいところが、思い当たるところがあればお尋ねしたいんですが。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、「山の宝でもう一杯！」プロジェクトにおいて、今、野口の9号線から右へ折れたところの土地を借りております。そこがある程度の広さがありますので、今すぐといえば、そこをストックヤードにすることもできますし、将来的には、今、バイオマスガス化発電を計画しておる採石場跡があります。そこを来年度から、チップのストックヤードをつくらうという構想を、今、持っております。将来的にはそちらのほうでストックヤードができてくるかなと思っております。

先ほどから言われておりますように、広葉樹の場合は乾燥技術、それから製材技術が特殊なものがございまして、樹種によって、その技術で加工しなきゃいけない。その辺

がどうしても、今、岐阜県のカリモクさんというところが技術を持っておることから、そちらに原木を送っていることが多いように聞いております。ですが、いかにこちらから加工したものを送るかによる6次産業化をこの地でやれるようにしないと、なかなかこの地にお金がおりにないということもありますので、これは長い目で見た、そういう技術者育成をしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 本当に、すぐにはできないことだと思うんですけども、いろんな雇用環境で人手不足と言われてはいますが、やはりこの危険な林業というのも本当に人がいないところであります。

針葉樹はずっと針葉樹であり続けますし、これから低コストの技術が出てくると思いますけど、広葉樹ってのは、いろんな木がありますので、桜という木だけでもいろんな桜があって、その桜一つにしても、どの部分が何に使えるというのが全然物が違ってくるようです。ですので、そういった見分ける技術もそうですし、乾燥の技術、そういったものも取り組んでいただきながら、まずはストックヤードについて改善といいますか、持って行けるところ。

もう一個つけ加えるならば、買い主が要らないよと言った後に、チップにできる場所が一番いいと思うんですよ。要らないと言われたら、またチップ工場に持っていくっていうのは二度手間ですので、横にチップ工場があって、パルプにもでき、用材にもできるという環境整備というのが重要だと思います。

それともう一点なんですが、それと同時に、津和野町、高津川流域でこういった取り組みを始めるよっていうことも重要だと思うんです。今、岐阜県にまで買いに行っている方、全国で銘木を探している方っていうのは必ずいらっしゃると思います。製材業者の方なんか絶対いらっしゃいます。その方々に、津和野町ではそんな取り組みを始めていますよと、こんなところで山切っていますよといったときに、燃やしていた木がちょっとストップとなるんですよ。これ、メートル何ぼで買うからってなると、山主もありがたいですし、働いている方もありがたい、そしてその木が無駄にならないという点もありますので、これらの取り組みについて周辺の製材所ですとか、工務店とか建築士さん、家具メーカーさんなどに、津和野町としてこういう広葉樹に対する取り組みを行おうとしていますよっていうぐらいは周知しておかなければ、誰も興味を示さなくて、結局は誰が買うんですかっていうことになりかねないかなと思いますので、その辺はお願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほども申しましたとおり、今、採石場跡地を前々からガス化発電の場所に設定して、手続き等を行ってきておるところですが、そこを来年度から、そういう木のストックヤード、それからチップのストックヤードをつくっていく。と同時に、そういった材が価値があるものはストックしておいて、価値がある

ところに運ぶなり加工するなり、そういった一連の流れができる、そういうチップセンターとしての役割を今から担っていけば、今、6割を占めておる広葉樹が、より価値の高い材になってくるといふふうに考えておりました、そちらのほうを担当する地元の事業者の方とも、そういった流れをつくっていきましょうということをお話しておりますので、そういったストックヤードができることによって、そういった流れが生まれてき、それから皆さんへの周知もできるようになると思いますので、その辺をしっかりと進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 前向きなお話、ありがとうございます。

それと、御答弁の中にありました森林環境譲与税、いただける使途について、津和野町においてはやりたいことがいっぱいあるわけなんですけれども、やはり都市部においては、山がないところにおいては、森林環境譲与税の使い方ってのが困難なんだろうなと推察できます。先ほど例も挙げましたけれども、実際に文京区や北九州市への働きかけについて、どのような働きかけが行われているのか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 文京区への働きかけにつきましては、津和野町東京事務所を通しまして、今はあちらからお子さん方をこちらへ、この夏なんかも子どもキャンプというのを行ったわけですが、そういう交流の事業に使ってはどうかという働きかけを、まずはしております。

この前も文京区長にちょっとお会いしたんですが、うちの材で教育用の器材等を提供することも可能になってくるといふ話も、ちらっとはしたんですが、今後はそういった学校教材等々、机とか椅子とか、そういうものもどうですかという話もしていきたいとは思っております。

でも、これちょっと記憶が定かではないんですが、文京区さんで、たしか年間230万ぐらいの森林環境譲与税だと思っております。で、大きい町ですと横浜市は1億5,000万という森林環境譲与税をもらうことになっております。その辺の金額の差がありまして、文京区さんもそれほど大きな財源にはならないというところもありまして、どういった形で声かけをするのがいいのかなど。で、我々津和野町とだけ友好都市関係を持っているわけじゃなくて、ほかの町とも結ばれておりますので、その辺のバランスも考えながら声かけをしていこうと思っております。

それから、北九州市については、まだそういう活動は行ってはおりません。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ケヤキなんかは昔は高く売れたようですが、今は売れないそうなんです。今は山桜ですとかクリとかミズナラ、アベマキとか、そういったものが売れるそうでして、それも市場によって変わってきますので、一概に広葉樹

がいいというわけではないかもしれないんですけども、この町にとって広葉樹が6割を超えると、これだけの資源があるものを活用するのを逃す手はないと思っております。

そこで町長、最後に質問させてください。

本年2月の6日、我々は町議会として、日原小学校に議会の学習に参加させていただきました。その際に、「川町と呼ばれる町を目指して」ですとか、「田舎だけ栄える町」「この森からこの町を変える」「豊かな自然はそのままにプラスワンで」ということで、四つの提案で、この町をよくしていこうという提案が議員に対して小学生からありました。

その中で、日原の木のおもちゃを使ったものが欲しいとか、森を生かしてほしい、特産物売ってほしいというような提案もありました。まさに、子供たちからしても、この日原地域の特産品というのは自然なんだということはわかっていると思います。そういった中で、木のおもちゃですとか、森を生かしてほしいという発想は子供ながらあるわけなんですけれども、津和野町の子供たちに対しても恵まれた環境、川もそうですけど、やはり森林についても、子供たちの中で育ませていくのが大事だと思います。

町長における、この森林資源に関する思いについてお聞かせいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 森林資源についての思いということで、大変テーマの広い御質問でもあって、どういうところから話をすればいいのかというふうに悩むわけですけれども。基本的に、きょうの、先ほどからの御質問の流れの中でお話をさせていただきますと、広葉樹の活用というのは非常に重要だというふうに思っております。

ただ、私は今、町長という立場で、あんまり専門的にそこを携わる人間ではございませんので、むしろ議員のほうが林業に従事されておりますから詳しいのだろうというふうに思っております。

ただ、私自身も森林組合に携わった経験もありますし、また森林所有者でもありますので広葉樹を持ってもおりますから、定期的に奈良の業者さんとか、古くからのおつき合いの方々が家にお越しになりますから、そういう中でいろいろな広葉樹についても情報交換もさせていただいているという状況であります。

そういう中で、私自身は、じゃあストックヤードをつくって、それが今ここの地域の広葉樹が大量に運ぶ体制をとって、それがすぐ、きちっと経済に結びついていくのかどうかというのは、もう少し私も精査して勉強させていただかないとわからないし、現時点は少し懐疑的な思いでもあるといったところでありまして、それだけの広葉樹の資源、かなりの資源というものを、今、町外へ出すことを考えるべきなのだろうかというような思いも持っているといったところでありまして、この豊富な資源を——これは久保課

長も申しましたように——地域内でいかに経済化していくかということ、まず優先的には考えていく必要があるのだろうというふうに思っております。

こうした中、森林環境譲与税というものが始まりました。これは非常に追い風だというふうに思っておりますけれども、ただ、私としてはやはり理念を失わずに使い方を考えていかなきゃならないというふうに思っておりますのは、なぜ国民から等しく税金を取るといって、この森林環境譲与税が始まったかということでございます。ただ単に林業振興だけを考えるのであれば、これは今までの国の林業関係予算というものを拡充してもらえよう働きかけていくことが筋であって、やはり新しい制度として税金として出てきた以上は、それに見合った理念のある使い方をしていかなきゃならないというふうに思っております。

ですから、林業振興も大事でありますけれども、あわせて、やはり環境ということにもつながるような、津和野町も使い方をしていかなきゃならないということでもあります。

じゃあ、具体的にどういう手法をとっていくのかということになるわけですが、それは昔の津和野町の町民の方々の暮らしがそうであったように、やはり山に入って、当然、自分の山の木の手入れもする、そこから収入も得ていく、あるいはまきをつくったり、それから炭を焼いたり、ワサビをつくったり、あるいは有害鳥獣にかかわるような動物をとって生活の糧にして、そういう林業プラスアルファの山とのかかわりの中の生活があって、そういうことの全国的に取り組みがある中で環境も守られてきたと、そして山も守られてきたんだというふうな思いがあります。

ですから、私はこのたびの森林環境譲与税は、ぜひとも自伐型林業をもっともっと伸ばしていくことを最優先に考えるべきだ。というのも、自伐型林業は、基本的にはこれは林業でありますけれども、その林業の中に応援をすることで、彼らが生活を実現させていく、そして彼らがプラスアルファの中で、今申し上げた山にかかわる、そういうふだんの生活をしてくれるということが、まさにこの森林環境譲与税の用途としてふさわしいことではないか。だから、林業に使うという用途は変わりませんが、それによって自伐型林業に携わる人間を応援することが、まさに全体として環境を守ることにつながっていくんだということでもあります。

これは今、私はそういう理念のもとで国等に、大きな事業体の林業従事者だけに目を向けるのではなくて、自伐型林業に、そういう用途としても、もっともって目を向けて使い方を考えてもらいたい、応援してもらいたいということを一生懸命訴えているというふうなところであります。

そのことが、自伐型林業がふえるということは、林業従事者がふえるということにつながります。それはまさに、現在は、その森林環境譲与税の配分の計算方法が、山林面積と、それから人口と、それから林業従事者の数、これにそれぞれ細部にわたって計算がなされているわけで、要は林業従事者がもっともって町内にふえていけば、森林環境譲与税が津和野町におりてくるお金もふえてくる、そういうことにもつながると。

そして今後は——私の課題でありますけれども——全国の森林環境譲与税の中で、横浜のように非常に、人口だけで多くの環境譲与税がおりているというところであり、この格差を、もっともっと是正をしていく必要があるというふうに思っております。最初は導入時点でありますから、広く国民の理解を得るためにはやむを得ない割合だと思っておりますが、それで我々は納得してはいけませんので、今後においては、まさに山がない市や大都市と、山があるけれども人口が少ない、その割合の格差を、この森林環境譲与税の配分方法を、もっともっと国のほうに是正してもらうという役割があるというふうにも思っております。だからこそ、この森林環境譲与税の使い方というのを、津和野町が見本になるような理念の持った取り組みをしていく必要があるという思いで、今後も進めていきたいというふうにも思っているところであります。

そういう中に、最後にとってつけたようなお答えになりますが、子供さんへ対しての教育の話ですとか、そういう森林教育というものについての積み重ねというものも、当然必要になってくるだろうというふうにも考えているといったところであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 非常に熱いお言葉、ありがとうございます。

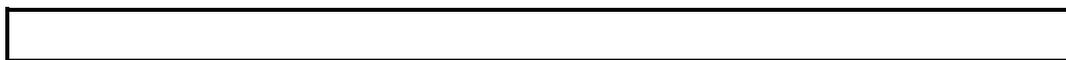
実際、農林大学校の講師をされていた方からお話を聞いたんですけれども、自分が教えて、今林業に携わっている子が、たまに会うことがあるそうなんです。そうすると、一番の切なる悩みというのが、食べていけないというところだそうです。

実際に、いろんな林業従事者という形はあると思うんですけれども、今町長おっしゃられたように、結局は自分たちがどのようにして生活していくかの中で、自伐型林業というのは特に一番厳しいところでもあると思います。半農半Xのような形で、半林半Xができれば一番なんでしょうけれども、そんなに生半可なことでは入れない職業だと思っています。津和野町において、津和野に見合った理念、津和野町の山林に合った政策を実現していただきたいと思っておりますので、この森林環境譲与税の使い方についてもしっかりと議論を重ねていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わり、本日は、以上で全日程を終了して、これで散会をしたいと思います。大変御苦勞でありました。

午後1時48分散会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和元年 第6回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和元年9月11日（水曜日）

議事日程（第3号）

令和元年9月11日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 草田 吉丸君

2 番 米澤 宥文君

3 番 川田 剛君

4 番 道信 俊昭君

5 番	板垣 敬司君	6 番	丁 泰仁君
7 番	御手洗 剛君	8 番	三浦 英治君
9 番	寺戸 昌子君	10 番	後山 幸次君
11 番	岡田 克也君	12 番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	……………				内藤 雅義君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	藤山 宏君
環境生活課長	……………	清水 浩志君	建設課長	……………	益井 仁志君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	会計管理者	……………	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、寺戸昌子君、10番、後山幸次君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序5、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） おはようございます。議席番号9番、寺戸昌子です。

通告に従いまして、4項目の質問を行わせていただきます。

まず初めに、保育料無償化についてです。

幼児教育・保育の無償化がこの10月から国の制度として実施予定ですが、これまで保育料に含まれていた月額4,500円の副食材料費は、公的給付の対象から外され、保護者の新たな負担につながります。保育施設では、副食材料費を実費徴収することになります。国の制度では、保育者負担軽減のため年収360万円未満の世帯の子供と、第3子以降の子供を副食材料費の免除対象としましたが、年収360万円を超える世帯は新たな負担となります。副食材料費を保護者が負担しなければならないことになる世帯に対し、現在、全国の自治体で独自の負担軽減の対応が広がっています。内容はさまざまになっています。

津和野町では、昨年12月議会で質問させていただいたときに、「10月以降に副食費をいただくことになる対象園児数が130名程度の見込み。まだ、国で決定された事項ではない。県補助金などで補填される可能性も十分考えられる。国、県、他の市町村の状況を見ながら、無償化されるまでのところで本町の方向性を示していきたい」との回答をいただきました。

国の幼児教育無償化で副食費を負担することになる本町の園児の保護者負担について、町の9月広報紙では免除対象とならない子供たちについても町が補助する予定とされていましたが、決定されたのでしょうか。

保育所は副食費の実費徴収をする必要が出てきますが、副食材料費を免除されている方には請求しないなどの、これまでより複雑な対応が求められます。副食費の請求、説明、徴収管理の負担が保育所に新たにかかってきます。町による事務負担への支援や、事務負担が軽減される措置は行われるのでしょうか。

昨年12月議会で町の財政負担について、保育の無償化により年間約670万円の負担増の計算になるが、交付税措置の可能性の情報もあるとの回答をいただいておりますが、現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目でございます。

本日もどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

保育料無償化についての御質問でございます。

まず、ことし10月より実施されます幼児教育・保育の無償化においては、本来であれば保育所等に通う3歳以上の児童の副食費は、免除対象となる年収360万円未満相

当世帯及び国の基準においての第3子以降の児童以外の児童については、保護者から実費徴収するということになっております。しかしながら、町といたしましては、これまでも子育て支援の一環として、主食費、お米代を町が全額費用負担してきており、免除対象とならない児童の副食費についても同様に子育て支援策として補助することとし、そのための補正予算を、今定例会へ計上したところであります。

なお、この補助につきましては、県単事業である島根結婚・子育て市町村交付金の補助対象となることの確認がとれたことから、2分の1は県からの補助金ということになります。

二つ目の御質問であります。最初の質問でお答えしたとおり、免除対象とならない児童の副食費についても町として補助することといたしましたので、各保育所等において副食費の請求や徴収等を行っていただく必要はないと考えております。

三つ目の御質問であります。町の財政負担について、10月以降はこれまで徴収していた保育料分が減収となりますが、今年度分については、市町村の負担が増大することに対する国からの臨時交付金が交付されることとなっております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 国の制度では、保育料は無料ですが、今まで保育料に含まれていた副食費を保育料から外すことによって実費徴収をするという、何ともはや矛盾した制度が国では行われましたが、町の努力していただいたおかげでその矛盾を回避して、保護者の負担がないということで、副食費について大変迅速な対応をしていただきましてありがとうございます。

全国的に見ますと、副食費を全額徴収したり、それから主食費、副食費両方とも取ったりという自治体があります。その中で、こうやって、やはり子育て支援にしっかり力を注いでいるということを示していただけたことは、とてもありがたいなと思っております。保護者の方々も安心されたと思います。

では次に、地域公共交通についての質問に移らせていただきます。

町内の公共交通は、JR、石見交通、町営バスなど複数存在します。町では、町営バスの時刻表の見直しなど大変な努力を今までされてきました。しかし、依然として目的に合わせ、どの交通機関を利用すべきか、どう乗り継ぎするのか判断しにくいとか、町バスの時刻表がわかりにくいなどの声をお聞きします。

そこで質問です。町営バス利用の状況について、利用者の実態調査が行われているのでしょうか。行われているのであれば、その調査方法、利用者数、利用者の利用目的や要望、調査を受けての対策はどのように進められているのでしょうか。

高齢により自動車の運転に不安を持っているが、公共交通機関では生活していけないのではないかと不安があり、運転を続けているとの声を多数お聞きします。高齢者ドライバーの不安を取り除き、利用者拡大の対策が必要ではないかと考えます。

利用のための、各地域からの買い物や医療機関受診のモデルコースの紹介、また、石見交通など複数の交通機関との乗り継ぎを含めた、総合的な利用相談窓口が必要ではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域公共交通についてお答えをさせていただきます。

町営バスにつきましては、14路線69便を運行しております。年間の運行便数は1万7,217便、提供座席数は約33万5,000席となっており、平成30年度の利用者数2万2,994人、乗車率は約7%となっております。運賃収入は平成30年度実績395万9,542円で、運行に係る委託料は6,706万5,232円であり、委託料を利用者数で除した1人当たりの運行コストは2,917円となっております。

運行に当たっては、地域の要望により路線の変更やバス停の設置などを行い、利便性の向上に努めているところであり、JR山口線との接続や石見交通株式会社と連携して、津和野町内線の運行ダイヤの改正なども進めてきたところでございます。利用者の少ない地域への運行につきましては、予約制のデマンド型により、町内の拠点となる病院や駅、道の駅を中心に、町内各所へ住民の移動手段の一つとして運行しております。

町営バスの利用実態調査につきましては、直近では平成30年5月に乗車された方にアンケート用紙を配布して、後日、乗車された際に回収する方法で62名の方から回答を得ております。利用者の町営バスの利用目的といたしましては、通院と買い物が合わせて86%となっております。要望といたしましては、便数をふやす内容が最も多くありました。満足度といたしましては、満足、やや満足を合わせて運行本数については60%、運賃については81%、運行経路については79%、総合的な満足度としては74%の回答を得ております。

調査を受けての対策につきましては、増便などの大幅なダイヤ改正は、運転手不足や運行経費の大幅な増加、民間交通事業者との兼ね合いもあり、現状では実施は難しいと考えているところでございます。

また、高齢者の移動手段の確保については課題があると認識しており、免許返納を希望される方が増加している現状から、特に中山間地域においてバス停から自宅までの交通アクセスが不便な地域などは、地域と連携して課題解決を図る必要性を感じているところでございます。75歳以上の高齢者には、利用料の減免やタクシー料金の助成制度の構築など、総合的な支援施策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

今後の地域公共交通のあり方については、平成25年に施行された交通施策基本法第9条に基づき交通に関する計画策定により、住民全体の公共交通の構築に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町営バスは、車を運転されない住民にとって、住んでいる地域を走ってくれる必要不可欠な存在だと思います。料金も一定価格で乗ることができて、とても利用価値があるものではあるのですが、このような生活バス、自治体の中で地域を結ぶ、それぞれバスをいろんな自治体が運営していますが、どこの地域でも利用者が伸びないとか、いろんな悩みを抱えています。その中で、津和野町だけ頑張ってくれというのはとても言いにくいというか、大変なことだとは思いますが、やはり、今の現状、津和野町内の方に聞きますと、車を運転しているけど高齢でちょっともう子供たちに運転をやめろと言われてるけど、でもやっぱり生活できないから運転がやめられないとか、歩いて行くのは難しい、短い距離でも歩いて行くのはちょっと膝が痛くて腰が痛くて難しいけど、車に乗ってなら移動ができるから、運転免許は返納できないとかいう声をたくさんお聞きします。やはり、もう、せっぱ詰まっているこの津和野町の方々、住民にとってはせっぱ詰まる大変な時期に来ているなどと思いつつ、質問をさせていただいています。

私が住んでいる青原からバスに乗って、町営バスを利用して日原まで来られる方にお話を聞いたんですが、朝、お弁当を家で作って、それを持って朝のバスに乗って日原の町まで出てくる。日原の町まで出てきたら、まず、病院に行って診療をしてもらう。病院の診療が終わったら町で買い物をする。自分のやらなきゃいけないことを、郵便局に行ったりとか、日原の町で全て済ませて安心したところで、座ろや、あそこに行ってお弁当を食べて、帰りのバスの来るのを待っていますということをおっしゃっていました。もう本当1日ばかりで、家に帰ったらへとへとになるということをおっしゃっていました。こういう状態の公共交通のままでは、運転免許を返納したいと思っても、やっぱり、なかなか今、自由自在に動ける、運転免許を持っていれば自由に何時に自分の行きたいところに、時間に行けるということで、なかなか返納する気になれないと思います。現在の利用者、運転免許の返納を考えている方などを交えての会議を持たれて、どのようにして利用をふやすか、利用しやすくなるかを考える会を設けられたらいかがかなと思うんですが、そのような計画はないでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この地域公共交通の全体的なあり方等については、交通会議ということで、運行の事業者の方、それから住民代表の方ということで、それぞれの立場で出ていただいてお話を聞いて、いろんなバス停をつくったり、運行経路を決めたりというような手続をしているということでもあります。

その前段で、今、議員さんが御指摘になられたような、利用者の方のお話を聞くというところもあるかと思います。

先ほど町長が申し上げましたとおり、平成30年にこのバスの利用実態調査というのを行わせていただきました。これも全体的には62名の方に御回答をいただいたわけですが、このうち女性の方が9割、それから年齢で言いますと70歳以上の方は5割お

られます。そういうことで、議員さんが御指摘になられるような高齢者の方、そういった方がほとんど利用されているということになります。その方々の満足度というのは、先ほど町長が申したとおりです。町長も申し上げたように、交通政策の基本法に基づいた計画づくりというのを今後していく必要があるだろうということで、これは、やはりバス停から御自宅までの距離があるようなところは、どうしてもやっぱり地域の力をかりていくというようなところもあります。まちづくり委員会での主要なテーマとして取り上げる方法もあろうと思いますが、そういった地域等の皆さんと、どういった形でかわるかというのは、今からの課題だろうと思いますが、まちづくり委員会等で話してもらうようなきっかけづくりというか、そういった部分も含めて、来年度、地域提案型助成事業等もありますが、いろいろ話し合いをしていただいて、地域にとっての地域公共交通のあり方、これは地域によって、やはり青原地区は青原地区、左鐙は左鐙というようなことで変わってくるだろうと思いますので、その地域ごとの、やはりそういう利便性というのをどう考えるかというような視点で、話し合いの場は設けていきたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） まちづくり委員会や地域提案型、いろんな独自のまちづくり委員会でいろんな提案をされているんですが、やはり何が課題かというのが少しわかりづらくなってきている時期に来ているので、ぜひ、こういうことに取り組んでいただけたらと思います。バス停から家までが本当大変だということを聞くこともあります。バス停までたどり着いて一汗かいたとかいうお話も聞くので、ぜひバス停から家まで、それから家から目的地まで、バス停から目的地までがスムーズにいけるように、これからも策を練っていただけたらと思います。

いざ、バスという公共交通機関を使って、町営バスに限定します。乗って、目的地、例えば先ほど言ったような日原で診療してもらって、買い物して帰るとかいうのを考えた場合に、あの時刻表が大変わかりづらいです。各それぞれの奥の地域とかを拠点と結んでいるので、わかりづらい時刻表になるのはどうしても仕方がないことだと思いますけど、先ほど、利用されるのが女性9割、70歳以上が5割ということで、そういう方々が時刻表を見て、さあ、どこへ行こうというのを計画するのが、なかなか難しいのじゃないかなと。実際、私、バスに乗って日原行って、帰るのを想定して時刻表を見てみたんですが、かなり時間がかかりました、その計画を組むのに。その利用を促進するために、そういうことを電話で相談できるようなところがあれば、例えば、日原で病院に寄って買い物をして家に帰りたい。青原のここの住民なんですけど、どういうバスに乗って、何時に乗って、何時に帰ったらいいですかねというような、電話で相談したら、ああ、じゃあちょっと待ってくださいね、あとで電話しますとか言って、一旦切っていただいて、その相談者の方が、こういうバスに乗ってという考えて、もう一度御本人に電話をしていただいて、これが利用できますよというのを、もしそういうことが可能だと、

もっと利用しやすくなるんじゃないかなと思うんですが、それから、石見交通との絡みも、なかなか二つの時刻表を見てすると難しく、津和野行き線に乗って津和野まで行って、津和野でおりて町バスに乗ってとかいうのも、考えるのもなかなか難しいので、そういうふうなのを総合的に相談に乗っている窓口をつくっていただくことはできないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 時刻表のことですが、平成30年の4月にはこういった時刻表で、これ自体は割と今までの部分より見やすいように改善もさせていただいてお配りをしたんですが、平成31年の4月には、A3のこういった、こちらで刷れるような形というので、経費も節減してということで、今までと同じような時刻表を配ったということでありまして。この時刻表を配ったときには、これ、山口線も入っておりますが、そんなに苦情等は聞かなかったんですが、これで皆さんには周知できたかなと。ただ、その後の時刻表の改正等がございますので、それについては新しいダイヤということで、こういったA3縦長の、ちょっと今までと同じような時刻表をお配りしたということで、その辺また前と同じような形になりましたので、見づらかったかなというふうにも思います。

今後、毎年いろんな要望を踏まえてバス停ができたりとか、あるいは運行経路を変更したりとかというようなことで、時刻表を改正しておりますので、その辺については、なるだけ見やすいような形で、高齢者の方、見られるような形でお配りをしていきたいということが一つと、それから、先ほど御指摘にありました総合的な窓口といいますか、役場のほうにも、今、議員さんが御質問になられたような件については、かかってくる場合がございます。そのときには、担当のほうでいろいろ時刻表を見ながら、どういった部分がいいですよというようなことでお答えをしているというようなこととなります。

そこら辺のシステムというのが、この時刻表にはそれぞれ運行している運行事業者の電話番号等も載っております。そういったところで、ちょっと運行事業者とも連携を図らんといけんとは思いますが、その窓口的な連絡体制というのをどうするか。やはり、津和野は津和野の業者さんとか、例えば日原の運行事業者の方に専門的に聞くのが一番バス路線も時刻もわかっておるので、そういったところでは、住民の方に対しては、そういう連絡方法というのは、一つは考えられるかなというふうにも思っているところで

す。それから、石見交通との接続というようなことでいいますと、ちょっと声があるのは、広島から津和野に行かれる方なんかは、広島から日原まで来られて、それから例えば、日原から津和野に行くというような形で、そういった観光のお客様というようなところで、非常に接続の部分もわかりづらいというようなお声も聞いております。ここら辺に

つについては、石見交通、交通事業者、まあ防長交通もおられますが、そういった方々とも、議員さんの御指摘を受けて、ちょっと話をしていきたいと思います。

交通計画というのを最初にお話をしましたが、今の利便性を図るため、そういう窓口というのをどうするかというところは、その中でも少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 窓口を検討ということで、ちょっとうれしいなと思うんですが、そこでネックになるのが、財政がと、よく町長が言われるんですが、今現在せっぱ詰まっている、もう本当待たなしの状況だと思います、この町内の公共交通。町長はどのようにお考えかというのを、少しお聞かせいただきたらと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私も、年間通して各地域、町政座談会で回りまして、いろんな地域の課題をお聞きする。そういう中において、この交通の問題というのは必ず出てきますし、1日民生委員というのを毎年1日ですけど務めさせていただく。どこかの地域の高齢者の方々に集まっていたいて、お悩み事を聞くということの中でも、免許の返納の問題と、しかし、返してしまうと今度は買い物や病院が行けないという、本当にこれ、差し迫った現実の悩みをお聞きをしているといったところでありまして、何とか解決をしなければならぬという思いがありながらも、何度も答弁しておりますように、例えば公共交通、バスも増便すれば大きな、またお金がかかってくるという中でどう実現していくのかというのは、本当に私にとっても悩みであるといったところであります。

ただ、そうした中でも最近では、例えば、町営バスを自動運転でというような実証実験が、私から見ると、自動運転なんて怖いなという思いもありますが、ただ現実、実証実験がもう全国で始まりつつあるというような、そういう新しい時代の流れが出てきているということでもありますとか、それからこれも、たまたま先週の話でしたんですが、松江のほうでケーブルテレビを運営されている社長、友人であります。その方がNHKの方連れてこられて、ちょうど同級生ということもあって、夜、お酒も飲みながらいろんな話をした中で、町の課題もいろいろ自分自身悩んでいることをその彼らに吐露して、その中に、今話したような公共交通の問題なんかも話したわけでありまして。そうすると、例えばサンフランシスコのほうでは、タクシーを活用して、そしていわゆるITを活用した中で、その地域の方が交通にかかわって運営をしている仕組みもあるんだというようなことも教えていただいたりして、それはあくまでも例えばの話なので、すぐにこの町で実現できるかどうかは別としましても、ただ、やはり私自身がまだまだ知らないところで、いろんな時代が動いていて、新しいまた取り組みが始まっているんだなというのを、強く実感をしたというところでもあります。ですから、まだまだ悩みは大きいわ

けであります。そういう時代の一つ一つの流れも捉えながら、もっともっと勉強をして、現在のこの悩みを解決できるような方法を、何とか導き出していきたいという思いを持っておるといったことでもあります。

タクシーも、上下分離方式というような、全国で今までやったことがないようなことを、うちはそういう課題が差し迫られてやってきたという、一つの実例もあるわけですから、今後も新しいことを常にアンテナを張りながら取り組みをしていきたいというふうにも思っているところでもあります。

それから、先ほどの時刻表等の問題なんかも、本当に現実的な課題だと思っております。課長が答弁したような方策ということも、当然考えていきたいと思っておりますし、私自身の思いは、やはり買い物支援の事業を、いわゆるシャープさんと連携してやってまいりまして、実は、その目的のさらにその先のところにおいては、今、コンシェルジュというのを集落支援員制度をつけて、買い物支援のお世話をさせる人材をつくっております。私は、その買い物支援のさらに先のサービスとしては、いわゆるテレビで、双方向でそのコンシェルジュにつないでいただいて、買い物支援だけじゃなくて、いわゆるそのバスの時刻表の案内とか、そういうものをじかに双方向でやれるようなサービスをぜひしていきたいという、そういう思いを持ちながら、この買い物支援事業というのを始めてきたといったところがございます。だから、やはり町がなぜサービス等をやっている、買い物支援対策、コンシェルジュまでつけてやるかという意義は、そこまでやって初めて出てくると。今はただ、買い物を配達するだけでは、ほかの生協さん等もやっておられるわけですから、もっと公共性のあるそういうサービスを提供していくことで、この買い物支援対策が、町がやり始めた意義が出てくるんだという思いであります。ですから、何とかいろいろ課題があっても実現できていないわけではありますが、それはお年寄りがテレビを更新してもらわなければならないとか、あるいは、ネット環境がなかなか難しいということがありましたが、ただこのネット環境については、FTTH化を図りましたので、かなりこれで改善ができたという思いでありますから、一歩進んだというふうにも思っておりますので、そういうようなことも含めて、また新しいこのサービス、時刻表のことも解決できるような方向へチャレンジしていきたいというふうに思っているところでございます。

最後に、財政の問題というのは必ず出てくるわけですから、この点につきましては、地方交付税の増額ということについて、しっかりまた国のほうにも訴えていきたいというふうにも思っております。

先ほどの、幼児教育の無償化でも、もし回答が当たればお話ししようかと思っておりますけれども、これも2019年度については、国のほうが地方負担分を面倒見てくれることになっておりますが、2020年度以降については、まだ約束がなされていないわけでありまして、ここも幼児負担、地方負担分を、幼児教育無償化にかかわる、ぜ

ひとも2020年以降も継続して、やはり国のほうでしっかり責任をとってもらいたいという声は出していかなきゃならないというようなところであります。

先日、国のほうでは、令和2年度、来年度の地方財源総額について、この令和元年度、今年度分と同水準を確保するという、その仮試算が公表されておりして、そこについては一安心しているところではありますが、ただ、同水準よりさらにプラスして、来年度以降もその幼児教育の無償化の地方負担分は手だてしていただかなきゃいけないというふうにも思っておりますから、そういうこともしっかりやっていきたいと。まあ、横道にそれではいけません、公共交通についても非常に財源がやはりかかってくるわけですから、こういう部分についてもあわせて、この交付税の確保と増額ということ、しっかり国のほうにも働きかけをしていきたいと考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 地域の公共交通について、チャレンジをされていく心づもりがおありで、大変頼もしいなと思って聞いていました。それから、国のほうへもしっかり声を出されるということで、ぜひ、しっかり、どンドンとやっていただけたらなと思います。

では、次の質問に移り、あ、済いません、バス、もう一つありました。

バス停に張ってある時刻表示が、あるところ、ないところがあるということで、それをぜひしっかりつけてほしいという声をいただいたんですが、そのところは一体どのように、今。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 旧町単位では、バス停がもうバスの表示の部分なくなっているところ等もいろいろあります。これについては、順次予算をつけて改善を図るということで、私どもも認識をしておりますので、そのバス停がある、あるいは、時刻表がないところについては、改善する方向で順次いきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 順次ですが、なるべく早くよろしくお願いします。

では、次の質問に移らせていただきます。

次は、8月23日の豪雨についてお伺いします。

近年、台風も大型化しました。昨日、首都圏のほうを襲った台風もすごい大型化して、被害をたくさん起こしながら移動していきました。そして、局所的な豪雨というのもふえてきています。やはり、気候の変動が起きているという科学者の指摘があるので、そのあたりが関係しているのかなとは思いますが、津和野町でも8月の28日から29日にかけて激しい雨が降りました。津和野地域には避難勧告も発令されました。また、日原の地域でも町内では、家屋のほうに水が押し寄せてきて不安な夜を過ごしたとかいうお話もお聞きしました。田に水や土砂が入ったというお話もお聞きしました。

このような声が届いていますが、今回の被災状況はどのようになっているのでしょうか。

また、その復旧や補助の現状はどのようになっているのでしょうか。

また、指定避難場所というのがありますが、これは災害に伴い避難してきた人が危険性がなくなるまで、一定期間滞在するときや、また、災害で家をなくしたり、戻れなくなった人が一定期間生活をする施設です。町が開設します。この指定避難所でのエアコンの設置はどのようになっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8月28日の豪雨についてお答えをさせていただきます。

8月28日から29日にかけての大雨による被災状況について、死傷者等の人的被害、家屋の倒壊や浸水等の住家被害の報告はありませんが、町道等ののり面崩土や土砂流入、倒木など公共土木施設の被害が24件、農地の冠水や土砂流入など農地・農業用施設の被害が5件報告されています。

公共土木施設災害については、比較的小規模な災害であったため、建設課において随時、対応を行っております。引き続き調査を行っているところですが、現時点では補助対象事業に該当する災害はない見込みとなっております。また、農地・農業用施設災害については、現在、調査を行っているところであり、調査結果を踏まえ、対応を検討することとしております。

指定避難所のエアコンについては、学校の校舎や公民館、集会施設等には設置していますが、体育館や元学校については未設置の建物が多く、これらについては、日原小学校体育館と津和野体育館のみ設置済みとなっております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 近年、毎年、猛暑という日が続いています。ことしも一旦涼しくなりましたが、また、猛暑がぶり返してきました。今回の豪雨も少し時期がずれば、猛暑の時期に当たっていたかもしれません。お盆が猛暑の真ただ中だったと思うんですけど、青原小学校の体育館で地域の盆踊りが行われたそうです。その中で、盆踊りをされて、盆踊りというのはせいぜい3時間、4時間おったら終わりなんですけど、その中でも体調を崩しそうになったとか、もう暑くてやれなかったとかいうお話を聞きました。このように、エアコンのない場所での生活は、とてもこの夏は難しいと思います。

町が指定する避難場所にエアコンがないというのは、万が一の場合、避難はできたけど体調を崩してしまったという、こういうことを起こしかねないのですが、未設置の指定避難場所へ早期エアコン設置をと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 指定避難所への空調設備の設置ということでの御質問ということでもあります。

今、現状を申し上げますと、指定避難所が津和野町28避難所ございます。日原地域が13避難所で、そのうち施設数で言いますと18施設ございます。そのうち、エアコンを設置した施設が12施設、未設置施設が6施設、設置率で言いますと66.7%になります。津和野地域で言いますと15避難所で、施設数で言いますと22施設。エアコン設置施設が12施設の未設置施設が10施設ということで、54.5%の設置率ということで、全体では約6割がエアコンの設置をしております。これは、これまで学校施設等で校舎にして空調施設を設置していたという経過がありまして、こういうふうな状況になっておるといってございまして、議員のほうから御質問がありました未設置施設への空調の、設けるといふ部分につきましては、残っている施設が体育館とか、そういう大規模な施設になります。当然、その大規模な施設に空調設備を導入することになりますと、それだけの事業費もかかってきます。また、財政のお話ということになるかもしれませんが、そうは言いますが、そういった施設への空調施設の必要性というのは感じておりますので、その辺はやはり財政状況も見ながら、年次の計画を持って導入について検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 必要性を感じていただけているということは感心はしましたが、やはり年次的にということ、かなり時間がかかるなという感覚を受けました。

教育施設、中学校とか小学校の校舎のほうにはエアコンを設置ができたということで、そちらを活用して暑さからの避難ができるかなと、素人考えでは思うんですが、本当、うちの津和野町は早くに取り組んでいただいたのでありがたいなと思っております。そうなんですが、専門的というか、行政側としては、もし、この猛暑のときに避難することが起きた場合は、どのように対処はされるような計画になっているのかなというのをお聞かせいただいたら。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） そういった想定になったときに、いわゆるそういった空調にかわる施設をどうするのかという部分だろうと思うんですけども、当然、扇風機等もありますし、その避難所のいわゆる避難器具といいますが、用具の中で、一時的にミストといいますが、そういった機械も用意されとるようでもありますので、そういったものを、ちょっとどういったものかと詳しくまだ勉強していないのでわかりませんが、そういった器具もあるようですので、そういった部分も設置することとも考えながら、あわせて検討させていただけたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ、この猛暑、ことして終わりなんてことはないと思います。また来年もやって来ると思いますので、そのミストの機械とかいろいろ使いながら、夏の猛暑の時期の避難のことも、しっかり対策を早目に練っていただけたらなと思います。

では、次の質問に移ります。

耕作放棄地についてです。

町内では、年を追うごとに耕作放棄地がふえています。本当に、去年はここ使っとられたのに、耕作しとられたのに、ことしは草が生えているなというところをたくさん見ます。ボランティアで草刈りをしている地域もたくさんあります。しかし、地域での高齢化が進み、それも困難になってきています。

町民からは、耕作はできないが草刈りだけでも頑張っているとか、地元の方に頼まれて、かわりに草刈りをしている。土地の所有者が地元におられない耕作放棄地も、今まではボランティアで刈っていたが、もう年をとったので、なかなか難しくなったなどの声をお聞きします。

民家や耕作地のすぐ近くまで雑草が広がることで、雑草の種の飛来や害虫の繁殖など、被害を招く例も出ています。また、けものと人とのすみわけの緩衝帯となってきた耕作地が雑草で覆われ、けものが潜む場所となり、イノシシや猿などの被害の原因の一つにもなっています。

私、朝に高津川の堤防を、ウォーキングをすることが時々あるんですが、右手に高津川、左手に耕作放棄地というところを歩いていますと、イノシシがその耕作放棄地をがっばがっばこう耕して、もう耕運機が入ったんじゃないかというぐらいしっかり耕しているところがありまして、そこを左手にイノシシが荒らした耕作放棄地、高津川を右手に見ながら歩いておると、イノシシの足跡がトントントントと道の前にあります。イノシシさんが毎日行ったり来たりしておられるんだなというのを、身近に感じます。

そこで質問です。現在、町としては耕作放棄地の草刈りについて、どのような対策をとっているのでしょうか。

耕作放棄地の草刈りに対する補助金を交付することはできないのでしょうか。

不在地主による草刈りの経費が、請け負い者に支払われなくなる例がふえています。町として対策はとれないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、耕作放棄地についてお答えをさせていただきます。

まず、昨年度、草刈の労力軽減のため自走式草刈り機、ハンマーナイフモアの購入助成を行い、シルバー人材センターによる貸し出し体制を構築しました。

町としては、農業委員会と連携して耕作放棄地の対策を行っており、毎年8月から9月にかけて農地の利用状況調査を行い、利用されていない農地に対して意向調査を実施しております。

次に、耕作放棄地の草刈りに対する補助金を交付することはできないかということですが、国の事業日本型直接支払制度を活用して、申請団体に農地の維持に必要な補助金を出しております。しかし、申請されていない地域の農地に対しては補助制度がなく、農地所有者が管理することとなり、耕作放棄地となっている現状があります。

三つ目の御質問であります。町では平成25年3月に「津和野町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例」を制定しております。これにより、所有者に対して指導、除去命令を行うことができ、発生した費用についても負担しなければならないこととなります。しかし、現状では指導、除去命令を発することは難しく、集落が環境保持の観点から対策をしなければ解決できないものと考えております。

町では、農業委員会と一緒に人・農地プランの見直しに取りかかっており、集落ごとの農地活用や新規就農者が求める農地のマッチングを図っていくこととなります。ハンマーナイフモアによる雑草の粉碎は、土壌を肥沃にする効果があることから、耕作放棄地の今後の活用を考えた場合、毎年1回以上の草刈りを実施していただくことで、利用者とのマッチングがしやすくなると考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 耕作放棄地に関する条例がせっかくあるということなんですが、なかなかこれ、条例があるからしっかり町民にやりなさいと言われても、とても今、対処できないのが現状だというのが行政のほうでも思われているところだと思います。

そこで、先ほど、集落環境保持の観点から対策しなければ解決できないとお考えのようですが、地域のまちづくり委員会で耕作放棄地の問題に取り組んでいるところがあるとお聞きしますが、その辺教えていただけたらなと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地域提案型助成事業の補助金を活用して、これは池河地域のまちづくり委員会ということで、野口でそういった取り組みをされているということでもあります。ここの集落については、集落内水田の維持・保全に関するアンケートというのを行われたということでありまして、そのアンケート結果から、従来の個人管理では限界があるというようなところで集約をされております。

集落内の水田が8.28ヘクタールのうち、既にもう3.4ヘクタール、41%が耕作放棄地になっているということでもあります。これはまちづくり委員会の取り組みとして、乗用型草刈り機の作業範囲の拡大、あるいは50アールの面積で菜の花を栽培していこうとか、それから危険な老朽の作業小屋というのが集落にあるということなんですが、そういったところを取り壊して、その跡地を集落内の農村交流広場として活用するというようなことをされているということで、こういった事業について地域提案型の助成事業を活用して、今年度もそういった集落全体で耕作放棄地の対策をとっていきたいということで、池河地域のまちづくり委員会から御提案を受けているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 先ほど、アンケートの中で個人管理に限界がきているという答えが出ていたんですけど、本当、皆さんこれは感じられていることだと思います。

これは、まちづくり委員会での取り組みということで、そちらのほうにも期待をします。ぜひ、町内いろんなところに耕作放棄地に対する対策が、地域提案型で行われるようになっていきたいと思います。やはり、個人の所有している土地を、地元にいればまだお話ができるけど、遠くにおられる方とお話するのは、やはり、1人で対処するのは難しいので、この地域全体でやっていただけたらと思います。

それで、人・農地プランの見直しということで、そこにも期待をするんですが、農地の新規就農者と農地のマッチングということで、それはどういう仕組みで進んでいくのかな。今、現在、もう進んでいるのか、その辺をお聞かせいただけたら。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、新規就農者になられた方が6年間で27名ぐらいおられますが、その方々は、7割はIターンで来た方々でございまして、自分で農地を持たない方々です。それで、自分の耕作したい農地を探して、その農地を貸してやるということになりますと、そこで営農活動が起こって耕作放棄地の解消にもつながると。実際に、津和野町の鷲原地区においても、最近までは草ぼうぼうで、近所の方から苦情が来ていた農地があるんですが、そこもその新規就農者が入られて、今、耕作されていて、農地としてきれいに耕作しているということがございます。

そういったことによって、農地が守られるのが一番ベストだと思うんですが、先ほど、町長の答弁にもありました日本型直払い制度というもので補助金を受け取って、農地を維持するというのをやっておられるところが、全体で480ヘクタールの農地がその助成金を活用されています。しかし、議員が住まわれておる小瀬地区は、この対象となっておりませんで、エントリーされておられません。それで、いつも歩かれているところ、大体場所はわかるんですが、そういったところが草ぼうぼうになっておるわけですが、そういうところも、ぜひ、草刈りを地域でやっていただいて、そのときには、今、シルバー人材センターにハンマーナイフモアがありますので、そういうものを借りて管理する等々を繰り返しておると、農地も肥沃になることによって、新規就農者にそこを紹介しても、すぐ営農活動ができるという意味合いでございまして、ぜひ、御活用いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今、説明いただいて、大分イメージができたんですが、やはり草ぼうぼうのままでは、新規就農者の方へすぐにお貸しするということはできない。ハンマーナイフモアとかいう新兵器で草を刈って、堆肥にしてを繰り返しているうちに、作物をつくることのできるような土地になるのではということですね。あり

がとうございます。これ、進んでいくとすごい農業関係の方がふえる、耕作放棄地は減るということで、ぜひ、どんどん進めていただけたらと思います。

そのハンマーナイフモアというやつなんです、それは、貸し出しはどのようになっているかを、もし、現状どのくらいの方が借りたりするのかがわかれば教えていただけたら。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） シルバー人材センターに聞いたところ、五、六件の貸し出し実績があると聞きました。各農地は8畝から1反、多いところで2反の貸し出しをしておると。今、1アールという単位、10メートルかける10メートルの草刈りをする場合には300円で貸し出しをするということになっております。これは、自分で刈る場合、その機械の貸し出し料が300円。後で燃料を満タンにして返すということ。それから、自分でできない場合には、シルバー人材センターにやっていただくということになると移動経費、それから草刈りの時間経費、それからまた持って帰る経費等々を含めて、シルバーのほうにやっていただくという方法もございます。その辺につきましては、シルバー人材センターと相談をしていただいて、見積もりをいただいて、実行に移っていただくということでありますので、その辺のお問い合わせのほうはお願いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 10メートルかける10メートルで貸し出しだけで300円かかるんですか。かなりちょっと高額なような気がするんですが、（笑声）それだと大変かなと思うんですが、でもせっかく買っていただいたんで、活用できるように、町民がもっと周知できるようにしていただけたらなと思います。

本当、草ぼうぼうの自分たちの地域を見ると、悲しくなるという声をお年を召された方から聞きます。わしがもうちょっと若かったらなとかいう声も聞きます。

ぜひ、いろいろな対策を進めていただいて、あの、何ていうんですか、あれは、秋のキリンソウか、あれがいっぱい立つような場所が少しでも減るようにしていただけたらなと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問が終わって、10時10分まで休憩いたします。

午前9時56分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序6、2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 議席番号2番、米澤宏文でございます。通告に従い、質問をいたします。

本日は、3項目の質問をします。

まずは初めに、津和野城山整備事業について質問をいたします。

財団法人日本城郭協議会が、2006年に定めた日本100名城の津和野城の整備の鑑定期日が近づいてきました。中国地方の100名城は、津和野城、松江城、鳥取城、月山富田城、備中松山城、岡山城、岩国城、広島城のほか五つの、合計13の城が100名城の中に入っております。これに従って、津和野城山整備事業5項目の進捗状況及び展望台の確保について質問をいたします。

1番目に大手道修復・整備事業、これが32年度。

2番目にトイレ・休憩所整備事業、これが32年度末。

3番目、遊歩道整備・樹木等維持管理事業、32年度中ごろ。

4番目に本丸・出丸ライトアップ事業、32年度中ごろ。

5番目に町道城山線改良事業、32年度末が完成予定の進捗状況はいかになっておりますでしょうか。

32年度末まで、残すところ1年と6カ月余りです。現在、樹木の管理が進み、城跡を見た多くの方が、石垣がはっきり見えると喜んでおります。

それと、津和野城整備にあわせ展望台の確保も必要となります。旧ドライブイン津和野跡地やほかの確保が難しい状況の中、国道9号線沿いの中座地区の焼き肉店隣接地の広場は、津和野城や高田、鷲原、中座を見渡せ、雲海に浮かぶ津和野城を眺めることができる絶好の場所であります。この場所に、広場所有者と津和野町観光協会が連名で、雲海に浮かぶ津和野城の眺望スポットとして、看板を立てて掲示しています。しかし、現況の広場では、森村と後田の城下町が見渡せません。城下町全体の眺望のため、隣接地の竹林、または下側の空地の確保も視野に入れ、さらなる観光振興のため確保に努めるべきではないでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

津和野城山整備5項目の進捗状況及び展望台の確保についてでございます。

まず、津和野城山整備5項目の進捗状況についてですが、大手道修復整備に関しては、平成29年度から30年度に自然環境・立木調査を実施しており、今後は文化財保護法等の申請許可手続を経て、令和2年度に整備事業を実施予定です。

休憩所整備に関しては、平成30年度に基本設計業務が終わり、今後実施設計業務を行い、文化財保護法等の申請許可手続を経て、令和2年度に工事実施する予定です。

トイレ整備については、基本設計業務が完了したことから、実施設計業務委託を令和元年8月1日に契約し、現地測量を実施しております。今後、トイレ施設の設計、敷地造成等の設計を行い、水道施設を含め年内に工事発注の予定としております。

遊歩道整備につきましては、平成30年度に実施設計を行いました。その後、文化財関係及び自然公園関係の申請手続を行い、許可されたところでございます。今後、秋ごろの工事着手を予定しており、令和2年度予定どおりの完成を目指し進めてまいります。

また、樹木等維持管理事業に関しては、平成31年2月より城の石垣周りや遊歩道周辺の木竹伐採作業・伐採木竹の整理作業を実施しており、今年度の10月末に作業が終わる予定です。その後は、植栽作業を進めていき、令和2年度に予定どおりの完成を目指しております。

本丸・出丸ライトアップ事業に関しては、平成30年度に基本設計が終わり、今後実施設計を行い、文化財保護法等の申請許可手続を経て、令和2年度に工事実施する予定です。

町道城山線改良事業に関しては、7月2日に工事着工しており、令和2年3月下旬の完成を予定しております。現在、道路拡幅に係るコンクリートブロック積を施工中でございます。

次に、展望台につきましては、現場を確認したところ、竹林や木々により雲海に浮かぶ津和野城を見に来られたお客様には、森村・後田方面の城下町が十分には眺望できない状態にあります。この展望台は、同展望台用地に隣接した食堂を運営する一般社団法人津和野町観光協会理事様が所有され、御好意によりお借りしている場所であり、町観光協会が管理しております。

今回、御質問いただいた竹林や下の空き地は、それぞれ別の方が所有されていると思われ、町観光協会及び町として、用地取得や竹や木の伐採を進めた過程はございません。今回、御提案いただいた件につきましては、伐採に関しては検討する意義が大いにあると考えますので、今後所有者の方の御理解がいただけるようであれば、町農林課関連の事業導入等も含めて具体的に検討してまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 御回答の中に、植栽作業を進めていくとありますが、これはこれから何を植栽の予定でしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 聞いておるのは、カエデ科のモミジを植栽するというところで準備してあるというふうに聞いております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 植栽については、町の人もかなり関心を持っておられて、桜を植えるのか、モミジかツツジとか、いろいろ聞きます。モミジであれば、山の頂上にありますので、時期が来れば、かなりきれいな城山になると思います。こ

れが大きくなって見栄えがよくなれば、恐らく全国でもトップクラスのきれいな城山になると期待をいたします。

次に、平成33年4月から実施されるであろう、本丸・出丸のライトアップ事業や雲海に浮かぶ津和野城、そして城下町のほぼ全域が見渡せる眺望で城下町の散策を誘うためにも、必要な広場であると思います。御回答の中では、どうもここを町で買い取るというような感じではなかったと思いますが、この広場を条件が合えば、購入するべきであると思います。いつまでも、民間の方の御好意をいただいていることなく、町営で整備することがベストであると思いますが、いかがでしょうか。もちろん、いろいろ財源等関係もあるとは思いますが、現在の広場の最先端は草が生い茂ってのり面との境がわかりません。したがって、どこまで行っていいか、また都会の人が来て見ようと思っても、草が三、四十センチありますので、先までは行きたくないと思いますよ、普通の靴では。やはりこういうことも考えますと町営でしっかりとした整備をして、城下町、高田、鷲原、中座はほぼ見えますが、ほかが見えるようにして、町営で整備するべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の点についてでございますが、議員からもございましたように、いざ購入ということになりますと、我々も現場見た上では、現在ビュースポットとしてある土地にしても、それなりに面積ございますし、議員御指摘された下の部分ということになると、やはりかなりの面積になってくるのかなというところも思っているところでございます。そうすると、財源等の問題が出てまいりますので、そのあたりは慎重にまだ我々も検討していく必要があるかなと思っております。

ただ、町長の回答にもございましたように、伐採に関しましては、まず城山後田方面がなかなか見にくいところにある竹林については、あくまでも所有者の方の御同意がいただければでございますが、何か竹林を駆逐する事業というようなものも農林課サイドのほうで実施をされておりますので、そのあたりの導入も含めて、まずそういうあたりからやってみたと、竹林を伐採した後も、その後のフォローが必要になってくると思います。そういったところも踏まえて、観光協会と一緒にですね。その後はある程度、ボランティアというようなことも出てくるかもしれませんが、メンテをしながら、まずはやってみるといことも必要ではないのかなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 先ほども言いましたが、財源とまた土地の所有者の方が理解が得られるかわかりませんが、努力をしていただきたいと思います。

もしも、隣接の竹林または下の土地の確保が可能であれば、先ほども言いましたが、後田地区まで見渡せる、森村もですが、絶好の展望となると思います、展望台に。整備された城跡また城下町を見て、行ってみたい、城跡に登ってみたいと言われるような津

和野観光が積極的な取り組みで、観光のますますの発展に努力をしていただきたいと思います。できれば、先ほども言いましたが、町が町営で運営しないと、なかなか民間の方の整備というのは難しいと思いますので、御協議をしっかりとっていただきたいと思います。

それでは、2番目のプール改修にあわせ、防災面で有効活用するべきではないでしょうか。

津和野小学校のプールが改修されます。防災面、特に火災の消火活動に活用するべきであります。今回のプール改修は、またとないチャンスであります。県道菟津和野線交点の小学校入り口まで、地下配管を敷設し取水口を設置すれば、325立方メートル、トンですが、超大型防火水槽が出現します。しかも、小学校入り口は森村地区のほぼ中心に位置します。森村地区には、水路が2線ありますが、通常時消防ポンプで取水するほどの水量はありません。森村西の橋を津和野川が南北に流れておりますが、簡単に消防ポンプが水をとることができない状況であります。また、取水できたにしても、住宅密集地からは随分離れております。森村地区の消火対策は、現在のところ、消火栓のみと言って過言はありません。町内全域には、水量豊富な津和野川はありますが、取水可能な場所はほんのわずかで、ほとんどあてにならない状況であります。これは町内全域です。ほとんどです、いいところもありますが。

今年5月12日日曜日、吉賀町七日市で昼間火災が発生し、住宅や倉庫合計22棟、約2,300平方メートルが焼失しています。この火災に、消防ポンプ車3台、積載車15台が消火に当たっております。水利部署は消火栓1台、ここは1台とると、2台目は就けない、水量がないということであります。近くの小学校プールに3台、また近くの川に11台が部署し比較的水利条件はよいと思われませんが、大火となっております。

森村地区の初期消火活動の消火栓は水源地のほぼ直下にありますので、私の経験では消防隊第1隊が到着して部署し、第2隊ぐらいまでは部署可能と思われれます。大火災時、その後の第4、第5、第6、続々と後続隊が到着しますが、約200メートルぐらい離れた津和野川に部署するほか水利はありません。

以上、津和野小学校のプールを改修するにあわせ、超大型防火用水として防災の安心安全の増幅と迅速な消火活動に使用されることを提案します。

以上。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、プール改修にあわせ、防災面で有効利用と御質問にお答えをさせていただきます。

現在、津和野小学校のプールは消防水利として設定されていますが、ここから取水する場合、小型ポンプを使用することになると考えられます。

議員御指摘のように、県道の小学校入り口まで配管を延ばして取水口を設置することができれば、ポンプ車に直結することも可能となり、現在に比べて消火能力の向上ができると思います。

本年5月に発生した吉賀町七日市地区の大規模火災は印象に深く残っており、仮に森村地区や後田地区で火災が発生した場合は、七日市火災と同程度あるいはそれ以上の被害になることも予想され、特に住宅密集地では火災規模の拡大を防げるよう十分な消防力を整備することが重要であると改めて感じたところです。

プールの改修は来年度を予定しておりますので、議員の御提案を参考にしながら消防水利の充実に努めてまいりたいと思いますが、事業費規模も判断材料にしなければならないのが現実ですので、その点も含めながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 森村地区には、国の消防水利の基準に適合する40トン防火水槽は一基もありません。あるのは消火栓と中心地から遠いこの津和野川にあります。40トン防火水槽の建築費用はいかほどかかるのかかわれば、回答をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 平成27年度に部栄地区に40トンの防火水槽を設置しております。そのときの事業費が約600万以上、650万ぐらいだったと思いますけれども、それぐらいの事業費が必要になるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） プールから小学校バス停用地まで地下配管は40トン防火水槽600万円、一基分の費用はかからないと私は思っております。この地下配管施設で取水が可能となれば、40トン防火水槽の8倍の約325トンの水量の供給が消防ポンプ車によって可能となります。経費的に見ても少ない工事費で大きな成果と住民の大きな安心安全の確保になります。ぜひ実現の方向で進めていただきたいと思います。この経費的な面でいかがお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 40トン防火水槽につきましては、約600万から650万円程度の事業費がかかるということで、今米澤議員のほうから、そんなに地下配管についてはかからないというふうな御提案といたしますか、お話であったというふうに思います。ただ、そういった地下配管にかかる事業費がどれぐらいか、延長等も影響してくると思いますけれども、実際にどれぐらいの事業費がかかるかという試算をしておりませんので、その辺比較できませんけれども、現在津和野小学校周辺につきましては、議員言われるように消防水利としては、消火栓の配置です。75ミリの消火栓が津和野小学校正門前、あと理容堀野裏とか、JAしろやまの周りに1カ所ということで、3カ所あります。それと150ミリの消火栓が三松堂前というふうな消火

栓の配置になっております。既存の津和野小学校のプールも防火水槽として、消防水利として、設定をされております。ですから、消防水利とすればそういった設定はされておるわけですが、議員の御提案にあります地下配管についてはですね、まだ事業費等もまだわからないというふうな状況でございますので、今後検討する必要があります。ただ、議員のほうから御提案がありました部分につきましては、現在に比べて消火能力が、向上が期待できるというふうに考えておるところでありますけども、プールの改修工事、今年度実施設計を行うということになっておりますので、教育委員会ともその辺につきましては、相談をさせていただきながら、どういった設置になっていくのかという部分については、今後財政状況も踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） もしプールからの取水案が不可能であれば、今議会の補正予算で津和野小学校前バス停用地購入費が計上されております。この場所に、例えば40トンの防火水槽では、40分でなくなりますよ、1台が着けば、2台が着けば20分でなくなります、これはすぐなくなります。したがって、40トン以上の防火水槽の建設もできるわけですが、地下ですので、取り入れ口は消火栓と一緒になので60センチ角ぐらいあれば済みますので、このことも考えられるのですが、これには恐らく600万円以上かかると思っています。ぜひとも、地下配管で消防団員も楽な放水延長を、恐らく150メートルありますので、プールから8本か9本延ばすようなです。また、高い塀を乗り越えていかにやなりません。そういうことも考えて、迅速な消火活動のために、これは検討はなかなか難しいとは思いますが、できれば地下配管でポンプ車が着けば、先で60センチも80センチも出せます。このほうが効率的であると思っております。

ちなみに、後田地区の主な消防用水は消火栓、これは毛管といいまして、いっぱい広がっておりますのでかなり水量があります。それと常時通水の側溝が3本あると思っております。これについては、堰板の操作でどうにでもなる水利ですごく頼りになる用水路であります。防火水槽は100トンが永明寺下の駐車場の地下にあります。後田地区の東はじに津和野川の新流路がありますが、とても取水や送水は簡単にはできません。ここは用水路が流れておりますので、ある程度安心であります。ということで、今後、町立の各学校のプールを改修にあわせ、少ない予算で防災効果と地域の安全安心の確保となるプール利用の防火水槽を提案いたしまして、この質問を終わります。

次に、ケーブルテレビ局サンネットにちはらの名称を変更する時期ではないでしょうか。

平成15年4月1日、島根県西部で最初のケーブルテレビ局として旧日原町で開局しております。2年後の平成17年4月1日旧津和野町で開局、旧日原町、旧津和野町の

共同運営となっております。平成17年9月25日、旧日原町、旧津和野町が合併し、新津和野町が発足し新津和野町営となっております。合併後もサンネットにちはらの名称であります。平成23年4月1日吉賀町にエリア拡張に伴い、鹿足郡事務組合の運営となっております。このときも局名の変更はなく、8年が経過しております。鹿足郡全体のケーブルテレビ局となり、鹿足郡事務組合が運営管理をしております。視聴料も鹿足郡事務組合に納付しております。ちなみに、ちょっと調べてみました。

鹿足郡名の由来は西暦700年ごろ、今から1300年前ですが、九州の筑紫地方から来たものすごい化け物、これがこの地に住みつき、人や家畜を襲い住民を恐怖のどん底に陥れた。化け物の名は、鹿に似ていたのでヤクロジカといいます。この暴れていたヤクロジカ、これは八又の角、8本の足の怪鹿であり、時の御所の上皇の命で、北面の武士、上皇の警護をする武士ですが、この武士の中の江熊太郎という勇者が死闘の末、相打ちで退治したことにちなむと言われております。したがって、鹿足という地名は1300年前からの歴史ある地名であります。

以上のことから、サンネット鹿足の名称を、サンネットにちはらを、サンネットがいいのかどうかわかりませんが、鹿足の名称、広域になっておりますので妥当と思いますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ケーブルテレビ局の名称変更について、お答えをさせていただきます。

サンネットにちはらを運営する鹿足郡事務組合は、吉賀町エリアのケーブルテレビ供用開始に合わせ、クリーンパルにちはらを運営していた鹿足郡環境衛生組合を改名し、平成23年4月からケーブルテレビ事業及びし尿処理事業の運営を開始しています。

サンネットにちはらの名称については、平成14年6月に実施したケーブルテレビに関するアンケートの中で、施設名を募集し、156の回答をいただいた中から決定いたしました。

名称の変更についてでございますが、変更する場合の手續といたしまして、「鹿足郡事務組合電気通信設備の設置及び管理に関する条例」第2条に記載の設備の設置場所の名称を変更する必要があるため、鹿足郡事務組合議会での議決が必要となります。また、総務省へ放送法第130条に基づき変更登録申請の手續が必要となるほか、日本ケーブルテレビ連盟や島根県ケーブルテレビ協議会等の加盟している団体への局名の変更届が必要となります。

その他、看板や封筒、納付書等の印刷物の変更、111チャンネルで放送しているデータ放送のデザインの変更など費用が発生するものもございます。

以上のことから今後につきましては、議員御指摘の内容を踏まえ、鹿足郡事務組合番組審議委員会委員の意見等も参考にしながら検討をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 御回答の中のさまざまな変更手続きが必要なのは大体予測しておりましたが、あとデザインの変更とか看板、納付書、これも毎年ではありません、一過性のものであると思いますので、できれば、このようなことがいいのではないかと思っております。これですが、サンネットという意味は、私の勝手な推測がありますが、違ったらごめんなさいですが。サンは太陽、ネットは情報網と解釈しますので、いい名前と思っております。違いますでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、議員御指摘になられたようにですね、太陽というところと当時日原町から始まったということで、町の花がひまわりというようなこともありまして、これがサンフラワーというような、そういった部分も含めて、サンネットのサンという、そういうことになります。ネットはネットワークということで、御指摘のとおりだろうと思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 吉賀町にはヤクロジカを祭った奇鹿神社というのが、2社あります。なぜ鹿足郡なのか、これも私の推測ではありますが、退治したヤクロジカの死体点検に来た山口の大内氏の使者が証拠に八又の角を切り取って持って帰った。残ったのは八本の足のため、足が残ったため、鹿の足郡となったのではないかと思います。これは私の、教育長、こういうことがわかれば、違うとか言ってもらえれば。これはあくまでも私個人の考えであります。

ということで、名称変更に関しては、各種の申請やほかの変更も必要とは思いますが、ぜひとも協議をしていただくようお願いして、以上で質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、米澤宥文君の質問が終わり、ここで11時まで休憩といたします。

午前10時45分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序7、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 道信でございます。

私の質問は特に1番、2番は、ぜひ町長、お答えいただきたいということで、決して突っ込むという意味じゃなくて、実は、最初のこの災害の件なんですけども、直地の。この前の8月末に起こった大雨のときに、あそこへ行ってみまして、そのときにもう本当水かさが、これはまずいなというところまであったのを見ましてですね、あそこの人たちが川辺に出て心配してうろうろされたりとか、写真撮ったりとか、そういう方いろいろ話をしてみて、それで平成25年のあの災害のときの、この状況なんかも聞か

せてもらって、特に民家であそこはお茶畑が広がるわけですけども、その被害額が、聞いてみると、お茶屋さんなんか機械が流されて、田んぼとか何とかも合わせ、茶畑とも合わせたら1,600万円ぐらいの被害をこうむったということも言われました。

それについて先日、私たちのまちづくり委員会で当時の豪雨災害のもう一回振り返ってみようということで、ここに豪雨災害の記録というのを、これを、冊子をみんなに配って、それからビデオも当時のビデオを見まして、あの当時のひどい状態というものを再認識をしたんですよ。それで、先ほど冒頭に言いましたように、もうちょっとで上がってくるんじゃないかということで、あるお茶屋さんなんかは、息子さんに、とにかく命が危ないからすぐ工場から離れというようなことで、今度つかったらもう完全に倒産するという、そういう悲痛な叫びが私に寄せられてきましたんで、このことをぜひ解決して行って、そういうことが起こらない状態をぜひつくりたいという思いで、今回の一般質問ということになりましたんで、決してこれで何やかんじゃということじゃなくて、どうしようということ、この結論をとにかくきょう持って帰って、直地の人たちがそれを聞いて、もう見るよということでしたんで、聞いて、自分たちもどうしたらいいかとかいうことの、そういう話になっていくようにもっていきたいと思いますので、町長、ぜひよろしくをお願いします。

8月の大雨で今言いましたように、いろんなことがあったわけですけども、この6年間、25年ですから約6年間ぐらいですね。現地の、現場の人たちというのは、地域の人たちというのは、いつか、いつかよくなるだろう、いつか、いつかということのを待っていた、待っているということのを聞いたんですよ。で、「ほんじゃあんたら言いんさいや」ってことでも、「いや、それは口に出せん」みたいな雰囲気がありまして、やっぱり要望して、そして町長からの答えもあったんで、だから、必ずそういうふうになっていくんだろうという期待がありましたんで、そこで質問に向かっていくわけですけども、8月の大雨で直地に甚大な被害を受けました。で、直地は重点箇所として直していくということが言われたようなんですけども。そのあたりをまず質問、まず質問からいきましょうか。

その後全く進展が見られない。まちの事業として上がっているのか、堤防は県の事業であるが要望は出したのか。いうところから、まず入っていきましょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

直地地区の堤防等災害対策についてでございます。

直地地区の堤防道につきましては、津和野町に未曾有の被害をもたらした平成25年7月の豪雨災害時に津和野川が氾濫し、当該堤防道を越流し、堤内の作業場や農地等に被害をもたらしたことは記憶に新しいところであります。このほか町内各地で津和野川

沿い、高津川沿いなど、河川の氾濫により冠水や護岸の崩壊など多くの被害が発生しております。

こうした経験をもとに当該直地地区を初め、町内被災各所において再び被害が生じないように護岸の復旧や整備、河床の掘削など、住民の生命、財産を守るために必要な事業を実施していくことの重要性を認識しているところでございます。

平成25年災害からの復旧では、島根県におかれましては多額の事業費を要しながらも津和野川の防災機能強化を伴った改修事業を行っていただきました。その他、河川、砂防、治山事業においても、県内他の市町村よりも優先的に予算をつけ復旧事業を実施いただいていたところでもあります。

その後におきましても、町としては、町内各地の河川や山腹の状況等をチェックし、あわせて地元要望をいただいたところも含めて、危険と考えられる箇所での治山治水事業を管理者である島根県に対して要望してまいりました。特に吉賀町と本町で構成する鹿足土木協会では、吉賀町長と私、両町議会議長が地元県議同行のもと県関係者に対して、毎年、要望活動を行っており、御指摘の直地地区の河川改修についても重点箇所として同様に要望しております。

しかしながら、県におかれましては厳しい財政状況の中、津和野町と同様に県内各自治体から受ける多くの要望箇所に限られた予算を振り分けられる中で、いまだ、事業実施に至っていない状況であり、引き続き、鹿足土木協会を通じて要望してまいります。同時に県町村会を通じて公共土木予算の拡充等を国に対して訴えながら、予算の確保に協力することも重要な仕事と考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは再質問に入っていくわけですが、あれから先ほど言いましたように、6年たったわけですが、今の鹿足土木協会、25年当時はたしか下森町長が会長だったということで、事務局も津和野町にあったわけですが、私ら建設業協会かという言葉はよく聞いたんですけど、土木協会というのは余り聞きなれない言葉ではあったんですけども、県へわっと上がって行って、そこから命令が来て津和野土木に入っていくんだろうというふうに、今聞いて思ったんですよね。いわゆる、上から、いう感じのふうに入ったんですけども。

町長、毎年というか1番は26年の1月に町政座談会をやられるわけですが、そのときに地域住民の要望みたいなものは、あの地域のことを思い出されて、どんな要望があったかというのは、どうです、少し覚えておられますか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 直地地区には、毎年、ほぼ毎年1月の新年会とありますが、それも含めた形なんだろうと思いますが、自治会の総会のような形にお招きをいただいております。その場では基本的に私が挨拶がわりの10分程度ぐらいの町政、少し報告も含めた御挨拶をさせていただきまして、で、それで何か質問があればというこ

とをその司会の方が働きかけられまして、出席者の方に。で、質問がある場合もありますし、全くないということもあります。特に新年会も兼ねておりますので、前にはお膳がもう用意もされているという状況の中でのものでもありますから、町政座談会というものというのは、ほかの地区がやるようなものとは、私は少し別物のような形で受けとめております。町政座談会というのは、ほかの地区でやる場合は、2時間ぐらいはきちっと町政報告といろんな要望活動を受けたりする中で、その後に、また懇親会をするというようなものでもありますから、そういう中での直地というのは毎年開催されていると。それでも住民の皆さん、お酒も交えながらも個人的にもいろんな御意見を聞く機会がありますので、私自身は大変重要な機会としてお招きいただく限りは必ず参加をしているというのが実情でございます。

で、そうした中で毎年やっていることでもありますし、また、ほかの地区でも年間通して町政座談会はもう至るところでやっておりますから、場面場面、ましてやもう五、六年の前の話のところ、26年の町政座談会でどういうお話があったかというのは、具体的にはちょっと認識をしていないというのが正確なところでもあります。ただ、当時は直地地区もその当時、例えば、国道沿いの岩の落下かとか、それから、あと直地地区側のたしかのり面の心配、そうしたものもほかにもいろんな要望もあったかというのは認識をしております、そういうものは国にかけ合う等々しながら、解決をしてきたというようなところでもございます。

ただ、この直地地区、基本的にこうした鹿足土木協会の要望の重点箇所として掲げておりますのは、私どもの資料で申しますと、平成25年の10月に小川地区自治会連絡協議会、こちらから要望書を町のほうにいただいております。この中にそうした災害を踏まえての要望が直地地区というよりも小川地区として要望いただいているということでもありまして、そうした経過を踏まえる中で、毎年の鹿足土木協会の要望の重点箇所に掲載させていただいているという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君）

○議員（4番 道信 俊昭君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○町長（下森 博之君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○議員（4番 道信 俊昭君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○町長（下森 博之君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○建設課長（益井 仁志君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○議員（4番 道信 俊昭君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○町長（下森 博之君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○町長（下森 博之君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○議員（4番 道信 俊昭君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○町長（下森 博之君） _____

○議長（沖田 守君） _____

○議員（4番 道信 俊昭君） _____

ドイツの問題ですね、ドイツの件で最初の一般、提出したあれは、どこに何日行ったのか、バチカンの誰に会ったのか、どんな話の内容だったのか、バチカン訪問に関して、津和野のカトリック教会には相談してきたのか、きたと思われるが、要するに教会には相談しましたかということ。これをまずお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ドイツ旅行についてお答えをさせていただきます。

このたびのベルリンとローマ・バチカン市国訪問につきましては、8月21日及び22日をローマ・バチカン市国に、8月23日から25日までをベルリンに滞在いたしました。

御質問のバチカン市国では、在バチカン日本国大使館に伺い、島崎参事官、和田調査官、益原一等書記官に御対応いただき、お話をしてまいりました。

話の主な内容としましては、バチカン市国の概要や歴史、キリスト教信者におけるカトリックとプロテスタントの状況、福者・聖人に対する認知度やその影響度、カトリックの多いローマ人の嗜好や食を含めた関心事、情報発信の方法等を教えていただくとともに、こちらからは津和野町の歴史や観光資源等を紹介し、インバウンド対策の取り組みへの協力をお願いをしてまいりました。また、バチカン市国に日本国大使館が設置されていることについてもお聞きをしております。

なお、このたびのバチカン市国の訪問に際して、事前に津和野カトリック教会関係者の方に対して、現地でお会いすべき方がおられれば、御紹介いただきたい旨の御相談をしましたが、結果的には御紹介をいただくには至りませんでした。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今聞いておって、今回の、これは私の感想、これから私の意見をどんどん言いますけども。

今回のドイツとバチカン行きには二つの問題点がある。二つの問題点です。その二つに共通するのは、当事者の、当事者ですよ、相手方。当事者の意をきちんと確認していないと思われる。これが共通した問題です。

で、その一つを言います。津和野国際交流協会、ここに総会の資料があります。この資料には、平成30年度の活動状況と、済いません、令和元年度の活動計画、これを読みますと、目的の2本柱の一つとして、ドイツ・ミッテ区との交流というふうに、目的の2本柱の一つ、なっています。で、ドイツ交流ツアーの開催についてというのがその他で書いてあるんですけども、平成30年4月のドイツ・ミッテ区の訪問団の来町をきっかけとして、津和野町と津和野町国際交流協会がドイツ交流ツアー「津和野が生んだ文豪森鷗外ゆかりのドイツをめぐる旅」を企画、開催。ツアーの中でミッテ区との交流も予定。津和野と姉妹都市縁組を結ぶドイツ・ミッテ区を町民の方にも広く知っていただく機会とするということで、協会の今度の一番の目的、ここにあったわけですよ。それで補助金が申請されたという形になって215万円が計上されました。しかし、申し込みはゼロ。普通考えたときに、団体が補助金を申請するときには、自分たちがこういうことをやりたいんで町も協力してほしいとって補助金の申請をするわけですけども、した本人たちから誰も行かない。何でこんなことが起こるのかなど。普通という言葉を使うと普通じゃない場合もあるということになっちゃいかんですけども、申請するところが申請しておいて、予算もついて結果はゼロなんていうようなことがあり得るのかということの疑問と、あるいは、見込みがあってこそその予算ではないか。ですから、最初言いましたね、よく確認をとって、内々ですよ、確認をとって、よし、これだったらいけるなあという確認をとって予算というものは正式に上がってくるんだろうと思うんですが、審査能力が不足しているんじゃないかなというふう感じたんですよ。

だから、この現象というのは、どうなんかなということを、町長、よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） このたび、ドイツ旅行ということで、自己負担を35万円ぐらいお願ひしなければならないという、そういうこともありまして、実際何人応募があるかというのは本当にわからない状況であります。せつかくのこうして国際交流の機会でもあるので、企画をしてみようということでやりました。最少催行人員は6名でございます。それ以下での応募であれば中止するという前提でやったわけでありまして、結果としての応募はゼロではございませんで、2人応募がございました。それから、国際交流協会の会長は応募されておりません。これは、最終的に自分は必ず行くのは間違いないから、結果を見た上で参加をするという大前提がありまして。ですから、実質応募というのは3名だったということでありますので、ゼロではないということではありますが、残念ながら6名には到達しなかったというのが事実でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 私が聞いたのはゼロだということで、ゼロち言うただけで、今、実際は3名あったということだけですんでね。

予算を見ますと、パッケージ旅行の形での予算に、55万円ぐらいかな、なっていたわけですけども。私も旅行業界におったんで仕組みはわかっと思いますから、ああ、これは無理か、しょうがないなあというのはわかります、わかります。ただ、ゼロであろうが3であろうが、要するにあのパッケージ旅行がばらけたということは、直でもう払わなければいけないんですから高くなりますよね、うんと。特にヨーロッパというのは、冬季バルクというて、冬になるとがあって安くなったりするわけですけどね。だから、そのあたりはもう存じてますから、だから、あのパッケージ旅行が崩れたということは、ゼロでも3でも一緒なんですよね。だから、そのところが、一体6ぐらいを確保しといて予算計上をする。さっきの審査のことと言いましたけども、それぐらいはそこそこに確保しといて、行けそうだとわかっというて、予算組みの中になるべきだろうというふうに私は思ったんでね。だから、ゼロが3だということは、あの予算組みが崩れたんですけ、余り大した問題じゃないんですけども。そういうようなことが、そういう確認がとれていないなあということでもあります。ですから、もう結果論ですから、残念でしたねしかないんですけど、今の予算に対しての、もうちょっと慎重なあれをしておかないと、また今度の補正で減額みたいなことになるちゆのは、余りいいものじゃないんですけどね。だから、そこらあたりをしっかりとっていただきたいということで。

それと、もう二つ目。二つ目は、これが本題になるんですけども、今のは前段ということになるんですが、二つ目は、前も言いましたように政教分離というところに入っていくんですが、これは我々もよく聞く言葉です。政治は宗教に介入しないと。これはどこまでがということになるんです。線を引くのは非常に難しいし、ほとんど裁判で争われている問題ですから、これをどこがという気はないんですけども、憲法でもそういうふうになっています、憲法第20条です。政教分離ということをやられている。で、今回私が言いたいのは、このことじゃなくて、観光に寄与しますよということが、いろいろ言われておりますいね。で、私は一応福者認定への動きと町のスタンスというんで、ちょっと文書にもうしてしまったんで読み上げますけども、「かねてからカトリック広島司教区が進めてきた津和野の殉教者37名に対する福者認定に向けた調査の要望が本年2月に法王庁から許可された。このニュースを受けて津和野町でも町当局や町議会議員の中からさまざまな意見、考え方が出てくるようになってきた。

それは、さまざまありますから何の問題もないんですけど、典型的な例として福音に認定されれば、乙女峠や津和野の知名度が上がり、それを機に町へのインバウンドが進み、観光振興や地域発展につながることを期待できるから、この動きと連動して町も考えられる取り組みを進めるべきといったような声が早くも見受けられるようになっている。しかしながら、こういった声や考えは果たして射的を射ているのか、行政が宗教活

動に対してどこまで関与すべきか、あるいは、全く関与すべきではないかなどの観点から甚だ疑問であり、大きく分けて二つの問題点を抱えていると考える。

1、宗教活動と自治体のかかわりの面から、今回のカトリック教会の方々の宗教活動に対して行政も含めた外部からの協調や支援の必要性、地域振興策としての取り組みについては、より慎重に判断すべきである。そもそもそのような依頼もされていない段階での議論や期待値について部外者が安易な支援策や対策の議論をすることは、政教分離の原則に照らして問題があるのではないか。

2、信徒の方々の本来の目的とかけ離れた発想である。信徒の方々の福音認定に向けた本来の目的は——ここに新聞報道があります。中国新聞ですけどね。広島司教区の白浜司教ですか、「殉教者は、信教の自由という基本的な人権を日本に根づかせる一粒の種となった。この出来事をしっかり国内外に伝えていくため、調査を進める。」さらに、津和野の教会の司教、主任司祭っていうんですかね、「どういうことが信仰的美徳なのか、信仰者として、どういう生き方をしたいのかという、信仰の模範を知るための大きな意味が列福にはあります。それと同時に「乙女峠の37人の証し人」が明治政府に対して信教の自由をどのようにしるしたのか、「浦上四番崩れ」の中で起きたことが歴史的にどういう意味を持つのか、深く考える機会でもあります」と。これが、教会の考え方なんです。で、私は仏教徒ですけど、責任ある立場でもあるんですよ。そういうことを考えたときに、この言葉というのは、非常に心に重く刺さってきます。いろいろな行事やったりしますから。また今度、うちの、21日にもあるんですけども、そうした時に……。ちょっと続けますけども、崇高な理念で活動されている、これはカトリック信者の方、複数の方とも、ちょっと話を聞きましたから、決して、私が一人で言ってるわけじゃありませんので。ここに、今、言ったようなことに本質がある。町の知名度の向上や観光振興に期待するという、そういうことは、教徒の方々の純粋な宗教活動を利用し、信仰心をないがしろにするものではないか、こういう考えが、一つではあるんですよ。

だから、最終的に何が言いたいかっていうと、そういう人たちの声をきちんと取り入れて、それで、アクションを起こすのならば、それはそれでいい。決して悪いとは言っているわけじゃない。ですけども、その声を踏まえてますかというのが、私が一番言いたいことでもあるんですよ。だから、それが、今、回答の中に、現地で、バチカンのことですけども、「現地でお会いすべき方がおられれば、御紹介をいただきたい旨の御相談をしましたが、結果的には御紹介をいただくには至りませんでした」と。これが全くないというふうには言いませんよ、だけど、現実に、これ町長書かれてますよね、こうやって、言われていますよね。そこを突くんじゃないですけど。またそこで論争になると時間がなくなりますから。

だから、今後、私がやっぱり非常に心配する、私と同じ仏教界の人なんかもやっぱり話しましたから、話してます、他宗教という意味でね。そうしたときに、他の宗教団体、

これがずうっと——ずうっとひとり歩きって言った言葉悪いですけども、行くと他の宗教団体との距離はどのようにとるのかっていうのが、今回の一番のあれなんですよ、お聞きしたい部分なんですよ。

具体的には、先日うちのお寺なんかは遊歩道、通路直したり、当然、皆、信徒さんからの浄財で集めて直したんですけども、「観光振興」という名前がつけば、そういうことも申請してもいいんですかという、こういうことにつながってくるおそれはありませんかっていうことがあるんですよ。

あと、仏教から言えば、花祭りなんかあるんですけども、こういうことなんかも、まあ、あるいは流鏝馬も出てくるでしょうし、津和野の行事とかいうのは、ほとんどが宗教と結びついてますんで、だから、特定なところに、がっとう肩入れすると、後々困りませんかということが言えるんですけど。ですから、距離感、距離感というか、抽象的ですけどね、抽象的ですけども、その距離感というのは、どういうふうに感じておられるか、それをちょっと、町長、伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 津和野町は観光の町でございます。そして、それが観光資源というのが、歴史文化財の数々になっているということであります。そして、その歴史文化を構成する要素の中に、宗教にかかわる、そういう施設等々もあるということであります。ですから、津和野町は、常に観光施策というようなことで、あるいは文化財の保存という形で、いろんな事業をしていくわけでありましてけれども、それは、キリスト教に限らず、そして、今回の問題だけでなく、これまでもずっと、その政教分離というのは、常に考えながら進めてきたわけでありまして、今後についても、同じことが言えるんじゃないかというふうに思っております。

実際にもう、例えば、ほかのお寺で文化財という形で町のお金を投じて修復をしたケースも、これまでも——これはかなり昔の話からあるわけでございます。今後も、永明寺が文化財指定も受けまして、そして、修復をしていかなければならない。そこに恐らく町のお金も出ていくだろうというふうにも思っております。

ですから、むしろキリスト教会というよりも、むしろほかの仏教の関係、あるいは稲成神社の関係もそうありますが、今までがもう既に、そうした形で出ておりますので、キリスト教を今回だけ特別視ということでは、決してないということでありまして、今後も、これまでのスタンスの中で、このキリスト教の列福運動も、また、いろんな面で検討しながら、政教分離にも配慮して進めていくということは、変わりはないということだと思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 当然のことでしょう。ですから、そこにいろいろ配慮しながら、私も決して、これは、私の考え方を言ったわけですから。こういうような意見もありますよということを、やっぱりそこを忘れないようにしておかないと、今、

町長が言われた回答をそのまま進めていていただいて、政教分離とか、そういうものもきちっとしながら、町全体のために、今の宗教の方々とつき合っていくという、まあ、言葉をいただきましたから、それ以上何も言うことはありませんので、それは、一応最後の言葉として受け取っておきます。

時間がないので、次に回すか割愛しますんで、かわべはもう前段が詳しくやりましたので、蒸気機関車のシャフト部分ですよ、あれは私、大分前に、うちの店にはそういう専門家とかなんとかがよく来ますから、そういう人たちが、今の問題を指摘してたんですよ。「どこの公園にあるの、ほかのどこもみんな一緒じゃん」みたいな、「これじゃだめだ」みたいなのは、それは聞いていました。

この前、40周年記念のときに、山口のSL協議会ですかいね、あの関係者の人と話したら、やっぱりそのことを指摘してきたんで、やっぱり気になつとるんだと、これは。

というのは、津和野は本物が動いとるから、ほかの公園だったら本物が動いてないからいいけども、本物が動いているわけですよ。本物が動いているのに、せつかく展示したものが、いろんな公園にある、公園と一緒に、みたいな形で、すごく感じたんです。

「ほいじゃ、どうしたらいいのか」と聞いたら、「いや、ボランティアで我々のはのけますよ」と、ペンキは。いくらでものけますよ。で、あとの——回答を言ってしまうような感じなんだけど、まあ、そういうことがありますんで、ぜひ、そのあたりをというところでよろしくをお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、展示蒸気機関車についてお答えさせていただきます。

津和野駅前周辺広場整備工事において、平成27年度に行ったデザインコンペの結果に基づき展示用のSL移転を行ったところです。

移転するには本体を分解する必要があります、その際に起こる塗装剥がれ等を考慮し、移設後、塗装を施工いたしました。

塗装する色に関しましては、施工業者が塗装に先立ち、SLやまぐち号運行支援等を行う鉄道ファンの団体「SL山口地域振興会」の事務局長に有識者として立ち会いをお願いし、御意見を参考にしながら、色見本にて塗装する色を確認し、施工したところでございます。

シャフト部分の白ペンキを剥がして本物に近づけるということですが、予算的にも展示品のメンテナンスに係る経費を抑えたいところですので、剥がした後の腐食に対する対応等、十分に検討する必要があると考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ものすごくSLに熱狂的なファンが、山口のほうから来ていますよね。当然、彼と話ししているんですけど、油を塗ってずうっとやれば大丈夫だということなんですよ。だから、ぜひ、やっぱり本物を見せてあげたいという

のがありますんで、彼らすごく協力してくれるということなので、そこに……。まあ、そりゃあ、もうつい口先で言っているんじゃないかと、もうずっと前から彼らはSLに関して、津和野に何回も何回も来たりとか、山口のほうへ来て、いろんなことを、警笛を鳴らしたりとかね、いろんなことをしてくれてるんで、その善意にと、まあ、すがりながらというか、そういうことをしながら、ぜひ、いい本物をあそこに展示してもらいたいと思いますんで、何とかなるように御配慮よろしくお願いします。

それで、次は……。あ、それと……。一緒になったんかいな。一緒ですね。

水はけが悪いんですよね、あそこね、すごく。(発言する者あり) SL置いたところが。あれ、何とかありませんか。課長、どうですか。

○議長(沖田 守君) 商工観光課長。

○商工観光課長(藤山 宏君) 御質問とは、また別の御質問というふうに捉えさせていただきますが、確かに、どうしても、SLのボリューム感を下げるために、少し低くしております。その割には、いろいろな方、JRさんも含めて、あそこに設置したこと自体については、大変よくなったということで評判はいいところではございます。そういったところで、若干下げましたので、どうしても側溝とのレベルが難しい部分がございます。ただ今後、ライトアップ等、電源設備等も含めて、ライトアップ等と考えておりますんで、その際に若干でも抜ける形ができるかなということ、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、先ほどの質問で一つだけ。道信議員さんがお聞きになられた方は、事務局長さんだというふうに私も推察して……

関係者ですか、違いますか。我々とする、事務局長さんのほうに確認をして色見本まで見ていただいて、この色で塗りましょうということまではやらさしていただいたということでございますんで……。今後、何年か置きにはやっぱりメンテしていく必要がありますので、そういう際を含めて、また今後、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長(沖田 守君) 道信君。

○議員(4番 道信 俊昭君) 最後になります。

駅前広場をイベントができる形にしたいということで、現実にイベントあそこで40周年のときにやった。それから、また、今、うちの西町商店会で、イベントやるんですよ、裏で。それを皮切りにまたイベント広場ができれば、そっちへ移動してもらって、できたら西町商店会としたら、一番駅に近いところですから、イベントを続けていけるような形にしたい。そのときに痛切に感じたというのが、電気が足りん、ボリュームが、それから、洗い場がないと、いろんな物をつくった後に水を流したりなんかして洗うところがないということなんで、それを要望という形でもういきましょう、それでね。ということでぜひお願いいたします。

以上です。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問を終わり、13時まで休憩
といたします。

午後0時00分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。

本日、一般質問最終の質問者となりまして、どうかよろしく願いいたします。

本日2項目の質問を用意しております。

最初、早速入りたいと思います。

「列福成就」と世界の観光地を目指して、というタイトルでございますが、昨今、町民から、町は今どういう事業をやっているのかとそういう質問をよく受けますので、そこから入ってまいりたいと思います。

今年度施政方針に沿って街なみ整備事業は着々と進んでいるようであります。

事業内容を列記をしてみますと次のとおりであります。1、津和野駅前ロータリーの整備工事、駅前駐車場の移転工事の進行。2、SL機関車の駅前移動完了、来年度駅舎購入後駅舎の改修工事に着手。3、日原賑わい創出事業が完成しました。グランドオープンを9月1日に実施しました。4、城山整備事業の出丸石垣工事の進行並びに自然歩道改修、トイレ新設、東屋建築等々の過程でございます。5、日本遺産事業、ガイドによる百景図の解説を交えたまちあるきの促進。6、藩校養老館、4月3日竣工式を終えまして、一般公開とともに、町民の皆さんにも館内を有効に活用できるように推進努力しております。7、文化財保護法の改定、文化財保存活用地域計画作成、文化財を利用したの地域活性化を促進。8、文化施設として安野美術館館外展が好評でPR映像を会場で放映したり、絵はがきなどのグッズが売れ行きが好評です。森鷗外記念館は、為市コレクションの展示ほか、県立大学と西周に関する学術協定が締結されたり及び西周賞の検討などとさまざまな事業を展開しております。

以上のように、各種事業はここ数年順調に進行していますが、一方で、観光客の入り込み数は100万人前後を推移し、宿泊数も3万人前後で横ばいに甘んじています。

街並みを見渡せば、津和野地区町内は、商店街の年々の閉店、衰退で街なかが閑散としています。この現状をどうするか、今や待ったなしで、空き店舗、空き家を埋める対策の必要に迫られています。

現在、行政が行っている対策は各種ありますが、例えば、事業承継事業、県地域商業活性化支援事業、町個別商業包括的支援事業など、しかし、観光地に必要な街並みの復

活を切実に望む上でいま一つ街の勢いを一段押し上げるほどには効果を発揮していないように思います。

さて、JR発行のジパング倶楽部、ジパング旅行記によるアンケート調査によれば、一人旅をするならどのような場所に行きたいか、との問いに、1、歴史文化遺産がある場所36%、2、温泉31.2%、3、自然が豊かなところ21.6%、4、その他11.2%となっています。このトレンドからいえば、1と3で当町は、6割以上近い人々の旅行をしたい目的地にかなっています。まだ、まだ、将来的に希望の持てる町です。

さて、今年度観光協会総会における協会ビジョンによれば、「今後10年をめぐりに次の四つのことを理念とした事業活動を実施」とあります。

1、インバウンドを重点的に総来町者数をふやし来客数20%アップ、総来町者数、現在100万人を120万人、宿泊者数3万人を5万人、インバウンド数1,000人を2,000人に。2、リピーターをふやす、一度御来町された方にもう一度訪れてもらう仕組みをつくる。3、年間を通したキャンペーンとプロモーション、季節ごと最低でも1カ月は続くキャンペーンを1年間通して企画し、その企画を中心としたプロモーション活動を計画的に行う。4、イベント中心の観光からの脱却、1日限りでなく年間を通じ交流人口がふえ、かつ、会員の皆様の利益増大につながる仕組みをつくる。

さて、ここ最近数年間、観光客入り込み数は100万人前後で推移、横ばい、この現状から、上記数値目標達成には、通常では考えられない、よほどの歴史的出来事が当町に起きない限り難しいように思われます。空き店舗、空き家を埋めての観光地にふさわしい店舗（カフェ、料飲店、お土産屋、旅館など）の立ち並ぶ商店街の復活事業、町内全域の観光客受け入れ観光インフラ事業（Wi-Fi、公衆トイレ、多言語化サイン標識、休憩所などなど）の完成。地道に目標達成には膨大な財政と年数、人的エネルギーが必要になりそうです。

しかし、幸いにも当町には、ここ数年内に乙女峠殉教者の「列福成就」という、世界のクリスチャンにとっては歴史的偉業が待ち受けています。このことの成就是、当町にとっても、世界のクリスチャンの巡礼地の一つになり、来町者の飛躍的増加が望め、宿泊者も増加し、ホテルなどの進出も現実味を帯びてきます。さらには、商店街に活気をもたらし、観光地の町並みを復活させ、町内全体に経済的活気が取り戻されるでしょう。このことにより、商工業者会員が経済的恩恵にあずかれ、利益還元が可能になるという、まさに、観光協会ビジョンが見事に花開く青写真が描けるのではないのでしょうか。町を挙げて最優先課題として支援、取り組みを期待するものであります。

そこで質問です。1、空き店舗、空き家対策のここ数年来の実績を問います。特に、外部からのこれらに対する問い合わせは年間何件ぐらいあり、また、それが実績に結びついているか。2、空き店舗、空き家にしても、トイレなどを改修するに当たって町補助金はあるか、なき場合は、今後当町として補助金対策を考えているか。3、町長はこのたび、ドイツ交流を兼ねて、バチカンの日本大使館へ「列福成就」に向けて、当町の

PRを兼ね、あいさつ訪問に赴いたと思うが、町長のこのことに対する決意と心情、及び大使館の反応はいかがであったか。問うものであります。以上。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の質問にお答えさせていただきます。

「列福成就」と世界の観光地を目指して、でございます。

まず、一つ目の空き店舗、空き家対策の実績についてでございますが、町内の空き店舗の情報については、主に津和野町商工会が聞き取った情報を必要とされる相談者に提供しております。

津和野町商工会に確認したところ、外部からの問い合わせについては、平成26年度から今年度までの過去5年間で延べ21件となっております。

内訳を申し上げますと、平成26年度が2件、これは同一人物からの複数回の相談ということです。続いて、平成27年度が5件、平成28年度が6件、平成29年度が3件、平成30年度が4件、そして今年度が現時点で1件ということです。実績につきましては、紹介をした空き店舗で開業に至ったケースは5件とのことでございます。

また、空き店舗の活用に係る補助制度については、「津和野町商業等支援事業費補助金制度」を設けており、県と2分の1ずつを負担し支援しております。平成26年度から5年間で、利用実績は延べ12件、補助総額1,572万8,000円となっております。

次に、空き家については、定住促進と地域の活性化を図るため、定住希望者に対して空き家を紹介する「津和野町空き家情報バンク事業」を実施しておりますが、紹介件数としましては、平成26年度27件、平成27年度128件、平成28年度128件、平成29年度99件、平成30年度83件となっており、実際入居につながった件数は、平成26年度12件31人、平成27年度40件74人、平成28年度38件68人、平成29年度28件58人、平成30年度23件62人となっております。

平成27年1月から6月にかけて、津和野町全域において空き家調査を実施したことにより、空き家情報バンクへの登録が増え、紹介及び入居につながっているところでございます。

二つ目の空き店舗、空き家のトイレなどの改修に当たって町補助金はあるかということでございますが、津和野町空き家情報バンク事業においては、その事業の利用促進のために津和野町空き家改修事業補助金交付要綱を制定しております。

この要綱は、津和野町への定住を目的に空き家の改修を行う場合に、補助金を交付し、津和野町への定住促進を図るとともに、空き家の有効活用と地域経済の活性化に資することを目的としております。補助金につきましては、住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え、設備改善等多様な修繕において、対象経費の2分の1を交付し、上限は50万円となっております。

空き店舗のトイレ改修については、津和野町独自の個別商業包括的支援事業のおもてなし改築支援事業及び島根県と連携して実施する津和野町商業等支援事業の小売店等持続化支援事業において一定額の支援が可能です。

ただし、二つの事業共に店舗部分等のお客様対応に必要となるものに限られております。

三つ目の「列福成就」に対する決意と心情及び大使館の反応はということですが、このたびのバチカン市国訪問であります。日本国大使館に伺い参事官ほか職員の方々と懇談し、バチカン市国の概要や歴史、キリスト教信者におけるカトリックとプロテスタントの状況、福者・聖人に対する認知度やその影響度、カトリックの多いローマ人の嗜好や食を含めた関心事、情報発信の方法等を教えていただくとともに、こちらからは津和野町の歴史や観光資源等を紹介し、インバウンド対策の取り組みへの協力をお願いしてまいりました。

また、大小五つの教会を訪問し、信者やガイドの方とお話をしながら、信者の方々の生活習慣や時代の変遷に伴う信仰の状況、福者や聖人に対する考え方など、現地での貴重な生の声をお聞きしてまいりました。

念のため申しますが、このたびはキリスト教関係者へ列福成就のお願いを目的に訪問したのではなく、列福を観光へ生かしていくための勉強に参りました。

内容について簡潔にまとめて申しますと、福者・聖人に対する尊敬と認知度は信仰心に厚い信者ほど高いこと。ただ、「バチカン関係者の関心は高いがローマ全体に広がるわけではない」という言葉もあり、福者の認定という事実だけで津和野町に多くの方々が訪れるという判断には確信が持てない。裏を返せば、情報発信が大切であり、観光へ誘導するための「福者」は重要なファクターになるとのこと。カトリックの信者は世界で約13億人といわれているが、プロテスタントよりも圧倒的にカトリックの信者の割合が多いローマは、優先順位の高い対象であることには間違いない。ローマ人の旅行先の決定を影響する媒体として「ロンリープラネット」や「ミシュラン」、「トゥーリングラブイタイア」等があり、JNTOローマ事務所に対するプレスリリースなどの手法についても御教示をいただいた。また、日本酒やわさび、栗などの日本食に対しての嗜好も合い、「福者」とともに日本遺産のまち歩きツワーの提案は人気を博す可能性を有していること。以上のようなものであります。

また、町長の立場としては、多くの外国人に来ていただきたいと願い、その努力をしてまいりたいと決意すると同時に、一方で生活文化の違う多くの方々が本町に流入されることは、意図せずとも町民がトラブルに遭遇する可能性がふえることをも意味するとも考えております。オーバーツーリズムということも視野に入れながら、危機管理の観点からも、ぜひともみずからの目と耳でカトリック総本山の様子を知りたいと考えておりました。このたびの主目的は、姉妹都市であるベルリンミッテ区との交流であります。

が、この機会にバチカン市国まで足を延ばし、非常に貴重な視察の場を与えていただいたことに感謝しております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） いろいろ答弁をいただきました。

再質問をさせていただきます。

まず、空き店舗、商店街の空き家、空き店舗の問題ですが、今、回答いただきまして、いろいろ検討するんですが、まず、空き店舗を平成26年から平成30年まで合計21件、成立5件とあります。それで、聞きたいのは、成立5件の職種内訳、それから場所はどこで成立したのか、この5件はですね。それと、あと16件未成立ということなんですが、この未成立した原因といいますか、ここら辺、概略がもしわかれば、ここをちょっと述べてください。

それからこれは空き店舗です。

空き家も同じく平成26年から平成30年まで延べ465件、入居141件293人、こういうことになっています。そうすると、未成立が324件ですね。これも同じように、大体未成立した空き店舗と同じように、どういう原因なのかと、概略わかりましたら、そこら辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） まずは商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御質問でございますが、まず、成立しました5件についての大体の位置、個人名まではお控えをさせていただきたいと思いますが、高岡通りが2件、それから本町通りが3件という形になっております。これが、県とともに補助した対象の店舗ということでございます。

なぜに成立しなかったということにつきましては、やはり御希望なる部分のニーズにも千差万別いろいろございまして、やはり本町通りとかでも駐車場がないと困るとか、片一方では、やはり店舗的やっぱり、まあ、前々から申し上げているところですが、ここに入りたいんだが、というところの中で、居住者が実際いらっしゃって生活部分との分離がなかなかつきにくいというような部分で、そういった、どうしてもニーズとそれに対する供給の部分でのミスマッチという部分は、どうしてもあったかなあというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 空き家のほうの現状でございます。

平成27年度のところの、7年前に全棟調査を実施しまして、27年、28年は空き家の登録件数、それから紹介件数ともに、町長申し上げたように、件数等ものすごくふえてきたということでもあります。

私どもは、この空き家については、つわの暮らし相談員ということで2人ほど集落支援員を配置しておりますが、そのところに、ネット等を見られた方が、紹介してくだ

さいということで情報が来まして、御案内をするというような形の中で、今までも、この登録された物件については御紹介をしてきたということでもあります。実際、現地に来て、それからうちの相談員と一緒にいって見るというような形の中で、実際にその物件も見て帰られるということになります。

未成立というところの部分というのは、やはり、この空き家の情報バンクというのは、津和野、日原、それぞれの地域でそれぞれに点在しておるというようなところもございます。こちらに来られた方が、その条件を見られて、まあ御案内もさせていただくわけですが、やはり、そぐわない物件もあったかと思えます。そういったところでの理由というようなところしか、私どものほうとして、具体的に何が悪かったというようなところまでは、理由的にはちょっと今のところわかっていないということで、実際がそういうことで、御案内をした結果としてこういう結果になっているというような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 再度聞きますが、空き店舗ね、高岡通りに2件、それから、もう3件はどこでした。（発言する者あり）本町。

それで、業種はどういうことになっとんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 業種はですね、小売業が1、2、3、3件、飲食業が2件ということになっております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。

これはもう開業されてるんですね。（発言する者あり）はい。それで、二つに共通のちょっと私もう一度確かめますが。

この成立したのはいいんですが、未成立の部分、非常にもったいないなと思うんですね。せっかく、津和野へ来て店を開くとか空き家を借りるというのは、定住してくれるってことなんですね。既に、だから、空き家では293人の方が新たに定住してるわけでしょう。人口がそれだけふえたちゅうことですね。だから、こういう空き家とか空き店舗でこれだけの問い合わせがあるんですからね、これ何とかね、引っ張ったときたいということになると、こういうその店、未成立した物件に対して問い合わせた方の氏名、それから住所、こういう方、それからその未成立だったその原因、今、そういうものを逐次ファイル化するというか、そうして、その問い合わせを受けた時点においては、該当する物件がなかったとしても、こういうものをファイルしておきますと、今、どんどんその空き店舗や空き家が出てくると思うんです。そのときに折り返しに、親切ですから知らせてあげられるということですね。こういう物件出ましたから、どうですかと。だから、そこまでやる気になってほしいなあと思いますけど、これやっていますか。ちょっと、聞きますけど。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 継続して何かいい物件があったら、商工会を中心に窓口になっておりますので、そちらが個別に御紹介をした例ということはあるかと存じますが、システムティックにデータベース化して、何か物件が出ればそのたびにお知らせをするというところまではまだ至ってないかなあっているふうに思っています。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） そういったシステムティックなところというのは、なかなかうちのほうもできてないというようなところもあります。

で、お名前とか、大体どういったことを希望するかというようなところについては情報として把握していると。実際、こちらに来ていただいて見ていただいています。どうしても、やはりいい物件には何件も集中するちゅうようなところで、一つの物件に対して五つぐらいの御家族の方が見たい、見たいというようなところで、順番待ちというようなところの物件もございます。そうでなくて、ずうっと登録しとるんだけど全然声がかからんような物件もあるというところで、その辺のニーズというところも十分はつかみながら、この空き家情報バンクという制度を事業展開していったらというところで、議員の御指摘も踏まえてそういうふうにやっていきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、空き家のほうは、今後、そういう努力すると。

それで、空き店舗のほうは、これも、21件問い合わせが入って16件未成立ですよ。商工会が、今、やっているかもわかりませんが、逐一町のほうでも、やはり商工観光課なりがその担当を受けて、緊密に連絡し合いながらこの情報を、今、有利ファイル化すると、それから、しっかり持つておくと。そういう場合は、そういう努力をしていてほしいと。

私はここまでしつこう言うのは、後の質問で、例の町長がいろいろバチカンへ行って、いろいろな情報を仕入れてきましたが、要するにその回答の中に、ただ、その列福成就したからすぐそのまま観光客がどさっと来るとか、そんなもんじゃないんじゃないかというような回答がありますよね。だから、それを踏まえて私も思うんですよ。実際に、その前に、それはあくまでもラッキーな情報であって、我々が、それを目標に、それまでに町づくりをどうするかっていうのは、我々、地道にやっつけていかなきゃいけないんですよ。そのためにも、私、前段で、こう、述べましたが、今の町の状況を見ましたら、本当、店舗がどんどん閉める、それから、家屋壊していますから土地だけで、もう歯抜けみたいな状態に。だから、そこを埋め合わせていって自分たちの力でどこができるか、列福成就是成就として、それはラッキーな情報として置いて、それまでに我々はどこができるかと、そこをしつこくね、追求していかな。それには、やっぱり我々で町をつくっていくという、そのため、空き家、空き店舗というものをどんどん埋めていかなきゃ

いけないですよ。だから、しつこくやりましょうということです。だから、そこら辺を踏まえて、ひとつ、もう一つレベルアップしてほしいなあと思います。

3番目の、その、今まさに、その、町長バチカン行かれましていろいろな情報を仕入れてきたというんですが、その中で特に、私、気になるのが、要するに、いろいろ教えてたけど情報発信の方法等を教えていただいたと。だから、いろいろ、どういうふうにすれば、まあ、情報発信の方法が、要するに大切なんだということも述べておられますね。そして、これを踏まえて、町長、帰られましていろいろ庁舎会議なんかやられたんじゃないかと思うんです。感想をですね。で、いろいろ課長と、どういうふうにしてこういう列福成就を迎えるまでに、迎えるまでの情報発信とそれから迎えて成就した後の情報発信と、そういうことをいろいろ検討しなきゃいけない段階に入っているんじゃないかと思うんですよね。

それでね、私、提起するのは、まず知りたいのは、町長のほうからそういう何かお話があったんじゃないかと思うんですけど、それを受けて各課としましては、どういうふうに情報発信に取り組むか、どういう情報発信するのか。

それから、もう一つはですね……、いいです。先にそれをちょっと、考えておるところをちょっと述べてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 町長及び職員のほうがバチカンに参った上で、現地の雰囲気というものを肌でつかんでまいってまいりましたので、貴重な情報だというふうに認識をしております。課員のほうからも復命等も上がっておりますので、そのことを踏まえてお話をさせていただきますが。

我々も、先ほどの議員さんからも御質問があったと思いますけれど、この列福調査というものについては、単純に、喜んで、ああよかったよかったと言って、万歳、万歳ということばかりではなかなか当然言えん、それだけやっぱり不幸な歴史も踏まえた上でのことですので、そういったところを踏まえまして、政教分離に十分配慮した上で取り組んでまいりたいと思っというふうにおります。

その点では、信者の方から、信者の代表の方を交えた勉強会の中で、これをぜひとも町の活性化のために役立ててほしいというお答えもいただいた上で、我々も入っていったことですので、そういった部分を踏まえて、より注意をして政教分離等にも配慮して頑張っていきたいと。

そういう前提で考えますと、このやる上で、一つテーマになってくるのが、あれだけ、まあ、ある程度の方が来られたときに、いわゆる宿泊施設が少ないという状況の中で、今回、ゲストハウスというような動きが出てますが、今後、空き家等がふえていく中で、一つ空き家を生かす上では、なかなか町家ステイ並みのハイスペックな整備は、財源的な問題もあって厳しい部分も出てくるかと思うんですが、もう少しそういう信者の方が安くても泊まれるような形のものを何か考えていくっていうことは、一つ大きな方向性

としてあるのではないのかなあというようなことも、ちょっと、課員からの報告等も受けて考えているとでございます。そういう部分でいくと、いわゆる、まちなか再生と一緒に町並みも守りつつ、いろいろ生かしていけるのではないのかなあというところを強く感じておるというところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。それでは、そういうところもちょっと頑張ってください。

それから、ついでに、観光インフラですね、これも、今の乙女峠を中心にしてしつこく言っておりますが、これは大体今度、乙女峠がそういう、マリア聖堂を中心に来客者がふえるということになりましたら、そこら辺のWi-Fiっていうのは、もう、設備は完了しているのかなあと、それちょっと懸念するんですが。というのは、やっぱりそこを訪れた人たちはそのあたりの景色から、随分インスタで本国へ通信するんじゃないかなと思うんですが、そういうときにWi-Fiっていうことはどうなんですかね。それと、まあ、公衆トイレと、それから休憩所、それから公園駐車場の整備なんかというのは、着々と計画に入っておると思いますけど、そこら辺は大体どういう段取りになっているのか、大体概略を教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今後、インバウンド対策の整備につきましては、商工観光課だけでなく建設課や教育委員会、さまざまな課と町長以下、現地を見ながら、教会関係の方ともお話をしながら、今後、話すテーブルも持って、くどいですが、政教分離を配慮した上で整備を図っていくということになってくると思うんです。

そういう中で、トイレについては先ほども議員さんの御質問の中でもお答えしたような形で、今後下水道整備があちらへ進む段階で、公衆トイレのリニューアルというものは大変現実的な問題として考えられるのではないのかなあというふうに思っております。

それから、Wi-Fiでございますますが、現在、本町通りから殿町に向けて、あと鷺原公園というのは、スポット的にはフリーWi-Fiができる状況にはなっております。ただ、高岡通りがそのとき導入しました補助制度上、なかなかちょっと、公共施設がある部分にこうWi-Fiを設置するという形が一つ、その、防災も含めたものでございましたんで対応ができたわけですが、なかなかちょっと向こうのほうまで、その公共施設的なものがないという部分で、ちょっと、ゾーンの的には抜けておりますので、その点につきましては、今後、財政等も見ながらいろいろテーマとして上がってくるといことになるのではないかとこのように思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 公衆トイレは来年度にはいけるんですか。どうなんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） ちょっと私も具体的に、担当課長のほうにまた、お聞きいただければあれかと思うんですが、同地区のほう、乙女峠があるほう、線路を挟んだ山側のほうになります、あちらへの下水道完備がやっぱり終わらないと、やはり公衆トイレということにならないと思います。そのあたりの整備状況を鑑みて、整備という形が出てくるのではないのかなあというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 下水道の工事完了というのは、それは、いつごろになるんですか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） 下水道の工事につきましては、今年度設計を行いまして、来年度以降のところで工事をする予定になっておりますけれども、まだ、工事完了がいつになるかにつきましては今のところ不明でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） これ、私がこの列福成就の期限、大体数年来にはこうある程度見通しつくんじゃないかと。特に2023年度、禁教令が撤廃されて、150周年記念、そういうところを教会側としましては一つのめどにしているみたいなんです。そうしますと、今年度から考えましたら約4年内ですね、2023年度です。そうすると、もう、今から計画どんどん入っていても、今、下水道公衆トイレでも、来年度はちょっとわからない、2年先ちゅうたら、もう、例えば、2年先やってもすぐそういう期限が来るわけですよ。だから、どんどんその計画を優先的にどんどんここに集中してやってほしいなと、そういうふうに思います。

それからですね、そのためにもね、一つ、この列福成就に関連しての、まあ、どこの部門かわかりませんが、いろいろの方で、プロジェクトチーム、これに対策する、対応する、そういう一つの専門担当部署というのを一つ設けていいんじゃないかなと。そして、総合的にどういうふうに町を、それに向けて形成していくかというのを専門的にやらなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、そういう点どうですか、ちょっと。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まあ、必要に応じてそうした各課を横断をして、プロジェクトチームというものも検討していかなくやならないだろうというふうには思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それじゃ、そういうところで、ひとつ、皆、力を合わせましてこれに向けて一丸となって、町が対応しているということを内外にも示して行ってほしいなと思います。そういうことでよろしく願いいたします。

それじゃ、2項目めの質問に入らせていただきます。

これは、また、今の質問とはちょっと色が違ってきますが、渋沢栄一と論語に学ぶ道徳教育に関してです。これは、今から申し上げますが、このごろの社会現象の本当、唾然とするような現象におかれまして、ちょっと何が足りんのかということで、私、ちょっとこの質問を上げてみました。

では、ちょっと始めます。

2024年度発行の新一万円札の肖像画として使われる実業家「渋沢栄一」。彼は、幕末に現在の埼玉県深谷市の豪農に生まれました。後に將軍となる一橋慶喜に仕え、パリ万博に派遣され、日本の近代化を決意したといわれます。また、新政府の大隈重信に誘われ大蔵官僚となり、国立銀行の設立や紙幣導入に尽力。実業家に転じ、東京証券取引所、麒麟麦酒、王子製紙など500以上の企業団体の設立にかかわった。

彼の愛書は「論語」で、彼の講演編集本「論語と算盤」の中で次のように述べています。一個人の利益になる仕事よりも、多くの人や、社会全体の利益になる仕事をすべき。実業とは、多くの人に物が行き渡るようにする生業。これが完全でないと国の富は形にならない。国の富を成す根源は何かといえば、社会の基本的な道徳を基盤とした正しい素性の富なのだ。そうでなければ、その富は完全に永続することはできない。

今日、利益の追求ばかりが目立ち、あげくの果てに、大手メジャー会社までもが不正を働き、会社代表が頭を下げる場面をテレビでよく見ます。今の時代にこそ、経済の倫理、道徳を求め、公益を求めた「渋沢栄一」の思想が大事であり、経済界にいろいろな意味で警鐘を鳴らしています。

8月19日に、歴史的な大転換を感じさせる声明発表が米国でありました。米、J. P. モルガンチェースのジェイミー・ダイモンCEOによる米経済界は株主だけでなく、従業員や地域社会など、全ての利害関係者に経済的利益をもたらす責任があるとする声明です。この声明には、Amazon.com、アメリカン航空など180を超える米企業のCEOが署名し、従来の株主重視の資本主義から公益重視の資本主義への転換を発表したのです。利益優先の企業が、公器、「おおよけのうつわ」に転換していくということです。「企業は公器」という概念は、日本的経営の原点であり、使命に基づく使命経営の基本です。世の中を永続的によい方向に変革していくことは、企業の使命であり、使命経営をしている企業は存在価値があり、存在価値が高い企業が存続していくということです。

ちなみに、世界で100年以上存続する企業の何と8割が日本企業です。日本は、「企業は公器」というすぐれた文化を持っており、日本のよい文化が世界を変革し始めたと言ってもいいと思われまます。

次に、経済界のみならず、通常では考えられない今日の悪質、凶悪な社会的犯（あおり運転殴打事件、京アニメ放火殺人事件など）、また、インターネット上での個人に危害を加える、デマ、フェイクニュースの拡散など、言語道断な社会現象に対しても、この「倫理道徳」の重要さは欠かせないものであると思います。

彼の成長する時代は、仁、惻隱の情、すなわち、相手を思いやる心、義、みんなのためを考える、礼、礼儀を身につける、智、物事の内実を見通す、信、信頼される、という五つの論語的道德を世に押し広げていくことで、同情する心や恥の気持ちを人に抱かせ、礼儀やけじめ、勤勉で質素な生活を尊重するよう教えられた。それゆえ、当時の青年たちは飾り気がなく、真面目で恥を知り、信用や正義を重んじるという気風が盛んだったようです。

今に思えば、私たち世代も小学生のとき、道德の時間でこのようなことを学んだことがあります、今でも折に触れ、その後の人生においていろいろな場面で社会的道德として生きざまの指針になっているように思います。

質問ですが、1、子供たちに「正常な理性、良識」を養う上で、この「論語的、倫理道德」は大切だと思うがいかがか。特に、人間として異常な倫理道德に反する事件に対して、道德時間を設けて、事の善し悪しを明確に説明し、正義を分別させることも大事だと思うがいかがか。2、小中学生に携帯電話、スマホの使用が学内で許されているか、許されている場合、ツイッターやフェイスブックなどのSNSで、子供たちの間にいじめなどが生じていないか。お答えください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、「渋沢栄一と論語」から学ぶ道德教育に関しての御質問についてお答えをいたします。

まず、最初の御質問でございますけれども、道德教育は、学習指導要領の改訂に伴い、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で「特別の教科 道德」として教科化されました。

改訂に伴い、道德の時間においては、共有されてきたルールやマナー、社会において大切にされてきたさまざまな道德的価値などについて、児童生徒の発達の段階に応じ、答えが一つではない道德的な課題を、一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道德」が重要となっています。

また、特定の価値観の押しつけや、主体性を持たず言われるままに行動するような指導をすることなく、多様な価値観に向き合い、道德としての問題を考え続ける姿勢こそ道德教育で養うべき基本的資質であるとされております。

今後ますますグローバル化が進展する中で、さまざまな文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となります。

一人一人が高い倫理観を持ち、人としての生き方や社会のあり方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、みずから感じ、考え、他者と対話し協働しながらよりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要であり、こうした資質・能力の育成に向け、今後の道德教育が大きな役割を果たしていく必要があると考えております。

次の2番目の質問に対してでございますが、基本的には、学校の指示や許可がない限り、「学校へ学習に必要なもの以外は持ち込まない」という学校生活の決まりがあり、携帯、スマホも持ち込めないことになっています。

これまで、保護者の方から、子供と連絡するのにどうしても必要であるという相談があった場合、ケースごとに許可の判断をしております。これまでも、数件であります。各校で事例がありました。どの事例においても、許可した場合は、登校後、学校で預かり、下校時に渡すようにしています。

また、携帯、スマホでのいじめについてですが、問題行動報告書において、町内で昨年度は3件、今年度は1件の報告がありました。それぞれの件ともに「津和野町いじめ防止基本方針」、各校の実態をもとに策定された、各校の「いじめ防止基本方針」並びに「対応マニュアル」をもとに、迅速かつ組織的に対応され、解決しております。今年度の1件については、3カ月の経過観察期間に入っているところであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと再質問します。

2番目から行きます。小中学生に携帯電話の云々でございますが、私、いろいろこの問題、テレビなんかで見ていると、小中学生がスマホを使っていじめをして、そのいじめられた子が自殺するということが頻繁に——このごろ最近ちょっとあんまり聞きませんが——ありましたね、一時。

それで、あれでも我が津和野でどうかと思ひまして、この質問を投げかけました。やはり、数件ではあるが、あることはあったということですね。それで、「いじめ防止基本方針」によって、早速にその芽を摘んだという。また、今後もそういうふうに対策をしているということですので、それ以上は言いませんが、とにかく気をつけるようにお願いをしたいと思ひます。

それで、1に入りますが、これ、なかなか、私も、ただ単に道德の問題というのはなかなか抽象的で、時代とともに道德が変わるものかな、それで難しいかもわかりませんが、とにかく現代の世情を見ましたら、もうたまらなくなりましたね、ちょっとぶつけてみましたが。

確かに回答の中にも、時代、特にグローバル化、それとグローバル化すると多文化、要するに外国の方と共生するわけで、多文化共生という言葉がよくあるわけですが、その問題を踏まえながら、そういう環境の中で、今の子供たちにどういう道德教育をしていくかということになるんだと思うんですね。その中で、一応そういうのを見せながらも、最終的には人としての生き方や、社会のあり方に多様な価値観の存在を認識しつつ、なおかつ、いろいろな能力・資質の育成に向けて、今後、道德教育が大切だというような、結論的になっていますよね。

それで、実際、我々が道德教育というのは、この先に述べたように、道德時間で本当に単純に、その当時はインバウンドとかグローバル化じゃないですから、国の中だけのことを考えればいいし、ある程度、私らはまだまだ戦前から戦後間もなくですので、どっちかいやあ、儒教的、論語的にそういうのが強かったですね、道德が。だから、「仁、義、礼、智、信」という5項目の徳を並べて、ただ先生にその意味を黒板で書かれて、へえと言って覚えとるんです。だから、子供のときに覚えているから、今でもそれが頭に残るんですよ。最近、何かあったことはすぐ忘れるんですけど、子供のときのほうが入ってくるんです。それが先生に言われたのは、これを守れば悪いことをしないし、社会で生きていくときには、おまえたちの主体性を持って、人間として、そして自分を信用して生きていけるんだから、これだけはしっかり守れよ、ということを言われまして、私、ここ70年間、犯罪も起こさず何とか無事にやってこれたんじゃないかなと思っております。

それで、時代が変われば、じゃあ、道德も随分変わるのか、この「仁、義、礼、智、信」じゃない、論語的道德ですか、じゃあ、これが変わるのかなと思うんですが、ひとつ、ここで言うようになりますが、私、8日に「高津川」、映画「高津川」を見に参りました。チケット買っていたので、で、どんなふう仕上げとるのかなと思って、興味半分に行きました。それで、幕があく前に、要するに実行委員会の方が、この映画のテーマをちょっとさらっと言ったことが、忘れてはいけないもの、というものが大きなテーマであるということでしたので、何を忘れていけないのかな、とにかく幕があくのを楽しみに見ました。そうするとやっぱり幕があきまして、要するに高津川流域を守っている自然と、それと、人間絡みですからね、地域を守っている、そういう人たちの、やっぱりいろいろ構成された中での映画でしたけど、今、道德等から見てなぜ言うかという、私はびっくりしました。この中に流されている各シーンに出てくるシーンに、今から申し上げますが、道德にぴったり一致するところがある。それは、大自然の美しさ。要するに日本の原風景、まほろばとよく言いますが、これは司馬遼太郎先生がよく書いていますね、紀行記に書いとってです。要するに愛しているわけです。あの方が、日本の原風景、まほろばというのは、飛鳥の時代なんですよ。あそこを歩くと昔の古代の道があるんですけど、まさに、田んぼがあつて、山、川があつて、田んぼがあつて、畑があつて、スキがこうあつて、そういう本当に美しい姿です。実際に「高津川」の中に出てきている映像というのは、まさにそのことなんです。それで、ああ、美しいなと、ああ、なるほど、こういうものをなくしちゃいけないのだなと。だから、初めに言われた、なくしちゃいけないものと。それと、そこに次ぐ人間関係です。

中国の有名な道教って聞いたことあるんです。アジアの3大宗教は、この儒教と道教と仏教なんですよ。これが絡み合つとるんですよ。それで、現在、我々の中には、今、中国、このアジアといいますか、特に中国、韓国、朝鮮半島それから日本、3大あります。その中にある宗教はこの三つが絡んどるんですよ。その中の道教の始祖である荘

子という人がおるんです。老荘思想というんですが、老子と荘子なんですけども、自然を非常に愛する人で、自然の中でとにかく過ごしていると。その方が言っとる有名な言葉に、「人間は自然の一部なんだ」と、「自然そのものなんだ」と、そういう話があるんですよ。そうしますと、我々がなくしてはならないものというのは、自然の美しさ。そういうものなんですけど、「そこに住むには、人間としての美しさというものをなくしちゃいけないんだ」と、そういうふうに考えられるんですよ。そうしますと、人間として美しいというのはどういうものかと。そこを今度は論語の、それこそ創始者の孔子がこのように申しています。孔子がある日、弟子たちを集めて、いつものようにいろいろなテーマを掲げて討論するわけですけど、その中でいろいろ孔子が、きょうは理想について話をしてみようと、そういう、弟子たちに投げかけて、弟子たちがいろいろな自分の理想を発表するんです。そして、その中にはやはり弟子たちは出世して、あるいは地位、名誉を獲得して富を形成したいとか、非常に高い理想を述べるんですよ、自分が。それで最後に弟子たちが、じゃあ、今度は先生、先生の理想は何ですかと言うんです。そこが非常にポイントなんですけど、孔子はこう言いました。要するに、老人たちの、お年寄りの心を安らかにしたいと、それから、朋友つまり友達とは信を持って交わりたいと、それから、年少者には親しまれたいと、この三つなんです。それを聞いて弟子たちは、何だ、そんな平凡なことですかと言ったけど、いや、それができる世の中になれば、自分が求める理想の国なんだと言ったんですけど、この映画の「高津川」の中に出てくるいろいろなシーンがあるんですけど、絶えず出てくるのは親孝行ですね。年老いた親を置いて子供が出て立派になる、弁護士になって帰ってくるシーンがありますよね。しかし、置いたままなんですよね。そのうちに痴呆になっているとも気づかずに、子供はたまに帰ってきてびっくりするわけですけど。ここに、親の孝行というか、親を安心させる心は大切なんだと、忘れちゃいけないと、親の。

それと、もう一つ、私、感じたのは、やっぱり友達と絶えず会って同窓会を企画するんですけど、同窓会ですよ。同窓会をやるのに、ぜひ出てくれといろいろ集めようとする、ここへ朋友の、信で交わろうという、その一つ描写じゃないかなと思う。

そして、親しまれたいと、若い者から。これは神楽の修練を、伝統工芸を、要するに守ろうということによって一生懸命にするんですけど、そのうち、お年寄りがじつとついて、それから若い者を鍛えていくと、修練させる。この間に師弟愛というか、要するにそういう、まあ、お年寄りからいわれれば、親しまれやすいと。

こういう三つの風景が絶えず出てくるんですけど、まさにこの監督は、こういうことを知りながらこの映画をつくったのかなと、私ふと、まあ、こじつけかもわかりませんが、通じるものがあるなど。

孔子が生きた時代というのは、中国の春秋戦国とって、秦が統一する——紀元前221年秦が統一する——その前500年、紀元前500年の時代です。それから今、2

020年ですよ。二千五百数年前に既にこういう、今にも通じる優しいこういう思想を広めて回っていたということですね。

私は思うのですが、こういう「高津川」という映画を見ながらも、今の道徳の中でいろいろ変化するかもわかりませんが、基本的にやはり守ってほしい、子供にしっかり教えてほしいと思うのは、まさにこの孔子の言葉であり、「高津川」に見られるあの景色ではないかなと、そういうふうに思うわけです。

ぜひ、この気持ちというものは、町政の中に社会、福祉、そういう政策の中に取り入れて、道徳教育と一緒にやっていってもらったら、この津和野町は、非常にほかの自治体に負けぬようなすばらしい町になるのではないかと、そういうふうに考えを受けて、きょう道徳の話をしましたけど、最後に町長、ひとつ。もし、はい、ぜひ。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 本当、この「高津川」という映画をこういう形で表現していただいて、正直、私は、これはお世辞でも何でもなく、今のお話というのは、今後やっぱりいろんな面で「高津川」、私もPRするときに、いろんな方々にそのお話をさせていただく場面において、非常にきょうはとても勉強させていただくような御質問であったというふうに、まずは思っております。

現在のこの社会の状況、私も本当、憂えるところが多いわけでございます。こうした中で、津和野町の教育をどうしていくのかということでもあります。

具体的な教育論というのは、まさに政教分離ならぬ、教育委員会の、いわゆる独立性というものがありますので、こうした議会の公の場で、私自身が教育論を披瀝することは慎みたいというふうには思っておりますけれども、ただ、現在、津和野町総合教育会議という、私と教育委員の皆さんとが意見交換をする場がございます。で、きょう、本当、丁議員からいろんなお話をいただいたことは、私も同感でもございますし、また、私なりの教育論というものも、きょうの話も踏まえた上で、総合教育会議の中で教育委員会の皆さんとも意見交換をしてみたいというふうにも思っているところでもあります。

そして、きょう改めてその「高津川」というのが、僕自身も論理的に、きょう理解をしたというような、そんな気持ちになっております。もう本当にきょうは、ちょっとありがたく思っておるところであります。そうしたところでまた、「高津川」もすっかり多くの皆様に見ただけのように、そういう面での努力をしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） せっかくだので、教育長が担当ですので、教育長にもひとつ。（笑声）

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 道德教育については、先ほどお答えしたとおりでございます。昨年度から小学校、今年度から中学校、本格的に、いわゆる教科として、道德を教えることになっております。こういった教科書も選定をされて、そういうの、学年でそういう習う教科書があって、それに応じて道德教育をやっていきますので、今までとは道德教育についての位置づけが、かなりウェートが高くなってきていることは間違いないこととあります。

あと、論語の話であります。この論語は、多分もう10年ぐらい前からですね、論語ブームのような形で、全国的に論語も読まれるような形になっておまして、私も、そんなに勉強しているわけではないんですが、若干、そういったものとか、今回、渋沢栄一の話でスタートされていまして、何年か前にその本、渋沢栄一の本を読んだ記憶があったので、家で探してみましたが、とうとう見つかりませんでした。そういった感じで、私自体も論語自体は好きな格言として、いろいろな、役に立つ格言があるなというふうに思っています。

ただ、それを学校に直に持っていかどうかというのは、それぞれの学校の教育方針とかもありますので、まして、こうやって道德を教科化をやつとる中で、さらにこれを持ってけということは時間的な部分もありますので、こういう意見もありましたよというのは、校長会等でもお伝えをさせていただいて、また、そういった機会に子供たちに指導する一言でもあれば、そういった機会があればいいがなあというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問が終わり、以上、今定例会通告者全員の一般質問が終結をいたしました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程、全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。大変御苦勞でございました。

午後2時01分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和元年 第6回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）
令和元年9月12日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和元年9月12日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第103号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～令和2年度）の変更について
- 日程第3 町長提出第104号議案 日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第4 町長提出第105号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第106号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第107号議案 津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 日程第 7 町長提出第 108 号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 109 号議案 津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 110 号議案 津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 111 号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 112 号議案 津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 113 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 114 号議案 津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 115 号議案 名賀地域センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 116 号議案 津和野町集会所使用料条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 117 号議案 日原体育館使用料条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 118 号議案 小川体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 119 号議案 津和野運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 120 号議案 津和野テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 121 号議案 須川運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 122 号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 123 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 124 号議案 津和野町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 125 号議案 平成 31 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 25 町長提出第 126 号議案 平成 31 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 26 町長提出第 127 号議案 平成 31 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 27 町長提出第 128 号議案 平成 31 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 町長提出第 129 号議案 平成 31 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 29 町長提出第 130 号議案 平成 31 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 30 町長提出第 131 号議案 平成 31 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 103 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度～令和 2 年度) の変更について
- 日程第 3 町長提出第 104 号議案 日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 4 町長提出第 105 号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 106 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 107 号議案 津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 108 号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 109 号議案 津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 110 号議案 津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 111 号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 112 号議案 津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 113 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 114 号議案 津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 115 号議案 名賀地域センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 15 町長提出第 116 号議案 津和野町集会所使用料条例の一部改正について
日程第 16 町長提出第 117 号議案 日原体育館使用料条例の一部改正について
日程第 17 町長提出第 118 号議案 小川体育館の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
日程第 18 町長提出第 119 号議案 津和野運動広場の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
日程第 19 町長提出第 120 号議案 津和野テニスコートの設置及び管理に関する条
例の一部改正について
日程第 20 町長提出第 121 号議案 須川運動場の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
日程第 21 町長提出第 122 号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
日程第 22 町長提出第 123 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部
改正について
日程第 23 町長提出第 124 号議案 津和野町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 24 町長提出第 125 号議案 平成 3 1 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第 25 町長提出第 126 号議案 平成 3 1 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 2 号)
日程第 26 町長提出第 127 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号)
日程第 27 町長提出第 128 号議案 平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 2 号)
日程第 28 町長提出第 129 号議案 平成 3 1 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 2 号)
日程第 29 町長提出第 130 号議案 平成 3 1 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
(第 1 号)
日程第 30 町長提出第 131 号議案 平成 3 1 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第
2 号)

出席議員 (12 名)

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出かけありがとうございます。

これから、4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、岡田克也君、1番、草田吉丸君を指名します。

日程第2. 議案第103号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第103号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～令和2年度）の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第103号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～令和2年度）の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第104号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第104号日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第104号日原山村開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第105号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第105号津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第105号津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第106号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第106号津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第106号津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第107号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第107号津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 次のページの、登録事業者という一番下のところなんです。現在では5,500円、月額、になってますが、税抜き価格も5,500円と

ということで、税を抜いたら安くなるんじゃないのかなと思うんですが、なぜ変わってないのかな、それを教えてください。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） 一番下の事業者（登録事業者）の件につきましては、袋代のほうで消費税のほうを負荷しておりますので、そちらのほうだけを変更することで、5,500円分につきましては変更なしということになっております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） この5,500円というのは、消費税はかからないという部分になるんですか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） 5,500円分につきましては、消費税がかかっておりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第107号津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第108号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第108号日原特定公園条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 改正前は税込みで、今回、税抜きの価格なんですけど、価格の、この設定の根拠といますか、おんなじ金額の根拠というのをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長(益井 仁志君) この金額の根拠でございますが、これまで消費税、まあ、カントリーパークができて以降、消費税を全然、内税という格好で、金額をその都度、本来ですと、5%、8%というところで上げるべきですけども、全然上げてなかったというのは事実でございます。内税としてという格好でこれまで処理をしてまいりましたけども、このたび10%になったことに伴いまして、きちんと消費税を明確化させていただいたという形で、経費のほうも電気料とか随時上がってはおりますけれども、金額については据え置いてきたというのが事実でございます。したがって、今回、10%ということではありますけれども、「税抜き」を「税込み」という形で明確にさせていただいたということでございます。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 討論なしと認めます。

これより、議案第108号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、議案第108号日原特定公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第109号

○議長(沖田 守君) 日程第8、議案第109号津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 討論なしと認めます。

これより、議案第109号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第109号津和野町公共下水道使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第110号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第110号津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第110号津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第111号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第111号津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第111号津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第112号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第112号津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 現行の金額は8%の消費税が含まれての金額ですが、改正後はこれを、消費税を外しての金額になるはずなんです、同じ金額となっているのはなぜか、教えてください。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 御質問お答えいたします。

平成元年に初めて消費税法が施行されて、そのとき3%という形になりまして、それ以降、平成9年に5%、で、8%、で、ことし10%というふうに税率が変わってきておりますが、今回、この112号も合わせました10本の教育委員会関係で条例改正のほうを出しておりますが、いずれも——この中には消費税法が施行された以降につくられたものもございますけども、ほとんどが、多くが、その前からつくられている条例でありまして、本来、基本的には使用料、あるいは電気料、暖房料等の考え方の中に消費税というのがなく、当初価格を設定しております。その後、3%が入りまして、本来でしたら、この時点で外税という形にするべきだったのだと思いますけども、3%、5%、8%と上がった段階でも、全て内税という考え方で、ある意味では使用料、暖房料等の中で吸収してきた形であります。一方、消費税が変わった段階では、電気料金につきましても、燃料費につきましても、それぞれ消費税の上昇に合わせて上がってきておりますので、実質的には経費としてはかかってくると思いますが、町としましては、料金はそのまま、内税という扱いで据え置いてきましたので、今回の10%への改正に合わせて、本来の形にするということで外税に改正するというものでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今回、消費税が上がっていくことになれば、町民の生活はやはり苦しくなってきます。それに物価も上がってきつつ、少しずつですが上がっています。その中で、今まで、据え置くとか、そのままの金額だったものが、この、全てが上がってくる時に一緒に上げてしまうというのは、町民の生活にとって

大変響くと思うんですが、もうちょっとずらすとかそういうことはできなかったんですか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今回、先ほど言いましたように、基本的には、もと内税であったものを外税にしたという、まあ、本来の形に戻したということでもありますので、それをちょっと先に延ばして改定するという考えはありませんでしたが、ただ、今回改定した中に使用料関係がございますけども、この使用料につきましては、従来から町民の方が使われる場合にはいただいておりますので、その部分につきましては、従来どおりと何ら変わりがないものというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この消費税条例改正の全般なんですけれども、これまでの考え方として据え置いてきたというのは意図的に据え置いてこられたのか、それともここで見直した結果、これ、消費税上がってなかったぞということで、見落とししていたのか、これは先ほどの部分も日原特定公園も含めてなんですけれども、言い方とすれば、これまで据え置いてきたという言い方かもしれませんが、それ見過ごしてきたのか、チェックされてなかったのか、その辺をちょっと確認したいんですが。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） その時点で、例えば平成元年に3%になった時点で、そのあたりの、まあ、上げるか上げないか、その消費税を外税にするかどうかという議論がなされたかどうかというのは、ちょっと、今の段階でははっきりわかりませんが、多分その時点の判断としては、3%でしたので、この料金の中で何とかやりくりできるだろうということで上げなかったのではないかと、これは想像でございしますが、しております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 以前の8%のときにも、たしか税の改正があったの覚えてます。そのときに我々も全てはチェックできてなかったのがいけなかったんですが、現在、出てきているので上がるんだということがわかるんですけども、この、議長、全般のことに関してなんですけれども、町の、町が取る使用料の中で税が据え置きのあるものがあるのかどうか、それを確認してもよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 担当の課長を総括して、総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 議員の質問でございまして、消費税の課税について、3%、5%、8%という、そういう流れがある中で、町の、いわゆるそういった使用料の関係の消費税についての改正の取り扱いということだろうと思いますけども、その辺につきましては、正直申し上げまして、どういう経過の中で据え置いていったのかという判断はわかりませんが、今回、こうして10%に消費税が改正されると

ということで、ほとんどの、ほとんどと申しますか、そういった使用料関係の条例は改正をされているというふうに考えます。

ただ、津和野町手数料条例というものがございまして、それは、いわゆる窓口業務とかで、いわゆる戸籍とか住民票等とるときに支払っていただくものがありますけども、それについては、今までも消費税の課税対象ではないと、いわゆる判断の中で、それは据え置いております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） いいですか。

○議員（3番 川田 剛君） はい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 済いません。補足というか、追加で言わせていただきますと、うちの場合が駐車場の料金がございまして、これにつきましては、30年の1月の時点で民間の事業者さんからの要望もございまして、役場横、休日はお金をいただく有料駐車場になっておりますが、これを400円から500円にさせていただきます。30年で、これは用地をお借りしてやっておりますので、設管条例は設けておりませんが、これで500円に上げさせていただいたということがございまして、そういう一部上げさせていただいておりますので、今回については、その他の部分については、民間さんとの兼ね合いもございまして、消費税についてを考慮した上では今回条例改正をしておらんとところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 先ほど質疑で言うのもあれかと思いましたが、ちょっとこちらで賛成の討論として言わせていただきます。

大変多くの使用料ですとか条例がありますので、全ての中で、中には見過ごされてしまったような条例もあるかもしれませんので、一度、皆、各課においてそういったものを点検していただいて、使用料が、その消費税がそのままになってしまわないように点検していただくことを願いながら、賛成討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第112号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第112号津和野町立小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第113号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第113号津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第113号津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第114号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第114号津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第114号津和野町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第115号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第115号名賀地域センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第115号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第115号名賀地域センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第116号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第116号津和野町集会所使用料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第116号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第116号津和野町集会所使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第117号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第117号日原体育館使用料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これから、議案第117号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第117号日原体育館使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第118号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第118号小川体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第118号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第118号小川体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第119号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第119号津和野運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第119号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第119号津和野運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第120号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第120号津和野テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第120号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第120号津和野テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第121号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第121号須川運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第121号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第121号須川運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第122号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第122号畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第122号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第122号畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2. 議案第 1 2 3 号

○議長（沖田 守君） 日程第 2 2、議案第 1 2 3 号津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 1 2 3 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第 1 2 3 号津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3. 議案第 1 2 4 号

○議長（沖田 守君） 日程第 2 3、議案第 1 2 4 号津和野町水道事業給水条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 1 2 4 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第 1 2 4 号津和野町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

少し早いようではありますが、9時50分まで休憩といたします。

午前9時34分休憩

.....
午前9時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

.....
日程第24. 議案第125号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第125号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。はい、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 補正予算のですね、ページ数からいうたら、議会の19ページ、議会費、19ページの旅費の費用弁償75万3,000円。まあ、実際には、これは何ですかっということを知りたいんですけども、まあ、質問が3回しかないんで、ちょっと若干先走ったような、推測も含めてなんですけども、80、今度は商工費の57ページの旅費の73万8,000円の△、まあ、何かこのあたりが数字的にあれだったんで……。実際、まあ、これ何ですかっということからいきましようか、わかりやすいから。議会費の、費用弁償。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 関連しますので、商工観光課のほうからお答えさせていただきます。

まあ、議員お見込みのとおりですね、57ページの普通旅費の減額がございしますが、要は、ミッテ区との交流、またバチカンへの訪問等についての旅費の——副議長さんが参加をされましたので、当初の段階では商工費で組んでいたものを議会のほうの旅費のほうに組みかえを行ったということになります。

○議長（沖田 守君） はい、4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） まあ、私も、ちょっとは勉強してきたんで……。

旅費、副議長が行った旅費はもう既に使ってますよね。既に使つとる。で、今度は、6月補正で予算として出てきてる。で、今言われた組みかえという文言を使つとるんですけども、既に使った金とこれからの金との間での組みかえはできるはずがないじゃないですか。で、後、2番目ですから、ちょっと後続けて質問も入れますね。まず、できるはずがない。それから、そもそもどうしてこのような会計処理をするのか。まあ、私としたら、当然これはできるはずがないという前提のもとで言います。知らなかったのか、うっかりしていたのか。

次の質問です。決済過程での機能は働かなかったのか。というのは、ここにある、支出負担行為ですね。だから稟議書が多分回る。まあ、多分じゃない、回ってますから、これが回ってるのですね、ま、何人かが判を押してるわけですけども、これが働かなかったのかなっていうこと。

次はですね、会計管理者は、町長が判を押せども、最終的にこれがおかしいと思ったら当然これは拒否できるわけですけども、会計管理者はこれに対してどのように思われるのか。

で、まあ、当然町長が最終責任者ですから、最後に判を押すわけですけども、これをどのように考えておられるのか。

次はですね、ちょっと変わりますけども、私、明細書を、6月の補正のところですね、情報開示請求をいたしまして、明細書をとっております。ここに明細書があるわけですけども、この中ではですね、普通旅費、要するに商工観光課の中の普通旅費というところで上がってきておると。普通旅費というのは、職員のみにも適用されるはずなのに、なぜ議会の者がこれに当てはめられるようなことにしたのか。これ、前のときにですね、これが出ない前、予算の段階、あっ、執行の前の段階でですね、臨時議会を開くなり、それから専決をするなり、あるいは予備費から回すなり、いろいろな手が打てたはずなのに、なぜしなかったのか、ということです。

今幾つかの質問をしましたので……。

あ、それとですね、これもまた少し、若干先走る形になるんですけども、まあ、質問が三つしかないんでどうしてもここで質問せざるを得ないんですけど、議員派遣の件が出てきて議決したわけですけども、議員派遣ではですね、私が地方自治法を見る限りにおいては、議員派遣というのは、目的、場所、期間、その他必要な事項をあの段階で議決をしなければならないんですけども、まあ、地方自治法220条ですけども、そのときにこの組み替えとかというような話は入ってなかったんで、これは当然、臨時議会で組み替えを認めたということにはならないというふうに私は解釈してるんですけども。

以上のことをですね、まあ、2番目の質問として行いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長から説明するか。総務財政課長、とりあえず基本的なことを今……（発言する者あり）振りかえ等のことは最初じゃけえね。

はい、総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 予算に係る組み替えの計上部分についてでございますけども、現状、まあ、こうして組み替えということで、予算を今回提案をさせていただきます。

議員、もう既に、もう執行しているのということだろうと思うんですけども、その後につきましては、予算を認めていただいた後に、振りかえというような処理を行ってですね、振りかえですね。（「組み替えと振りかえは違うの」と呼ぶ者あり）これは、予算上の予算については組替え計上という言葉で表現させていただいておりますけども、それが認めていただいた後は、実際に執行した予算について、旅費についてですね、組み替えされた予算のほうに振りかえた形での伝票処理をするという形をとっております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございますが、まずですね、ちょっと万やむを得ない状況も若干あったかなというところがございます。というのが、概算では今回に係る旅費というものがある程度わかっておったんですが、最終的な詰めで、要は観光的な要素を排除しましたので、当初のそのツアーで行くときには観光ガイドさんという形でついていた方を、通訳に切りかえんといかんという形が出てきました。かなり、ヨーロッパとかの場合、厳格でございまして、これ両方兼ねてできるちゅうことがないので、それを組み替えるところで金額がはっきりするのにちょっと時間がかかったと。

8月段階で臨時議会をやっていただいた記憶がございますが、その段階ではまだ決まっておらんかったというところが若干ございます。おおむねは決まっておりますが。

そういう状況もあったということと、まあ、今回、町長が、全協——議会のほうに全協等を通じまして、これこれでツアーを企画しましたと、6名に達しなかった場合については、別途町及び議会等の御協力いただきながら参加をさせていただき別立てで構成をさせていただくというようなことをですね、全協でおおむね皆様の、一応御了解をいただいたという前提もございましたので、今回、先ほど総務課長からもございましたが、予算を、事後ではございますが、組み替えて、当面は商工観光課のほうから支出をさせていただいて——科目構成という事務的な手続がございます、そのことによって、事後ではなりますが、支出を組み替えると、支出を変えるという形で対応させていただいたということで、手続をとったところでございます。

○議長（沖田 守君） 会計管理者。

○会計管理者（青木早知枝君） まず、支出負担行為決議書についてですが、別に取りするのは、工事請負費及び委託料の100万円以上のものというふうに決まっております。

で、あとのものについては、支出負担兼支出命令ということになっております。で、旅費につきましては、旅行命令をまず先にとって、その旅行命令に基づいて支出をします。

このたび、一応総務財政課のほうと商工観光課のほうから旅費については議会のほうに9月補正の後、9月補正の際に組み替えをするので、一応こちらのほうから出すということで、私のほうは一応判を押しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当初、私と、それから職員を3人連れていくということで、旅費の予算を組んだわけでありませう。

しかしながら、町民のほうのドイツ訪問ツアー、こちらが最少催行人員に届かなかったということで、中止をいたしました。そうした中で、このミッテコでのドイツの日本国大使館のレセプション等々もあるというようなことも踏まえて、急遽職員を2人に減

らしまして、で、議会のほうにお願いをして、議会からお一人行っていただきたいという事になったといったところであります。

当然、そうしたこととなりますので、予算の組み替えをする必要が生じたということでもあります。

これらの一連の流れにつきましては、その都度、まあ、議会全員協議会のほうにもお示しをして、そして旅行が終わった後になるけれども、予算のほうの組み替えというのは、それに応じてさしていただくというようなこと、それもお話をしてきたという、そういう議会への了解のもとでこうした処理をさせていただいたといったところになります。

○議長（沖田 守君） はい、4番、道信君。

道信君、これ最後ですけえね、十分に、質問があれば全て終わってくださいよ。

○議員（4番 道信 俊昭君） 振りかえという言葉がちょっと出てきたんで、私もちょっと若干、何じゃ、何かよくわからなかったんで、このあたりはですね、後、議事録等を見て、もう一度詳しく精査して、次にまた質問していくようになるんですけども、今ですね、ちょっと私が、素人ながら——素人ながらという言葉はいかんですね——おかしいなと思ったのは、議会費と商工観光費、の、いわゆる款のところですよね。で、地方自治法の220条では、予算の経費の金額は、各款の間または各項の間に相互にこれを流用できないと。今、議会費と商工観光費の間の款を移動させてますよね。で、しきりに言われたのは、明細の中の、まあ、節の当たる部分の中、もう細かいところをごちゃごちゃごちゃごちゃ言われたんですけども、これは、まあ、できる可能性ありますよね、節のところの、細いのは。だけど、根本的に款を移動してますよね。だから、このあたりがどういうふうになるか、じっくり議事録を見ながら、もう一回協議をするようにします。

それと、もう一つは、「全協で理解をいただいた」という言葉があったんですけども、全協は議決じゃないですけえね。これは話し合っ、て、まあ、「どうですか」みたいなで、決をとったわけでも何でもなし。「全協で」という言葉で、議決というようなことをされてもらったら困るというふうに思います。だから、そこの使い分けみたいなものがかかしいなということになります。

で、私は、この地方自治法、この振りかえのところですね、もう基本がなってない、おかしいと。細かいこといろいろ言われましたけど、根本的にですね、既に使った金を、まあ、次の予算で上げて、というような、この行為自体がですね、地方自治法の220条のですね、町長は、予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならないとか、もう一つは、232条のですね、支出の原因となるべき契約その他の行為——支出負担行為ですね、は、予算の定めるところに従わなければならない、このように、きちんと明記されているということは、明らかにこれは法律違反だというふうに私は思って、このことに関してずっとちょっと勉強してみたわけです。

ですから、まあ、当然、そちらは専門家ですから、今のような形なわけですけども、私の予測としたら、時間がなかったから、もうやむを得ず、という言葉と、それから、申しわけないが、というような言葉が入るかなと思ったんですけども、振りかえというような言葉が出たりしたんで、ちょっと私もよくわかってなかったところもありますんで、私はですね、議長、これは、採決、私の今の意志としたらですね、採決に私が反対っていうことにすると、もう、この審議をしたってということになるんで、私はこれもう取り下げべきだというふうに思っております、この採決からは外れたいと、外、出たいということですよ、というようなことを考えてはいるんですけども、こういうことはできるかどうかというのをちょっと議長にお伺いするということによって……。

これほどですね、予算というものに対して——ええかげんちゅうて言うたらまた怒られてしまうんでしょけども、まあ、ええかげんな執行の仕方、あるいは中でもころころ変わりましたね。先ほどの明細、場所も変わるわ、それから513万が最初はとか、まあまあ、そのあたりの中身は、まあ、いいんですけども、そういうものをですね、後で、今のように、変わったけえ、後で、全協でとかなんとかと言いながらも、予算、ということは、議会に対しての審議をですね、非常に軽く見てるというふうに私はもうこれをちょっと見ながら感じたんですよ。

だから、こういうような——それと、まあ、また情報開示請求をして、支払い負担行為なんかを支出負担行為のですね、あの文書なんかもまた見てみたいんですけども。今ここで出せとは言いませんから……。どういうふうに動いたかなあみたいなどころも非常にありますんで、今言いましたように、この審議の中には私は入りたくないということで、いかがでしょうか。これは3番目の質問です。

○議長（沖田 守君） ちょっと暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩を解き、会議を再開します。

副町長。

○副町長（島田 賢司君） このたびの旅費の関係なんですが、補正でドイツでの旅費をつけたときは、先ほど町長が言いましたように、最初、町長と職員の旅費です。今回、その後に副議長さんが決まりましたんで、今回はとりあえず商工費の中で立てかえで出させてもらって、あくまでも議員さんは報酬条例の中に報酬費でいただいております、当然旅費としての費用弁償、ここで組まなきゃいけないものなんです。旅費は、町長以下職員のものなので、あといろいろな協議会、款の8の報償費で払う人は普通旅費になるんですけど、報酬でいただいている方は必ず、費用弁償で組まなきゃいけないことになっています。ですから、今回はとりあえず商工費の中で立てかえていた

だいたいのものを、議会費の中の費用弁償として一応こちらで計上する、そこで支払っていく。

ですから、先ほど言われましたように、款と款の流用は禁止されています。ただ、今回は立てかえているので、今回予算をつけていただいて、それを更正するという。流用というのは数字が変わってきますんで、流用したらこれ以上にもっとふえることになります。副議長が行った分はふえると。数字が変わってきますんで、それはまずいということで、あえて費用弁償へ今回組まさせてもらった。その分を後で更正して直していくということで、商工費は73万もちますけど、議会費のほうでは七十数万上がってくると、これが副議長としての旅費分です。

というようなあれで、流用は今回かけていません、これが正式な出し方ですので、商工費のほうが落ちているのは、町民が行かれなかったのも、職員も1人削って、さらに行き先もいろんな通訳とかも削った中で、こういうふうな数字になってますんで、その分で若干ちょっと数字が違いますけど、パッケージとして入ってますんで、こういう差額が出た数字になってはいますが、本当なら合わなきゃいけないんですけど、パッケージの中の割り振りとして、費用弁償として今回あげさせてもらったということですので。（「問題はない」と呼ぶ者あり）問題はあります。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） それで、4番、道信君、今あなたの意思表示でこれは今回の採決から除きたいという、そういう申し出であります、そうはまいりませんので、あなたが反対なら反対の意思表示をしていただきやいい。賛成なら賛成の意思表示をしていただきやいい。こういうことで続けたいと思います。

それから、もう一言申しておきますが、執行部から、議会から1名、私にという要請があったんでありますが、体調等もあって、副議長に指名をかけて議会から1名同行してほしいという執行部からの要請に応じて、臨時議会の折りに議員派遣をおかけした、これは御承知のとおりであります。したがって、当然議会から派遣をするわけでありますから、会計出納についてはこのような結果になったということでありますから、若干そこにあなたの意見が違うところがありましようが、正当な手続を経ると、かように考えております。

ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 3点、ちょっとお聞きします。

25ページ、総務費、総務管理費ですか、なごみの里のグラウンドゴルフ場の改修というのが出てますね、修繕ですか。これ委託料とそれから工事請負費、これで500万ちょっとぐらい出ておると、これはどこを改修するんですか。

それと、それから教育費73ページ、このたび給食センターですか、この調査設計業務委託料で539万ですか、出てはいますが、これは場所はどこなんでしょうか。前回、何か1回聞いたことがあるような、あそこなのかどうか、また変わっているのか、そこちょっと場所をどこかということ。

それから、89ページの教育費、社会教育費ですね。負担金補助及び交付金で570万ほど減額されていますよね。これ予定物件が大体どこだったのか、それが恐らくキャンセル、変更になったんだと思うんですが、それとついでに、この年度で伝統的建造物群保存事業補助金として、結局減額して、あとどれぐらい使ったのかなど。そこら辺がちょっとわかりましたらお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 25ページのなごみの里のグラウンドゴルフ場の改修ということで、どこかというところでございます。このなごみの里の前面にありますグラウンドゴルフ場の改修ということになるんですが、3月に旧津和野町のまちづくり委員会、四つのまちづくり委員会から陳情というのが出されております。ここの陳情では、今1コースの8ホールの状況になっておりますが、ここを3コースの24ホールにしてほしいという、そういった要望が出されまして、まちづくり委員会の会長さん等とも協議をさせていただき、4月の段階で回答書を町から出させていただいております。

なかなか日原のシルクウェイにも公認コースがございまして、財政的な部分も含めて検討した結果ということで、現在のグラウンドゴルフ場の改修について、させてほしいというような旨の回答を行った後、まちづくり委員会の役員の方と協議をした上で、今回の改修箇所というのを選定してきたということで。

その改修箇所というのは、まず、なごみの里に向かいまして、県道側から正面向かって左側のところにチップボイラーがあるんですが、そのチップボイラーのところの面積を延長してほしいということで、5メートルの2メートル60の幅で、要はグラウンドゴルフ場を広げるといふところと。あと、正面向かって、右側のほうですが、右側のほうもなかなかコース上狭いということで、ここも若干65平米程度、駐車場に寄ったほうに広げさせていただくということと、あと、間に植栽が津和野のグラウンドゴルフ場のところについてはあるんですが、そこを撤去してほしいということで、そういったところを含め、あと芝がもう土状になって傷んでいるところが何カ所あります。その辺も修繕してほしいということで、今回要望に基づいたところで、現在のコースをこういった形で修繕というか、拡張も含めて行ふということで、工事のほうを計上させていただいたということであります。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） まず、教育総務費の給食センターの設計業務委託料でございますけれども、これは給食センターの基本計画の策定になります。したがって、まだ場所も確定しておりませんので、場所あるいは何食つくるかとか、そういったものを含めた全体的な基本計画を立てるためのものですので、御質問ありました場所については、まだ決まっております。

それから、2点目の伝建地区の関係の御質問でございますが、当初予定しておりましたのが、スタジオセンスさんの建物の修理・修景、それから澄川家といいまして、高津屋さんの裏あたりになるんですけども、そちらのほうの建物をこちらは修景ということで予定をしておりましたけども、まず、スタジオセンスさんにつきましては、最近ですけども、向こうのほうから取り下げということで出てまいりましたので、まず中止をいたしました。澄川家住宅につきましては、修景ということで当初600万円、6割の補助を想定をしておりましたが、県ある文化庁と協議をいたしまして、修景ではなくて修理のほう、ということで、来年度改めて計上しまして800万円、8割補助のほうの事業にするということで、今年度は一旦下げるとということで、その二つがなくなりました。

それで、あともう一件、中尾家の蔵ですけども、クレストホーフですか、お店がありますけども、その中に蔵がございまして、そちらのほうを店舗と一緒に形で、中からも見える形のものなんですけども、一体的に使いたいという形でこちらのほうの修景、これ今現在行っておりますけども、こちらのほうへ8割補助の800万と。

それから、高津屋伊藤博石堂さんが、本町から裏に抜ける側の壁なんですけども、雨どいから水が塀の中に入って、土塀が一部崩壊していたということが最近わかりまして、当初はこの事業費いっぱいだったもので、来年度という予定でございましたが、先ほど言いましたように、今の2件の事業が取りやめでありまして、変更となりましたので、その関係の予算がございましたので、急遽、高津屋伊藤博石堂さんのほうのこれは8割補助になりますが、修理になりますが、こちらのほうを実施するというので、結局2件の1,600万円の補助金を予定しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 給食センターの基本計画の内訳というのは、大体どういうことを基本計画するんですか。これ場所もまだ決まっていない、調査設計云々と書いていて539万使って、何をどういうふうの基本計画するのか、内訳ちょっとわかりましたら。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） まだ明確に見積もりと申しますか、とってはございませんですけども、うちのほうで想定しておりますのが、今度つくりますと町内で1カ所にするという形になろうかと思っておりますので、各学校への配送ということが出てまいりますので、そういった配送の便利なことといいますか、そういったことですか、先ほど言いましたように、場所も含めまして、それから何食つくるかということとか、あと調理方法につきましても、通常ガスでやっておりますけど、最近は電気ということもございまして、そういったもろもろの基本的な部分を含めて、どのようにするかということを決めることになろうかと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） まず、55ページ、商工費ですが、駅前小公園整備委託料と工事費が載っておりますが、これはどのようなものになるのか、大体決まっておられるのか、それから、61ページ、土木費ですが、ここで工事請負費として1,700万出ております。社会資本総合整備交付金の増額に伴い、旭橋の耐震補強工事とありますが、これまた何か追加の工事なんですか。

それと87ページ、長福地区発掘調査事業費として、表土除去、埋め戻し事業として400万、これはどのような発掘なのかをちょっともう一点。

それと済みません、57ページ、商工費ですが、駐輪場で900万の予算が出ております。これは、どれぐらいの規模の駐輪場をされるのか。きょうちょっと駅前の駐輪場見てみましたら、たぶん三十五、六台程度収納できる駐輪場がありました。実際にとめてあるのは10台ぐらい、ちょっと規模と900万というのが、どういうふうな使い分けなのか教えていただければ。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、最初の御質問でございますが、つわぶき駅前小公園ということでございますが、これは県から譲り受ける予定となっておりますつわぶき安全センター、駅前の派出所でございますが、これは当初県のほうで解体していただいた上で、こちらを譲り受けるという予定でございましたが、そうするとどうしても手続上高くつくもんですから、こちらが譲り受けた上で解体をしようということになりまして、そのほうがより安くこちらに譲っていただけそうであるということでございますので、その解体工事と、あと現在解体した用地を含めて、旧SL館跡が今下に下がっておりますけれど、これをかさ上げした上で一体的な小公園という形にさせていただいて、安野光雅美術館あたりにもつながるような形にもっていきたいという予定で整備を考えております。というところでございます。

それから、続けてでございますが、サイクリング施設の関係でございますけれど、これにつきましては、駅前だけということではございませんで、当初、いわゆる城下町天領事業というっておりますが、畑迫、津和野の城下町、日原の天領、この三つをつないで3年間でいろいろ再整備とか、畑迫の病院の駐車場の整備などを行っておりますが、この中で要は、回るサイクルコースをつくるというような形で、自転車のサイクリングを、レンタサイクルをある程度生かせんかという実証実験等も行うような形で組んでおりましたが、城跡のVRの予算がほうがかかりかさんだのと、総枠で落とされたということでございまして、そこで予定しておりましたサイクル系の実証実験を含めた、最終的にはサイクリング場を町内、津和野地区に何カ所か整備する形になると思うんですが、その全体的な、1カ所駅前だけでなく何カ所かをつくる。最終的には、道の駅までつなぐというような形で、町内を自転車で往年のように回っていただくということを含めた設計の委託料という形で、上げさせていただいておるということでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 埋蔵文化財発掘調査事業費につきましては、これは長福地区の圃場整備にかかわるものでございまして、表土の除去、埋め戻し等の工事になります。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 土木費の道路長寿命化対策事業費の工事請負費の件でございますが、これは旭橋の橋梁の耐震補強工事でございます。先般、今繰越事業ではございますけれども、管工のほうを10月末から再度もう一つのピアのほうを耐震補強をさせていただく予定になっておりますけれども、この今の予算というのは、当初予算つけていた金額にこれを乗せて上部工の予算という格好でございますので、新たに何か工事があったわけでは、追加したわけではなくて、この工事を含んで上部工の工事を発注させていただくということになります。

先ほどから議員さんおっしゃったように、実はこれも予算が足りなかったんであります、それで県のほうに要望しておりましたら、これ歳入でも上がっていますけれども、1,169万8,000円ほど歳入のほう、交付金がついたものですので、その事業費を上乗せして、今、上部工の発注に向けて準備をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、ページが36ページですが、プレミアム付き商品券の関係であります、これちょっと前に説明があったかなと思いますけど、このいろんな対象者や手続とか、いろいろあると思うんですが、これについて詳しい説明をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 恭一君） プレミアム商品券につきましては、今回の消費税増税に関しまして、国のほうが非課税世帯の家庭、それから子育て世帯、子育て世帯につきましては3歳未満児がいる家庭というところで、上限を1人2万円の購入に対して2万5,000円の商品券を出すというところがありまして、1人について5,000円分マックスでプレミアムがついているということになっています。

本町におきましては、非課税世帯約2,000人、それから子育て世帯というのは、子供の数なんです、これは約120人ということで計算をしております、今回さまざまな予算を上げていますが、負担金のところに5,000万とありますのは、単純に2,000人掛ける2万5,000円ということで、5,000万ということで計算上成り立っておるということになっています。これを商工会のほうへお渡しをするということになります。

今回は10月1日から購入ができるということでありまして、対象者につきましては、非課税世帯につきましては、もう既に申請書をお送りさせてもらっております。その申請書を役場のほうに持ってきていただきまして、一応審査をしまして該当するというこ

とになりましたら、そこで購入するための券をそこでお渡しをします、お金と引き換えに。それを店に……。済みません、申請書を持ってきていただいて、うちのほうが審査をしまして該当するということでありましたら、うちのほうが引換券を郵送しますので、それを持って今度また役場のほうに来ていただきまして、2万円をお出しいただけると2万5,000円分の商品券をお渡しをするということになっております。済みません、失礼しました。それで2月いっぱいまで購入ができて、利用は3月いっぱいというところになっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 草田くん、いいね、どうぞ。

○議員（1番 草田 吉丸君） これは、期間3月いっぱい利用できるっつうことですね。それと2万5,000円、1人ですが、これ小さく500円とか1,000円とか、そういう関係で券は発行されるんですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 恭一君） お一人につき2万5,000円が上限であります、5,000円分が5セットという形で最低購入額になります。ですから、最低購入額は4,000円持ってきていただくと、5,000円分を1セットとして購入が最低限できると。500円分1枚だけくださいというのは、できないということになっていまして、この辺はこれまでの商工観光課がやっておりましたプレミアム商品券と同じやり方になっております。

○議長（沖田 守君） 1番。

○議員（1番 草田 吉丸君） おつりはもらえるんですね、もう500円なら500円、700円のをこうて1,000円を、券を出したら、おつりはなしじゃから、200円は現金で出すと、そういうことですね。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 恭一君） 券1枚500円になってますんで、700円を買うときには500円と200円を、500円を2枚出されると、おつりは出ないと思われま。済みません。（「おつりはないと」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） いいですか。3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 73ページの給食センターについて、先ほど一つにされるというのをさらっとおっしゃられたんですけども、これまでも前期ではありますが、文教民生常任委員会では給食センターの調査、教育委員会を担当した美都に行ったりですとか、教育委員会ではなかったかな。失礼しました。文教でいろんな給食センターを拝見させてもらった中で、愛媛県にも行かせていただきました。高津の給食センター、それから六日市の給食センターにも行ってきて、その中でやはり自校方式というのをですね、津和野町さんだったらできるんじゃないかと。調べておっしゃったことではないですが、やはりセンター方式というのは、最後の部分だと思ってい

ます。確かに、現在の日原、津和野中学校のセンターでは小さい。でも、敷地でいいましたら、その裏に駐輪場の道路といいますか、ふやそうと思えば幾らかは検討できるんじゃないかなとは素人目にも思っておりまして、そういった部分において、センター方式を前提に基本設計を組まれてしまうと、その後の自校方式という選択肢というのが、議論から外れてしまうのではないかなと懸念しているんですが、そういった部分において基本設計には一つのセンター方式でいかれるということなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 基本的な思いとすれば、我々の基本とすればセンターのほうが望ましいと考えております。ただ、基本設計の段階で全てそれで押し通すというつもりは当然ありませんので、自校方式ということも選択肢にないとは言いませんけれども、要は給食センターを一つにしたいという、その思いの中には施設がどちらも悪いということでもあります。

それから、自校方式という形にするということは、今、給食がへりにない津和野小学校、そして木部小学校、青原小学校、日原中学校、この4校も対象にしないといけない。それが本来の自校方式でありますので、今、既に自校方式ではない形で運営をしておりますので、その6校全体の給食施設を直すということは、今の想定の中ではなかなか困難な状況ではないかなというふうに思っています。ただ、建設場所として、津和野中学校内の敷地の中で、どこかそういう場所がとれるかどうかというのは検討の余地が十分ありますので、そこら辺も含めて基本設計の中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 一般質問みたいになってしまうんですけども、この全校にとは申しませんが、ただやはり、益田の学校なんか見えていますと、ものすごく早い段階で配送車両が回っています。場所によっては、青原、木部どちらかが遠いところになってしまったりすると、なかなか冬場なんかは冷めてしまったりすると思います。

現在、旧町単位で1個ずつ給食をつくる施設があります。今、日原小学校にあります。日原中学校にも旧施設があつて、その裏手にもまだ敷地といいますか、素人目で見ればそこも使えるんじゃないかなと思ったりもするわけなんですね。です。その各校、6校に全てとは申しませんが、せめてつくっている人の顔が見える施設ですとか、感想がその場で言える、ごちそうさまでしたという声が届くような施設が、やっぱり残ってもらうことを切に願っておりますので、そういった部分も含めて、センター方式ではなくて、センター方式に限るのではなくて、いろんな選択肢を残した設計をしていただけるかという部分で、もう一度お聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど申し上げましたように、既に自校方式では我が町はないということが前提です。言われるように、学校の敷地内で給食がつくれるということは、我々も望ましいとは思っております。ただ、その部分のところで、2カ所に分けて、今の両施設はとにかく直さんとやれないというふうに思っていますので、その両施設をそれぞれにつくって、本当に今、配属ができていくかということも検討の中には入れた中で、今から基本設計をやっていこうというふうに思っています。相対的にどれが一番いいやり方なのか、そしてどこの場所が一番有利なのかということも含めて、この基本設計で固めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 24ページの総務費の道の駅管理費で同僚議員も質問をしておりますが、グラウンドゴルフ場の改修計画であります。このたび設計料から入れて591万8,000円、大変高額な金額をつけておられますが、今、津和野町で、これだけの3ホールをふやすようにならないというふうなことを申されましたが、会員数は何人おられますか。前に、21年度につくられたときには、津和野町の登録会員数92名というふうに申されておりましたが、今現在どのぐらいの会員数をおって、これだけの何を広げにやらんのか。

それと、これが完成した暁には、嘉楽園のグラウンドゴルフ場、これについてはどうされるお考えか。これは前から申し上げておりますが、日本遺産センターの認定も受けて観光客も相当多くなってきたときに、この嘉楽園にみんな行くわけですね。学童の遠足等でやはり利用されておりますので、これをもしかして、なごみでこのホールが完成した暁には、嘉楽園のグラウンドゴルフ場は、禁止処置をとっていただけるのかどうか、そこんとはどうか、お伺いをいたしたいと思えます。

それともう一点、これも同僚議員が質問しておりますが、給食センターの建設基本計画、先ほども次長が説明をされましたが、基本計画の場所はまだ決まっておらないようなことを申されましたが、前に、教育長さんは議会に図面をくださいましたね。私はてっきりここが給食センターになるんだろうちゅうふうに期待をしてみたんですが、これはまだ公表できん場所なのか、この場所は。そこんとかはどうなんでしょう。ここはもう、前お示しをいただいた場所がもうだめなんか、それともほかへどっかええとこがあったけという計画をされておるんか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど申し上げましたが、旧津和野町の四つのまちづくり委員会は、今回陳情として、3月に陳情として出たのが、今1コースの8ホールしかございませんが、あの面積。あれを3コース、横にふやしてほしいと、24コースにしてほしいという陳情だったということでもあります。先ほど申し上げましたように、私どもが4月に回答した内容は、日原のシルクウェイにちはらに公認コ

ースを持っています。3コース24ホール、プレコースが二つか、それがあって、この会員数は今54名です。年間6,373人が去年の実績として使われております。

私どもとしては、ここが要は、日原のシルクウェイにちはらにあるグラウンドゴルフ場が公認コースとしてありますので、津和野にも同じようなコースをつくるのは困難だということで、今回の補正予算というのは、1コース8ホールの部分の芝の修繕であったりとか、先ほど申し上げましたようにチップボイラーのところの部分に、2メートル、3メートルぐらいの、5メートル角ぐらいで、若干広げるというようなところの修繕をさせていただくということで、御回答申し上げたということでありまして、3コースの24ホールをなごみのほうにもつくるというわけではございませんので、既存の部分の若干の修繕というところをまちづくり委員会の陳情された方には、4月の段階で回答させていただいて、おおむねそういうふうな方向で了解を得られたので、今回補正予算として、今の1コース8ホールの修繕という形でさせていただくのが、今回の補正予算の計上ということでございます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、嘉楽園の話でございますけれども、この分については、なごみのコースの改良とは直接は連動しているというふうな考えは持っておりません。

それから、給食センターの設置場所、前回、野村さんが所有されている土地について、御説明を申し上げました。ただ、その直後ケーブルテレビの工事であるとか、山村開発センターの工事であると、そういった不測の事態が生じたということで、そもそもあそこの候補地は、給食センターと津和野高校の寮にかわるものをという、それを一緒につくろうというところで、あの場所を、選定をしたという経緯がございまして、そういった町の財政的な状況の中で、なかなかそこを給食センターと寮を一緒につくっていくということが困難な状況になったということで、保留状態に今なっているところであります。

ただ、給食センターについては、もう放っておけないような施設の状態になっておりますので、早急に計画をしていかないといけないということで、今回そういう基本設計の予算を出させていただいております。

あの場所につきましては、全く白紙になったとは考えておりません。一応候補の一つとしては、今でも残っている中で検討させていただきたいというふうにも思っております。ただ、所有者に長いこと期待をさせてもいけませんので、所有者の方には一応、前回の計画については白紙になった旨はお伝えをした上で、改めて今、給食センターについて、見直しをしているということはお伝えをしております。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 課長さんから、今のグラウンドゴルフ場が、今の補修して何してあげるということでありますが、そうは申しまして、591万8,000円

も、この設計料からかかるんですからね。これだけの金を投資されるのであれば、これは教育委員会とも関係があるんですが、前から私言うてるんですが、嘉楽園でのゴルフ使用、これは絶対させないというぐらい強い気持ちでできないのか、教育長さんのほうが関係があろうと思うんですが、どうぞございますか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 以前、いろいろトラブルがあったということで、町民の方から苦情もあつたりとか、そういったこともあつて、嘉楽園の使用を控えさせてほしいという御意見も議員の皆さんからもいただいた経緯もあります。そのたびごとに、代表者の方々に言われた内容についてお聞きをしたり、また今後の注意についてもお願いをして、最近はそのような苦情ということをここ一、二年は聞いておりませんが、一方で嘉楽園を皆さんがグラウンドゴルフで使っていただけるということで、芝の管理とか、そういった面につきましては、自分たちで全部草も刈って整備もしていただいております。そういった面もある、いわゆるプラスの面もありますし、それから観光客の方がおいでになったときには、あそこでプレイをされている皆さんが嘉楽園についての説明も我々はすると。そういうふうなこともお伝えを聞いておりますので、そういったプラスの面もあるかなというふうに思っておりますので、そこを無理やり、今のところ私の考えでは、引き払えというようなことを伝えるつもりは今のところは持っておりません。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 歴史的風致維持向上計画のことについて、少しお聞きしたいと思いますが、この駅前開発ということだけでなく、この向上計画は山陰とかいろいろありましたけども、まずは駅前に絞って少しどういうふうな状況なのかということをお聞かせいただきたいと思いますが。

平成26年に旧SL館が解体工事の設計管理委託料を含めて、スタートしたのじゃないかなと思いますが、その設計管理委託料、もろもろずっと今日までの羅列したのを見ますと、約1億円ぐらいの設計管理委託料がかかっております。それから、それに伴う公有財産の購入費そのものも予算的にまだ執行されてない部分もあるかもしれませんが、約8,000万あります。そして、現実的にハードとして、その解体したり、いろいろ駐車場として拡張したりというような工事費が予算ベースでやっぱり約3億ぐらいありますね。これ合わせると、5億円近く現在までかかっているわけですが、なかなか駅前の私どもは、全員協議会で、でき上がったらこうなりますよというような完成予想図的なものを当初、そして変更、いろいろなものをいただきましたけども、その資料も既に手持ちがちょっとわからんようになりまして、結果的に住民の方から、いつそれがどういう形になるのかというようなことがたびたび質問がありまして、私も答えようがないので、うーんちゅって言つとりますが。何かやっぱりあと何年かかるかわかりませんが、看板、その現場で完成予想図のそういったものとか、それが経費的にま

た余分なお金がかかるわけですから、町の広報にいよいよ完成予想図はこのようことになりますよということを少し皆様に周知していただければ、ある程度工事の進捗等々について、不安を持っておられる方もあるようでございますが、まずその辺について、看板というようなものとか、町の広報での周知というのは無理なのかどうか、まず1点最初にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣議員、補正はどこに関係するの。

○議員（5番 板垣 敬司君） 補正は、金額はこれから言いますが。

○議長（沖田 守君） だから、それを言うてもらわないと。

○議員（5番 板垣 敬司君） 補正の4号ですか、ページは55ページ、歴史的風致維持向上計画の補正が上がっていますよね。

今回、駅舎の整備調査、実質調査で770万。それから、駅前小公園整備構想調査委託料161万2,000円。それから、派出所の購入ということで300万、これは今年の当初予算では補償移転料というような形で300万組まれとったものを、今回組み替えということで、公有財産購入費ということでかえられたかと思いますが、そして派出所の解体、小公園整備費として3,280万が計上されています。そして、駐輪場の測量設計業務がまた900万上がっています。この補正に関連して言うところわけですが、例えば駐輪場の設計業務委託料というのは、ことしの当初300万で上がって、駐輪場の工事費で900万上がったものが、今回また設計業務で900万、同じ金額みたいなものが上がるとということも含めて、この予算の背景が非常にわかりづらい。そして現実、駅前の駐車場が1期工事として、約7,200万円で契約案件でやられたかと思いますが、今、工事がどんどん進んでいる状況にない、その辺も含めてちょっとお聞かせいただきたいということです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。簡潔にね。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、最初の大枠のところで御質問あった全体図というか、鳥瞰図です。そのあたりにつきましては、議員さんの本当おっしゃるとおりだと思っております。ただ、今回ほかの議員さんの御質問ありましたように、ロータリーあたりを、地域の皆さんのお声も聞いて改良していかんといかんというようなことをまた出ております。改良を検討しておるところでございますので、何かと1回絵を出すと、ここはどうなんだという話になって、何かといろいろ入ってくるということもあって、今回ロータリーがほぼほぼ決まれば、おおむね形ができたと思っておりますので、その上でぜひとも鳥瞰図を早目にできるだけ急いでつくって、広報等も通じて皆さんにお知らせをしていきたいというふうに思っております。全体事業については、現在の予定では平成で言うと34年ですので、の春には何とか終われるんじゃないかというふうに思っております。

駐車場の工事につきまして、これも今おっしゃったように第1期が終わりまして、これからもうすぐ第2期に入らせていただきたいと思っております。第1期でちょっと

変更も出てくるかと思いますが、そういった段階でできるだけ早く取りかかってまいりたいということで、お待たせをしておしわけないとは思っておりますが、いかにせん、さまざまなJRとの交渉にかなり時間がかかる部分があったりとかで、さまざまな事業が入り組んで行っておりますので、確かに本当わかりにくい部分ではあると思いますが、何とぞもう少しお時間をいただけたらというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 先ほど同僚議員からも駐輪場のことが質問がありましたが、駐輪場の当初は設計業務の300万と工事費900万、確かにあったと思うんですが、それが今回また追加で駐輪場の測量設計業務が900万計上されていますよね。一緒のものなんですか。さっき何かサイクリングロードのために、町内3カ所駐輪場をつくるのか何とか言われましたね。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おっしゃるとおりでして、最初の当初のあたりは、駅前駐輪場というような意味合いだったんですが、県との協議の中で、県のほうからもぜひとも今回の歴まち事業の中で、そのあたりのニュアンスも入れてもらいたいというような御意見もいただく中、先ほど申し上げましたように天領城下町事業で実証実験等も含めた調査を入れておったんですが、それが今回、そっちで実施するのが難しくなったことがあります。

そういうことがあって、町内何カ所かに、サイクルポートというような形で、こういう時代、ぜひとももう一回自転車というものを、津和野地区というのは自転車で回するには大変最適なエリア感というか、面積感でございますので、そういったところをもう一回生かしつつ、道の駅ぐらゐまでを自転車で回れるような形を再度構築していきたいという思いもあって、別途そういう調査系を入れさせていただいておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 結果的に、駐車場が、今朝見てみますと電柱が何本か立てられたり、近くにおられた方にちょっとどうしようのかなと聞いたら、何か電線を地中化しないとやれないとかいうような話があるよとかいう話を聞いたんですが、結果的に最終的にはいつできるんでしょうか、この駐車場。それで早くやらんと、もちろん駅前の商店街の皆様方の営業にもかかわる部分もあろうし、安野光雅美術館に入られる方の利便性もあろうし、さらにJRを使ってあそこの駅の駐車場使えば、パークアンドライドということで、非常に有利、よかったんですが、それも今はないんですよね。何もかもが遅れてきておりますが、最終的に駐車場が一部でも使えるようにとか、何かそういう、いつかちゅうようなサイトとは切られんもんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 現在のロータリーと駐車場については、これから2期工事に入っていくということで、今年度いっぱい完成には何とかなるのではないかとこのように思っています。ロータリーと駐車場部分、有料駐車場部分という形です。

ただ、本当おっしゃったように、電柱があそこ地中化の始まりの部分がありまして、駅前通りから祇園丁、本町につながる、あれが地中化のスタートでして、あそこにある電柱を動かすというのが、通常の電柱を単純に移転するよりは難しいんですわ、工事的に。そういったこともあって、ロータリーの真ん中に、今、仮の電柱が立っているようなことをごさいますして、そのあたりが本当ちょっと手間かかる部分があって、その辺との調整との絡みで、今ちょっととまっているように見えているというふうに御理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 81ページの文化財保護費の中の指定文化財管理交付金601万6,000円ですが、これは永明寺の保存修理事業補助金等でありまして、けれども、あまして永明寺がカヤぶきで傷みが激しく雨漏りもしておるということで、早急な対処をしなければ抜本的に本堂のさまざまところの傷みが来るとということで、今回こうしてあるわけでありまして、今回の修理、また全体的に今後の修理の構想、全体的な今からの考え方について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） この指定文化財管理交付金につきましては、先ほど議員さん言われましたように、永明寺の修復工事の費用と、先般行ったんですけども、八坂神社のケヤキがございまして、このちょっと枝が枯れて落ちそうな部分がございまして、通行に支障を来すといえますか、折れて通行人には当たってはいけないということで、これを部分的に切りました。この関係の補助金と合わせて、そのケヤキの周りの木柵がございまして、そちらがまた老朽化でぐらぐらしておりましたので、こちらのほうをやりかえる補助金というものを合わせてのものでございまして。

先ほどの永明寺につきましては、今回屋根のふきかえを中心としまして、内部も雨漏りをして部屋が傷んだ部分もございまして、この辺の修理も一応考えておまして、ある程度雨漏りをとめて、そういった形にした後、将来的にはですけども、国の指定を目指すという方向では考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 本堂のほうもそうでありますし、庫裏のほうの瓦もかなり傷んでいるんですが、これはとりあえず応急処置をして、今後、国の指定を目指して申請をしながら、国になれば当然2分の1は国の補助金でありまして、あとは6分の1ずつ県と町の補助になるでしょうから、非常に有利になっていくわけで

ありますが、そこら辺の全体的なものについては、やはり今後、今、暫定的な処置をしながら迎えていくということでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 議員さんおっしゃられたとおり、実は庫裏の部分もかなり傾きといたしますか、老朽化がしております、県のほうからも、庫裏のほうの修理もということは言われておりますので、ただかなり両方やりますと金額的にもかかります。今回、あの周辺の墓地から亀井家の墓所につきましては国の指定になりましたが、今の永明寺につきましては、県の指定という枠がかかっておりますので、県の補助金でのまず対応になるということから、なかなか一度にとというわけにもいきませんが、計画的にはその辺は進めてまいりたいと考えております。